

帝京大学

地域活性化研究センター一年報

2024

第 8 卷

◆ 研究論文

- 原発被災地の起業的地域再興への挑戦—南相馬市小高区— 山川充夫 [1](#)
- 学術的著作における「地場産業」概念の理解
—1960年代末～1980年代初めにおける学術的議論の再検討— 山本健兒 [25](#)
- 日本の小規模離島における光ネットワーク整備と高度無線環境への対応 荒井良雄 [49](#)
- コロナ禍を経た山形県飯豊町のインバウンド戦略の再構築 山口泰史 [73](#)

◆ 報告

- とちぎユースサポーターズネットワークとの協定に基づく調査研究報告（2022-2023年度）
..... 乗川 聡・乗川ゼミナール [89](#)
- 2023年度地域経済学科の高大連携における宋ゼミの活動 宋 宇・松村啓佑 [97](#)
- 日本のジェンダー平等問題に関する一考察—宇都宮市の取り組みを事例に—
..... 宋 宇・宋ゼミナール [106](#)
- 那珂川町小砂地区における農業従事に関する現地調査 林田朋幸・林田ゼミナール [115](#)
- 漁業と漁村—加瀬和俊先生特別講義録— 加瀬和俊・林田朋幸 [121](#)

- ◆ 地域活性化研究センター記事 [132](#)

原発被災地の起業的地域再興への挑戦

—南相馬市小高区—

山 川 充 夫*

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. はじめに | 5. 起業とコワーキングスペースづくり |
| 2. 住民帰還と生業再開 | 5.1. 小高ワーカーズベース |
| 3. 小高区再生構想と地域協議会 | 5.2. 一般社団法人オムスビ |
| 3.1. 小高区再生構想 | 6. 地域おこし協力隊と起業 |
| 3.2. 小高地域協議会 | 7. 地域への波及効果 |
| 3.3. 地域のお世話人 | 7.1. 帰還生業再開と移住起業の地域波及 |
| 4. 小高復興デザインセンター | 7.2. 小高商工会会員の動向 |
| 4.1. 小高復興デザインセンター | 8. おわりに |
| 4.2. まちなかプランと復興アクションプラン | |

要 旨

原発災害避難指示区域の地域再生は、福島復興特措法に基づく福島復興基本方針によって進められてきた。しかし原発災害の負の影響は長期間に及んでおり、厚い補助金を伴う移住定住人口政策が進められたとしてもなかなか実効性をたちえない。本稿では南相馬市小高区における生業再開から起業移住へという転換の系譜をたどることで、地域再興のあり様を検討した。帰還者による生業再開には、災前における社会的かつ営業的なつながりが背中を押した。この社会的かつ営業的なつながりが、起業的な若手の帰還者や転入者を受入れる社会的関係資本となった。

この社会的関係資本のうえに小高ワーカーズベースやオムスビがそれぞれ起業し、彼ら自体がハードインフラであるコワーキングスペースやソフトインフラである Next Commons Lab 南相馬など準備することで、地域づくり協力隊制度などを活用した起業意欲のある若者を小高区への移住者として迎えることができた。

地域経済学的に注目すべきは、分厚い立地補助金による大企業誘致というショックドクトリンの創造的復興だけが災害被災地の社会経済的再生にとっては唯一の道ではなく、「100の地域課題に100のビジネスを創業」するビジョンのもとでスモールビジネスが集合体を作る生業的再興というもう一つの道があることに挑戦していることである。

キーワード：原発被災地 小高区 地域協議会 起業的地域再興 スモールビジネス 社会的関係資本

*帝京大学地域活性化研究センター研究員・帝京大学経済学部元教授・福島大学名誉教授

1. はじめに

東日本大震災を契機として発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、震災）によって、福島県相双地方等の12市町村¹⁾に原子力災害特別措置法による警戒区域・避難指示区域が設定された。その12市町村の1つである南相馬市は概ね小高区が避難指示解除準備区域に、原町区が緊急時避難準備区域になった。そのため特に南相馬市小高区民は区域外避難を強いられ、長く厳しい避難生活を余儀なくされた(図1)。

図1 原子力災害避難指示区域と南相馬市小高区 (2016年7月12日)



出所：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/img/portal/template02/hinansjijihensen20200310.pdf>

この避難指示は、2013年7月に「お盆特例宿泊」として一部解除され、2016年7月には全面的に解除された。指示解除後、南相馬市小高区の居住人口は増加し、2019年には3千人台に回復した。その後も微増し、2022年では3,820人となった。同年の居住人口は住民登録比では6割弱となったものの、2016年比での居住人口はなお4割程度にとどまる(図2)。

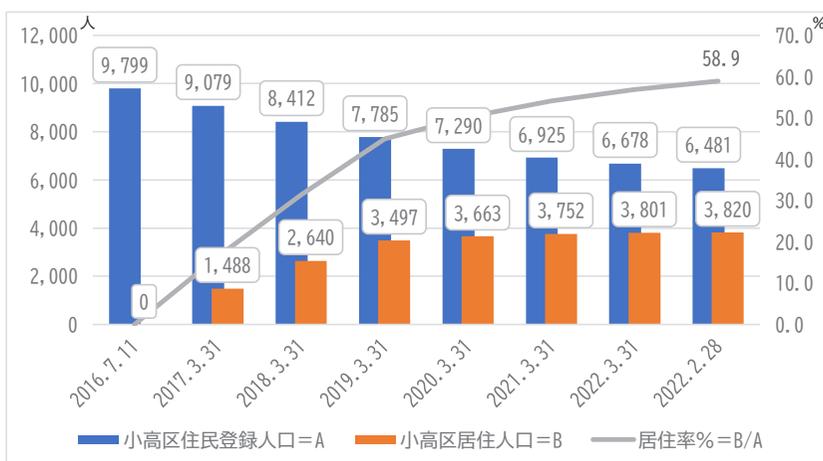
避難住民が「帰還しない・判断できない理由」として上位にあげたのは、震災直後では原発災害や放射線被曝への不安であり、これに帰還先での医療不安が続いていた。しかし時間が経つにつれて、その上位には、帰還先での医療不安は引き続きものの、避難先での生活利便性・生活環境の良さ、住宅確保など生活基盤が出来上がったなどが並ぶようになった。しかし原発災害や放射線被曝への不安は払拭されたわけではない。それは避難者の心の奥底に沈殿し、表面化しづらくなった。

原発災害避難指示区域における生業再開と住民帰還については、福島相双復興機構官民合同チームによるハンズオン支援の教訓がある。それは「生業再開の鍵は家族再生にある」²⁾であった。他方、小高復興デザインセンター(小高DC)に関わった李他(2016)は、「生業再開は小高への想いと移転選択肢の有無」にあり、「原地に戻り再開するまでに時間がかかるという状況が、原地再建を果たした事業者の少なさにも表れている」³⁾と分析した。

由利他⁴⁾の報告では、家業・生業が再開していく系譜は大きくは3つに分かれる。第1は避

- 1) 12市町村とは、南相馬市(小高区)、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、川内村、田村市(都路地区)、葛尾村、川俣町(山木屋地区)、飯館村。
- 2) 山川充夫(2019)「原発事故避難指示区域の商工業復興支援のあり方」『経済論叢(京都大学)』193(2)、59-83。
- 3) 李美沙・窪田亜矢(2016)「原発複合被災地における事業所再開に関する研究—避難指示解除準備区域に指定された南相馬市小高区の第2次・第3次産業を対象として—」『日本都市計画学会都市計画論文集』51(3)、1054-1061。
- 4) 由利泰蔵・植田啓太・藤本一輝・洲崎千代「『小高の10年』小高復興デザインセンターが取り組んできたこと」『10年目の小高 第2回 復興?再生?町興し会議!』2021年9月12日。

図2 南相馬市小高区（旧避難指示区域）人口動向



出所：https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojuyujinnkousui_051031.pdf により作成。

難指示下での特例宿泊が可能となった時期（2013年前後）から小高のまちに関わってきた人（帰還型）である。第2は避難指示が解除された頃（2016年）から小高のまちに課題を抱き戻ってきたあるいは外部からやってきた人（課題型）である。第3は2017年度から南相馬市で始まった地域おこし協力隊員として赴任した若者である（協力隊型）。この南相馬市の制度は、地域課題を解決する起業家を呼び込み、事業を創出することを目的としている。

本稿の目的は、震原災10年余を経るなかで4割程度の住民が帰還している南相馬市小高区を取上げ、震原災直後の避難生活、避難指示解除後の帰還と生活再建、復旧に向けた生業再開⁵⁾、復興に向けた起業プラットフォームづくり、そして地域づくり協力隊員などの起業努力など様子を紹介し、これらの諸活動がもつ災害地域再

興のあり様にかかわる地域経済的文脈を探ることにある。

以下では、震原災後10年間にわたって復興支援を続けた小高 DC 等の活動にかかわる優れた先行研究、及び南相馬市小高区に在住する小林友子・すぎた和人両氏と2022年4月から共同実施している住民インタビューの結果（すぎた編2023⁶⁾）などを活用して、地域再興への取組を紹介したい。

2. 住民帰還と生業再開

—原発災害からの地域再興に向けた第一歩

南相馬市旧避難指示区域の住民の多くは避難指示により生業や雇用を失った。世帯主調査ベースでは、2011年から2013年にかけて、自営業・会社経営者の比率が17%から6%に、会社

5) 緊急時避難準備区域（2012年に解除）と避難指示区域（2012年4月に避難指示解除準備区域と居住制限区域に再編）に指定された川内村における解除後の商業復興については、高木（2014）がある。高木 亨（2014）「原子力災害による福島県の商工業への影響と地理学的支援」『地理』59(1)、33-41。
6) すぎた和人編（2023）『「おだかのあかり」アーカイブ・プロジェクト2022年報告』福島大学地域未来デザインセンター福島復興学研究会。

員の比率が33%から23%に縮小した⁷⁾。他方、無職の比率は18%から39%に拡大した。つまり避難指示によって避難世帯主の21%が生業や雇用を失ったのである。その後も高齢化が進み、無職世帯主率は2021年には47%に達し、生業再開も困難が伴った。

小高区における事業再開のパターンは、前掲李他 (2016) によれば、大きくは2つに区別される。第1は「震災後の特殊な需要に対応」できた事業所である。それは「建物被災に対して支援が有効に働いた」、「従業員数の減少が少なかった」、「同業者や他支店との連携がはかられた」こと等が特徴であった。第2は「特殊な需要ではない」事業所である。それはさらに「企業規模」と「家業 (生業) 規模」⁸⁾ の2つに区別される。前者は、地域外とのつながりがあり、早期に避難指示区域外で再開できた事業所が該当する。設備復旧のため時間を要したが、補助金が原地での事業再開を後押しした。後者の生業再開は事業主の強い意志が反映した。その条件的には、まちなかの立地であったり、設備の被災が甚大ではなかったり、仕入れがほぼ不要であったり、震災前からの常連客が存在したなどであった。

これらのことは2022年に実施した7名へのインタビューからも確認できる (表1)⁹⁾。東北沖地震 (2011年3月11日) の時には、7名はそれ

ぞれ自宅や仕事場に居り、停電は一部で見られたものの、人命には影響がなく、家屋倒壊のような被害もなかった。津波については、家が海岸から離れている場所では、用水路等を経ての床上浸水により高台に避難した人もいるが、直接的な人的被害はなかった。これに対して海岸部では家屋や人の被害が大きかった。下浦行政区に住んでいた原田一美氏¹⁰⁾ は、自宅の2階に避難して助かったものの、家もろとも津波に流された。津波自体は「映画『十戒』」¹¹⁾ のように立ち上がっており、その波もどす黒かった。

原発事故については、小高住民は一般的には防災無線やテレビのテロップを通じて知った。とはいえなかには第一原発の爆発音を直接聞いた、あるいは「外に出たとき、キラキラ光るものがいっぱい落ちてきたの。何か目に刺さる感じなのね。それを見て、視力が凄く低迷した。しばらく視力が治らなかったよ」¹²⁾ という証言もある。この原発事故による避難指示は7名にも厳しい迷走的避難行動を強いた (前掲、表1)。親戚を頼りにし、体育館等の避難所や仮設住宅や民間アパートでの長く厳しい避難生活を経て、小高に戻った。ただし「小高の人ばかりで居易かった」という仮設住宅もあった¹³⁾。

この7名が小高に帰還した主たる理由では、震災前の生業活動の関係性や人への思いやりの深さがあった。そのほとんどはかつての日常生

7) 復興庁・福島県・南相馬市『南相馬市住民意向調査報告書』2014年3月。

8) 家族のみで経営するが「家業 (生業)」であり、その規模は1～数名である。家族以外の従業員を雇用しているのが「企業」である (李他、2016、1060)。

9) 本文や表等でインタビュー回答者の実名が登場するが、この公表は本人から文書で了解を得ている。

10) すぎた和人編 (2023) 『「おだかのあかり」アーカイブ・プロジェクト報告書』福島大学地域未来デザインセンター 福島復興学研究会、48-49。

11) 同上、62-63。

12) 同上、22-23

13) 避難所、仮設住宅、復興住宅などに被災者を受入れる際、地域のコミュニティや人間関係を重視する選考が重要であることを示している。

表1 帰還住民と生業再開の事例

氏名	行政区	避難から帰還まで	生業等の特徴
横田芳朝	川房	地震(梨園で)⇒避難指示(12日19時頃防災無線)⇒原町(親戚)向かうも国道6号線渋滞⇒浪江町津島(活性化センター満杯、滞在1時間半)⇒福島市(親戚宅2,3日滞在)⇒埼玉県大宮(ガソリンをもって娘宅へ、40日滞在)⇒娘宅⇄一時帰宅(双葉屋旅館等に投宿)	かつて養蚕⇒梨園(気候的に制約)⇒避難先大宮市の花農場で夫婦アルバイト(バラ消毒や除草、1年半)⇒川房でバラ園⇄放射能汚染で梨生産が無理⇒地域おこしを夢見て
半杭一成	大富	避難⇒福島市(長男宅)⇒…	もともと酪農家(40頭)「この成牛は、乳房炎になって使うことができないから。これだめだな。小さい育成牛は、何とか1週間生き延びるから…再び酪農経営ができるなと思ったんですよ。だからまさか餓死させるっていうのはね」⇒しかし「(放射能を)測ってみたら数字が全然小さかった」⇒浦上財団の支援を受けて、放射性物質の作物移行の検査も兼ねてNPO「懸の森みどりファーム」立上げる
西佳代子	大町	地震(ガラス割れる、停電)⇒TVで原子力緊急事態宣言(11日19時)⇒津波被害(浦尻の人から知る)⇒原町(叔母宅、12日一晩)⇒福島市鎌田(間屋さん)⇒伊達市霊山(りょうぜん里山がっこう、2泊)⇒原町アパート(4月28日入居、犬も大丈夫。)⇒帰還	もともと「西屋」(学校制服)⇒「店も在庫もないのに運動着を頼まれて」⇒霊山から原町ネーム屋に行き、鹿島・小高中学校に納品⇒「やってたらいろいろ頼まれるのね」⇒グループ補助金⇒再開
橋由美子	大町	地震・津波(自宅)⇒小高工業高校⇒石上体育館(満杯)⇒鹿島さくらホール体育館(12日一晩、原発爆発音)⇒家族別れて福島市知人宅(一晩)⇒福島市あづま総合運動公園(満杯)⇒会津大学(スクリーニング)⇒河東町体育館⇒新潟県三条市体育文化センター(古い、父肺炎で三条病院へ)⇒相馬市(息子・娘の高校進学、1年半)⇒自宅解体⇒再開店(2017年6月)	もともと「鍋屋」金物屋⇒再開店前から左官等から材料注文、買付があった⇒夫が改築設計。商品は金物からセメント、猫グッズ、しいたけ、ほうき、ジェラードまで多数⇄顧客や職人に頼まれて拡大⇒開店時にチェロ・オルガンコンサート開催
浅野則子	南町	地震⇒ミニローリーでの灯油配達後、自宅。停電だが発電機を回す⇒「みんないたから、安心は安心」⇒避難指示(19時頃、TVテロップ)⇒原町区石上ではなく、猪苗代町(高速道路には乗れなかった。12日から1か月。祖母は4年間)⇒原町区桜井町(壊す家を借りる)⇄避難指示区域内自宅(燃料店ということで許可がでた)⇒帰還⇒夫死去(2022年9月)	もともと「浅野設備」プロパン等燃料店。震災後は「小高の町中の1軒1軒すべてガス止め」⇒ミニローリー(灯油)で猪苗代⇄小高間往復⇄鹿島区仮設一番西町の工事受注⇒自宅空家(作業小屋)を活用した「おれたちの伝承館」
渡辺静子	大井	地震・津波(床上40cm)⇒隣の高台避難(一晩)⇒避難指示(爆発音聞こえず)⇒娘と原町(息子宅、10日間)⇒新地(実家、2か月、孫が猫を苦手)⇒新地・仮設住宅(10か月)⇒原町区牛越(夫婦で仮設住宅。小高の人ばかりで居易かった。娘は岩沼市)⇄自宅リフォーム(ハクビシン等の被害。間取りは震災前と同じ)⇒帰還(夫婦で)	「除染ボランティアさんがセブン(コンビニ)のご飯だけではかわいそう。お味噌汁を出す」⇒和田さんが双葉屋食堂と交渉⇒2014年12月から16年3月11日まで、食堂「おだかのひるごはん」お手伝い(1日40~50食、700円)
佐藤有・とし子	小屋木	地震(夫:原町ホームセンター・職場、妻:自宅)⇒避難指示(12日20時頃)⇒道の駅・学校体育館・叔母夫婦家(右往左往)⇒宮城県角田市(会社寮・1か月)⇒大河原町(雇用促進住宅・8か月、壊す寸前の状況)⇒大河原町(アパート・1年)⇒原町(雇用促進住宅・3年3か月、住み易かった)自宅に通う⇒帰還(5年4か月後。放射能を気にしつつ)	会社員退職⇒事業再開補助金活用+通信教育等(コーヒー関連)⇒自家焙煎「香音珈琲」(自宅リフォームで2019年4月新規開店)⇒ライブ(電子ピアノ・エレクトーン・オカリナ)開催

出所: インタビュー記録(2022年5月~12月、杉田・小林・益邑・山川)により作成。参考: すぎた和人編(2023)『「おだかのあかり」アーカイブ・プロジェクト報告書』福島大学地域未来デザインセンター福島復興学研究会。

注1) インタビュー相手の氏名等の公表は、事前に個別に許可を得ている。

注2) ⇄は往復している。

注3) ⇒は概ねの時間経過を示している。

活の豊かさがその誘因である¹⁴⁾。また店舗が無くとも注文が入ってくるとか、取扱商品を買入れている間にいろいろ頼まれて走り回ったとか、地元で活動ベースを置く生業・家業に固有な受注状況が現れている。それは当初から未来の「地域づくり」を企図していたわけではない。生業の再開や維持には、中小企業等グループ補助金（浮舟グループ）や原子力賠償金が使われた。事業再開の背中を押したのは、なによりも長い付き合いがある顧客や職人に「頼まれた」ことにあった。

3. 小高区再生構想と地域協議会 —原発災害からの創造的再興を目指して

3.1. 小高区再生構想—歴史・現実・創造

小高区再生への取組みの端緒は、2014年に南相馬市が「南相馬市総合復興計画基本構想」を作成する際に、小高区地域協議会が「小高区再生構想」を策定したことにある。小高区は、そのほとんどが原子力災害避難指示区域となり、その多くが避難指示解除準備区域に指示された。再生構想の目的は「避難している住民が戻り、一刻も早くこれまでの生活を取り戻し、小高区の再生を図るためには、暮らしやすい安全・安心な生活環境を整備するとともに、人口減少と少子高齢化に対応した新しい生活提案が必要であり、その方向性を示す」¹⁵⁾ ことにあった。

基本コンセプトは「歴史に根差し、交流を通じた、創造的な小高の再興を」であった。基本方針は「過去との交流（歴史）／現在との交流（現実）／未来との交流（創造）」の3つである。「過去との交流（歴史）」では相馬野馬追を核に歴史を紐解き、小高の地域資産をまちづくりに

積極的に生かすことを、「現在との交流（現実）」では厳しい現実（地震・津波・放射能汚染）を冷静に見つめ、子ども現役世代（若者／大人）高齢者がそれぞれ生き生きと暮らし、地域コミュニティ活動を通じ交流することを、「未来との交流（創造）」では安全・安心のまちづくりと新たな価値を創造できる環境づくりを、それぞれ意味した。さらに原発災害を克服した地域として情報発信し、世界中からの関心を集めることがあげられた。

「目指すべきまちのあり方」は次の5つから構成された。すなわち①コンパクトなまちにする。②安全・安心に心を配り、生活しやすいまちにする。③地域コミュニティを再生できるまちにする。④雇用と産業を生み出せるまちにする。⑤夢・希望を語れるまちにする、などである。

これらをベースに小高区市街地の再整備に向けて機能配置のゾーニングが提示された。すなわち①駅前通りと小高神社へつながる道に囲まれる北側地域にコンパクトに街を集積する（コンパクト・エコタウンの実現）。②時間軸（過去・現在・未来）との交流を小高神社から駅前に向かうL型の通りで表現する。③小高神社への通りを歴史的景観整備ゾーンとする。④駅に向かう通りで、「現在」から「未来」へとつながる『小高の新しい住まい方』を表現する住宅群、商業施設、交流施設を配置し、その拠点を駅前通りと県道との交差点廻りに配置する。⑤駅前には、「未来」の小高区を担うであろう若者向け交流・文化施設、商業インキュベーション施設を配置する。

以上の5つであるが、これらは「核（コアゾーン）」として市街地整備を進めるものとなった。南相馬市は、この市街地の中心部に小高交流セ

14) その豊かさは、ここに住むことで「ほっとする」という言葉に集約される。具体的には、気楽に挨拶できるとかお裾分けできる関係がもてる地域コミュニティがあり、神社やお祭りがある。こうした豊かさが帰還率を高めていると住民は話す。

15) 小高区地域協議会説明資料「南相馬市小高区再生構想（案）」2014年5月29日。

ンターを多世代による地域内外の交流拡大や地域活性化、にぎわい創出、地域コミュニティの再構築など、復興・再生を目的として2019年1月に整備した。その施設構成は、あそびばラクスル、和室、エクササイズエリア、トレーニングエリア、多目的室、小高はらっぱ、交流スペース、子育てサロン、チャレンジオフィス、小高マルシェ、故郷喫茶カフェカミツレ、小高の歴史コーナー、ゆめ広場、めざせ！殿様食堂、MUROHARS SURFBOARD PRODUCTION などである。

3.2. 小高地域協議会—地域自治区制度の活用

小高区が相対的独自の再生構想を策定できたのは、南相馬市が合併時に地域自治区制度をとったからである¹⁶⁾。南相馬市には旧原町市、旧小高町、旧鹿島町に区役所（総合支所）があり、各区には住民参加を進める目的で地域住民の代表を委員とする地域協議会がおかれた。地域協議会は正式には地域自治区地域協議会であり、2006年1月に規則がつくられ、同年8月に条例となった¹⁷⁾。地域協議会とは「地域自治区内で実施される様々な事務事業に関して、市長や市の機関の諮問に応じるほか、意見を述べるができる機関」¹⁸⁾であり、地方自治法第202条の4に規定されている。

委員は小高区の場合15名であり、委員の属性

は公共団体からの推薦委員9名、見識者3名、公募委員3名という構成である。公共団体から推薦される委員は、小高区長会連合会2名、小高商工会2名、ふくしま未来農業業同組合1名、小高郷騎馬会1名、小高区民生委員・児童委員協議会1名、女性消防隊小高区隊1名、小高区小中学校PTA連絡協議会1名である。地域協議会は年10回程度開催される。

地域協議会の存在は小高区が相対的に独自の取り組みを行うことを可能とし、そのために2.29億円（2023年度）の自治振興基金が造成されている。小高区自治振興基金が充当された事業は10事業（延べ29件）であった（表2）。これらの事業の詳細は、4.2.において説明する。ここで強調しておくべきは小高区将来のまちづくり提案事業の内容である。それは「市とは別の視点で小高区の歴史・風土や地域資源を活用したまちづくりを検討するため、専門家及び小高区民で構成する組織に対し補助金を交付する」ことにあり、「市とは別の視点」¹⁹⁾が小高区の将来まちづくり検討会議には要請された。

この別の視点とは、小高区のほぼ全域が放射能汚染で、まず「警戒区域」に指示され、次いで「避難指示解除準備区域」等に再編指示され、2011年3月から2016年7月までは住民が帰還できない状況が続いたからである。これに対して原町区平坦部のほぼ全域は、緊急時避難準備区域に指示されたものの避難指示は出されず、半

16) 設置の経緯については、「自治基本条例制定」を参照のこと。 https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/admin/machidukuri_sengen/4038.html（2024年1月10日閲覧）

17) 相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例。 <https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/50/henkou.pdf>（2024年1月10日閲覧）

18) 南相馬市「地域自治区及び地域協議会について」 https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/53/20220120_85i0r.pdf（2024年1月10日閲覧）

19) 原発災害で避難指示区域に指示された小高区は独特な地理的特性をもつ。災前には東北電力による浪江小高原発の立地を拒否したという歴史をもっている。文化的には南接する浪江町との関係が強かったが、北接する原町市・鹿島町と合併し、南相馬市になった。さらに小高区はほぼ全体が避難指示解除準備区域に指示されたが、原町区・鹿島区はそのほとんどが避難指示区域から外れた。南相馬市内では小高区は3分の1に過ぎず、復興をすすめるにあたっては他区との調整というハードルがある。

表2 小高区自治振興基金活用事業

事業名	年度											
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
小高特産品コンテスト事業	○											
小高復興語り部育成運営支援事業	○			○								
小高区将来のまちづくり提案事業		○	○									
高校生による小高区への提案事業			○	○								
高校生による小高区での実践事業					○	○	○	○	○	○	○	○
小高区花のまちづくり推進事業							○	○	○	○	○	○
小高まちなか賑わい創出事業							○					
小高交流センターイルミネーション装飾業務委託等								○	○	○	○	○
小高川河川敷桜のテングス病対策								○	○	○	○	○
小高駅前観光案内看板改修									○			

出所：小高区地域協議会 / 小高区地域振興課「小高区自治振興基金の活用」（各年度版）より作成。

年後の2011年9月30日には解除され、平常生活が約半年後には再開できた。また鹿島区は飯館村に隣接した山間部を除き、避難指示区域が設定されなかった。

3.3. 地域のお世話人—小高区への移住定住サポーター

小高区への帰還者人口が頭打ちになり、南相馬市は移住定住希望者を支援するために、2021年10月に「地域のお世話人」制度を立ちあげた。これは移住希望者や移住定住者からの問合せや相談があった際に、小高区役所地域振興課おだかぐらし担当が「地域のお世話人」を紹介し、地域のお世話人から地域の様子や仕組み等を伝えてもらうなど、移住定住者をサポートする仕組みである。この地域のお世話人制度は移住定住者にとっては地域社会との交流を円滑にするプラットフォームになっている。

2023年11月時点では36名が地域お世話人に登録している。36名のうち仕事や趣味・特技・一

言・対応分野などが記載されているのは28名である²⁰⁾。28名の仕事(以下、延べ数)で多いのは、農業(10名)であり、これに会社役員等(6名)、こども園・小学校・中学校教員(5名)などである。他の分野では、NPO理事、ヨガ等インストラクター、デジタルマーケティング支援、ワイン醸造、コーヒースタンド店員、主婦、家業手伝い、旅館女将、工房商店主、行政区長など各1人である。

「#対応分野」としては、地域づくり・地域交流・農業などが各13人(以下、延べ数)、起業・教育・自営業が各7人、子育て6人、伝統文化5人などである。他にはリモートワーク、「転職経験あり」、I・Jターン、「元地域おこし協力隊」などがある。趣味・特技では女性世話人からはおしゃべり、食べること、台所にいることなどがあがり、男性世話人からはゴルフ、野球、ロードバイク、ドライブなどアウトドアなどが上がっている。いずれも気楽さを前面に出しているのが特徴である。

20) www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/21/2110/odaka_gurashi/19291.html (2023年11月21日閲覧)

4. 小高復興デザインセンター

—まちなか再生の取組

4.1. 小高復興デザインセンター—東京大学窪田研究室

小高区再生構想のデザイン化にあたって大きな役割を果たしたのは、小高 DC であり、その調査と原案づくりに貢献したのが、東京大学窪田研究室であった²¹⁾。そこでは住民の意思や行政区との連携を根幹とし、小高の復興に向けて実践と探究の繰り返しが行われた。小高 DC は小高を復興していく協働の拠点としての役割を果たした。

小高 DC は2016年7月に設立され²²⁾、その準備的活動は設立の2年前から始まった。設立までの間は、窪田研究室のメンバー（教員・院生・学生）が住民と共に「小高らしさ」に向き合い、ワーキンググループ（WG）を立ち上げ、総合的な検討を行った。WG は2014年12月21日から2015年3月22日までに4回²³⁾開催され、地域構想を作った。その地域構想には「小高の生活を再構成するため」として、以下の7つの柱が建てられた²⁴⁾。

- ① 多様な在から成る（多様な行政区には自治の仕組みと文化がある）
- ② これまでの蓄積を活かす（歴史的な建造物、養蚕や機織りの記憶は小高らしさの要素）
- ③ まちなかが再生拠点、小高の支柱である（小高神社・区役所・浮舟会館・駅・学校・

幼稚園・病院・商店街・スーパー）

- ④ 新たな生業に挑戦する（農業〔酪農研究会等〕・漁業・絹業・流通・工業）
- ⑤ 活動が芽生える（店舗・事務所の再開や漁業・酪農の再開決意）
- ⑥ 人と小高の、いろいろな繋がりをもつ（小高への様々な想いを繋げること、未成年世代との丁寧な対話）
- ⑦ 災害・放射線リスクに向き合う（過去の災害〔飢饉・洪水・火災・減反・産業空洞化〕をどう乗り越えてきたのか、そして今回は…）

小高 DC は、7本柱の地域構想に基づき、2017年～2019年の3年間に、集落部とまちなかの各地域の課題と資源を掘り起こす活動を行った。その掘り起こし活動は、「あるき→ワークショップ」を展開して取りまとめ、逐次、「小高志」²⁵⁾を通じて小高区民に報告された。2018年にはそれまでに取組んだ結果を『小高・地域づくり手帖—つながりの再生に向けて—』として取り纏めた。この手帖には地域再興に向け多くのヒントが盛り込まれている。なお小高 DC の活動は2019年度で終了した。

4.2. まちなかプランと復興アクションプラン—高校生を巻き込んで

再生構想のもとで、2015年8月には「小高まちなかプラン」が、2017年11月には「小高復興アクションプラン」が作られた。「小高まちなかプラン」の方針で大切にされたのは、まちな

21) 大学院生・学部学生等が総計で約20名がこの活動には関わり、本稿でも引用しているすぐれた研究業績も多く残している。また窪田教授は2023年度に東北大学に異動した。

22) 2019年4月からは南相馬市からの委託を離れ、復興庁予算となった。

23) 第1回（2014年12月21日）では自己紹介し、それぞれの思いを語った。第2回（2015年2月1日）は時間軸ワークショップで、それぞれの人生と小高のまちの歴史を重ね合わせた。第3回（2015年2月22日）では小高のまちなかの暮らし、小高を再構成するための5本の柱を話し合った。第4回（2015年3月22日）では小高を再構成するための7本の柱を軸に、各自が小高でしたいことやその課題について、話し合った。

24) 小高地域構想ワーキンググループ（小高区地域協議会）「小高志」1、2015年6月。

25) 「小高志」は2015年6月から2019年4月まで合計16巻が刊行された。

か全体で敷地も複合的に使い、人と人を繋げることにあった。避難指示解除後の激変状態のなかで、小高区の復興には「戻る・戻らない」という二者択一だけに限定されない、柔軟な選択肢の提示が求められた。

この具体化は「小高復興アクションプラン」で図られ、2つの最重点プロジェクト、すなわち「地域の絆の再生」と「若者が定住し活躍できる取組の構築」が掲げられた。前者の地域の絆の再生では、①小高区復興拠点整備が「復興拠点施設を核とするまちづくり」として、②地域盛り上げ支援事業が「地域が課題解決へ取り組む」として、③みんなで草刈りポイント事業が「地域協働の課題」として取組まれた。

後者の若者が定住し活躍できる取組では、①地域おこし協力隊活動事業が「移住定住促進の環境整備」(5.及び6.参照)として、②高校生による小高区での実践事業が「高校生(原町高・小高産業技術高)によるまちづくり」として、そして③移住定住促進アドバイザー事業が「移住に係る情報提供等のコーディネート」として取組まれた(4.3.参照)。

高校生(小高産業技術高校²⁶⁾など)による実践事業は2017年度から実施され、2019年度には以下の3つの事業が取組まれた。

- ① 季節ごとのイベント企画・開催 3回(夏秋冬、各1回)。
- ② 小高区の復興情報サイト運営：ホームページでの復興状況・グルメ・観光・季節イベント等の発信。(http://live-lines-

odaka.com/)

- ③ 小高区の復興情報パンフレット作成：生活情報や観光資源等を中心に掲載し、市内外へ配布することにより、小高区内の交流人口の拡大を図る。2019年度には駅前の飲食店5店舗を紹介する冊子を作成した。

このように小高DCは帰還居住者や外部の大学院生・学部学生や通学してくる高校生などを取込みながら、小高の地域再興活動に大きく貢献した。

5. 起業とコワーキングスペースづくり —社会的関係資本の再構築

避難指示が解除された頃(2016年)から小高のまちに課題を抱き戻ってきたあるいは外部からやってきた人たちの代表例は、映像作家のすぎた和人氏²⁷⁾、Uターンで小高ワーカーズベース(小高WB)を立ち上げた和田智行氏やカフェ「オムスピ」の森山貴士氏などである。彼らは移住者と居住者とを取り結ぶ活動をそれぞれの立場から行っており、地域プラットフォームの役割を演じている。ここでは和田氏と森山氏(6.)の活動を紹介する。

5.1. 小高ワーカーズベース—地域課題解決型スモールビジネスの族生を目指して

(1) Uターンと震災避難

和田智行氏は小高で生まれ育ちで、東京でシ

26) 小高産業技術高校は小高区吉名にあり、2017年度に小高商業高校と小高工業高校を統合する形で設置された。定員は1学年160名であり、その役割は福島イノベーションコースト構想の推進の人材養成であるが、高校生の存在は帰還者数の頭打ちと高齢化が進む小高区にとって地域活性化の大きなエネルギー源である。

27) 1964年、東京都生まれの映像作家。1990年代後半から会津・岩手・長野などに移り住んだ経験から、2011年より個人誌『J・one 生命あるもの(1-11号)』を発行、福島の小さき声を伝えている。2012年5月、故・若松丈太郎氏に案内された警戒区域解除間もない小高の精神風土に魅せられ、2016年より小高をベースに創作活動を再開。2016~18年にかけて小高の人々とウクライナを3回訪問し、『ウクライナ交流ブックレット』など4冊制作。2020年秋、小高区大富に移住し、小高のひと・風土・歴史を映像で撮り続ける。(出所:すぎた和人編(2023)『おだかのあかり』アーカイブ・プロジェクト2022年度報告』福島大学地域未来デザインセンター福島復興研究会)。

STEMエンジニアをやり、スマホゲームづくりの会社とブライダルジュエリーをインターネットで販売する会社をつくった。彼は2005年からは小高に戻って、2つの会社でリモートワークした。地域とのかかわりは消防団や地元仲間とバンドを組んでの施設慰問やイベント演奏にとどまった。

2011年3月の震原災で避難を余儀なくされ、一時、埼玉県川越市に避難し、最終的には避難先を会津若松市に移した。その時もリモートワークをしていたが、充実感が持てなかった。それは「何か毎日毎日一生懸命仕事してるけど、結局自分は家に帰れないし、避難指示というのがいつまで続くのかもわからないし、それが自分自身の課題解決につながらない」思いが募り、だんだん仕事へのモチベーションを保てなくなり、2011年12月には2つの会社を辞めた。その

後、避難先の会津から小高に通いながら、小高ワーカーズベース（小高WB）を創業した（表3）。現在（2023年）は子供たちと一緒に小高に帰っている。

（2）小高WBのミッション—スモールビジネスの集合体になる

小高WBのミッションは「地域の100の課題から100のビジネスを創出する」である。その意味は「この地域はたくさん課題があって、だから暮らせないとか戻れないとか、そういう話になっちゃうんですけども、あとは原子力災害によってもたらされた課題、全避難を余儀なくされたこととか、そういう課題がある中で、そういう前例がない課題、あるいは無数の課題に対してどうしたらいいかわからないというような状況で、やっぱり課題って見方を変えれば

表3 株小高ワーカーズベースの活動概要

会社名	株式会社小高ワーカーズベース
資本金	250万円
創業	2014年2月
設立	2014年11月
所在地	・2014年5月 花月（小高区東町） ・2014年9月 小高駅前（小高区東町）に移転 ・2019年1月 小高パイオニアヴィレッジ（小高区本町）に移転
役員	代表取締役 和田智行
従業員数	18名（2023年11月現在）
主な事業内容と変化	<ul style="list-style-type: none"> ・小高パイオニアヴィレッジ管理運営（2014年5月～） 同上簡易宿所付コワーキングスペース（2019年～） ・食堂おだかのひるごはん（2014年12月～2016年3月） ・仮設商業施設「東町エンガワ商店」（2015年9月～2018年12月） ・ガラス製品の製造・販売 HARIO ランプワークファクトリー小高（2015年～） 同上工房兼ギャラリーショップ（2016年6月～） ハンドメイドガラスブランド「iriser-イリゼ-」発売（2019年3月～） ・産業復興・雇用創出支援契約を三菱商事復興支援財団と締結（2016年3月～） ・クラウドファンディング「ふくしま復興・創生ファンド」募集（122万円）（2017年3月） ・「Next Commons Lab 南相馬」事務局の管理運営（2017年6月～） ・コワーキングスペース「NARU」の管理運営（2018年10月～） ・「Next Action → Social Academia プロジェクト」スタート（2021年5月～） ・その他受託事業

出所：和田智行氏講演録／希来基金主催「小高を考える会『第2回 復興？ 再生？ 町興し会議！』」（2021年9月12日、於：小高ワーカーズベース）及び <https://owb.jp/company/about/>（2023年11月15日閲覧）他。

ビジネスの種だし、何かここ特有の課題があるというのであれば、これでしか生み出せないビジネスも生み出せる可能性があるんじゃないかなと、そう思いまして、なので仮にここに課題が100あるとするならば、それを解決するビジネスも100つくろうじゃないかというのが僕らのミッションです」。

「自立した地域」にするためには、「あつという間に撤退」する企業誘致ではなく、「地域の中で事業を起こしていく、課題を解決していく、そういう風土を定着させたい。そのためには「次の10年で大体20ぐらいの事業をつくっていききたいなど。仲間を増やして、ワーカーズベースの場所自体がスモールビジネスの集合体になっていくような、そういうような、これからそういうことを実現していきたい」と意気込む。

(3) 小高再生の環境整備—生活環境づくりから小さな仕事創出へ

そのために小高WBは3つのステップで起業向けの環境整備に取り組んだ(前掲、表3)。

1) 食生活環境の整備

第1ステップは「生活環境の整備」であった。「僕らは現場にいてご飯食べれないよ」というところもあったので、地元のお母さんたちと一緒に双葉食堂さんをお借りして、『おだかのひるごはん』という食堂を始めた。また「スーパー、コンビニがないと帰れない」というのが復興庁アンケート調査結果の上位に上がっていたのである。このおだかのひるごはんは他にカフェや食堂ができてきたことから終了した。また南相馬市から仮設スーパーを整備するので、誰か運営してくれないかといわれ、『東町エンガワ商店』を受託した。この東町エンガワ商店も公設民営のスーパー「小高ストア」が大町に開店することになり閉店した。²⁸⁾

2) 小さな仕事の創出

第2ステップは「ある程度生活環境が整ったところで、どうせ若い人は帰ってこないよと、そういう声が多かったので、じゃあ若い人にとってやってみたいと思える仕事とか、あるいは魅力的な職場環境、働きやすい環境と言ったらいいですかね、そういうものをつくろう」ということで、ガラス工場のHARIOランプワークファクトリー小高を立ち上げた。和田氏はランプワークが良いと思った理由を3つあげるが、念頭にあったのは子育て世代の女性である。

その1つは「まず手に職がつかますね。職人の仕事なので、やればスキルが積み上がっていったら、そうすると自分はこのペースで働けば何年後にこのぐらいのものが作れるようになって、結果このぐらいの収入が得られるようになるんじゃないかと、そういうような期待感とか人生設計みたいなものを持ちながら働くことができます」。

2つめは「これはものづくりなので、時間がどうしてもいいんですね。決められた日までに物を作ってもらえば、別に1日何時間働こうがどうでもいいと。／バーナーさえ引けば家でもできるので、そんな感じで仕事と収入の量を自分でコントロールできる仕事にできるなというところですね」。

3つめは「かわいくておしゃれなものを作るので、若い女性が好きかな」と思ったことであり、2017年6月では女性7名が従業員として働いている。

3) 地域波及効果

HARIOランプワークファクトリー小高の創業は地域に波及効果をもたらした。「小高に縁もゆかりもない人がここにアクセサリーを見たり買ったりするために出入りするようになったり、市内の高校生が卒業したらここで働きたい

28) 他にカフェや食堂ができて来た。

と言ってくれるようになったり、実際最初は地元の主婦、完全な素人だけで始めたんですけども、今年からガラスの専門学校を卒業した子と、あと美大を卒業した子が働きたいと言って応募してくれまして、若い子も2人加わっていますね」と。

さらに「この近くでカフェを開きたいという相談を持ちかけてくる女性が現れて、彼女はあそこのカフェの方ですけども、こういう工房をつくることによって、こういう変化が起きてくるようになりました」と。

（4）事業者コミュニティづくりーコワーキングスペースと Next Commons Lab

環境整備に向けた第3のステップ。「僕らだけで100の事業をつくらうといっても、それは大変な話なので、同じようにこの地域に対して何か可能性を感じて、森山氏みたいにチャレンジしたいという、そういった人たちを増やそうということで、事業所、コミュニティづくりということをやってきました」。これがコワーキングスペースづくりに展開した。すなわち「物理的に当時、来ても立ち寄る場所もないし、何かやろうと思ったときに腰を据えて話したり、あるいはパソコンを開いて電源、Wi-Fi 環境すらなかった。だから、そういう物理的な仕事ができる環境をつくるというところからスタートしました」と。

和田氏は第3ステップであるコワーキングスペースを基盤に、2016年から事業者コミュニティづくりを始めた。それが「Next Commons Lab 南相馬」（NCL 南相馬）である。NCL 南相馬は小高 WB と同様に「地域の100の課題から100のビジネスを創業を目指すこと」をミッションとして創設された。このミッションは小高区のように「住民ゼロの状態から暮らしを再構築する」ことを任務とした。

小高区はそれまでの日本では経験のないシビ

ア・アクシデントである原発災害という極めて重い課題に直面した。彼は1000人を雇用する1つの大企業に暮らしを依存する原発城下町のような地域社会、10人を雇用する100の多様な事業者が躍動している自立した地域社会の実現することを、小高区の地域再興の目的とした。

それは「同じ価値観を共有し切磋琢磨し合える起業家コミュニティ」を形成するという新産業集積そのものである。その具体化にあたって彼が目にしたのは、10人の定員に対して全国から起業家を目指す70名以上が応募したという岩手県遠野市で生まれた『ネクストコモンズラボ』であった。

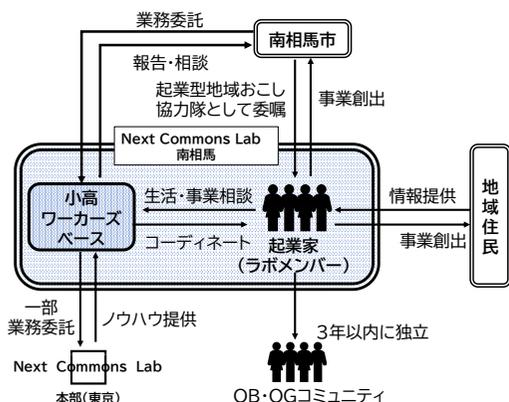
2017年6月に南相馬市の支援を受け、NCL 南相馬がスタートし、彼はその事務局運営を受託した。そして2019年3月には「小高パイオニアヴィレッジ」をオープンさせた。これは民間出資率100%の企業であり、宿泊も可能なコワーキングスペースを運営し、起業型地域おこし協力隊員の活動の支援にあたった。

NCL 南相馬の仕事は、起業型地域協力隊員をラボメンバーとし、彼らの生活・事業にかかわる相談ごとをコーディネートし、任期の3年以内に小高区内での独立を支援することにある。実際、小高区内で彼らが独立するためには、事業場所や居住空間が必要であり、これらを獲得するためには、彼らの活動を地域住民によく知ってもらう必要がある。NCL 南相馬にはいわば移住者の定住化に向け、彼らを支援し続けることが求められている（図3）。

このように避難帰還者である和田氏は、避難指示区域解除後の小高の地域再興をビジネスとして取組むにあたり、ショックドクトリンによる分厚い立地補助金等に裏打ちされた（大）企業誘致という創造的復興の道を拒否し、「地域の100の課題から100のビジネスを創業」するスモールビジネスの集合体による生業的再興の道を選択した。その選択した道では、ランプワー

クというスモールビジネスを実践しながら、その集合体のハード基盤としてのワーキングスペースを整備し、ソフト基盤としてのNCL南相馬を運営し、起業家コミュニティの構築を手掛けている。

図3 Next Commons Lab 南相馬の活動



出所：Next Commons Lab 南相馬 (2023)「ネクストコモンズラボ南相馬活動報告書2022年度」南相馬市経済部商工労政課

5.2. 一般社団法人オムスビー地域循環をベースにした経営戦略

(1) 小高に移住するきっかけ

オムスビーを運営する森山貴司氏は、大阪市出身で東京の大手ソフトウェア会社でITエンジニアを勤めた。5年後の2014年、27歳の時に退職し、「せっかくだから地方で何か面白いことできんかなみたいなこと」²⁹⁾を求めて南相馬市小高区に移住した。ところが「小高に最初に来て、避難指示解除準備区域なんですみたいなことを言われて、…割と何かどうしていいかわからないとか、何かもう駄目なんじゃないかみたいな」何か沈んだ声が聞こえたので、「いや、全然そんなことないじゃんと言っていきたいと思って」活動を始めた。

(2) 課題発掘からボランティア的实践へ

活動の始まりはイベント「ハッカソン」である。これは彼の前職を活かし、ITエンジニアが合宿形式で「地域課題の解決のためのアイデア」と「実現するためのプロトタイプ」を競うことを目的とし、30～40名が小高に集まった。ここでのアイデアやプロトタイプの一部は、その後の起業家にも引き継がれているという。これと同時に小高の可能性・発展性を探ることを目的とした冊子「小高の少数力」を2冊発行した(表4)。

しかし「誰かやる人がいないとなかなか進まないで、何かやってみましょう」ということで、始めたのが Odaka Micro Stand Bar であった(2016年12月)。これは当時、杉並区から派遣で来ていた者と一緒に6人で立ち上げ、土日限定のボランティアでキッチンカーでコーヒーを売った。そのコーヒー販売はJR常磐線小高駅前にある双葉屋旅館隣の空き地で始めた。すると「いろんな人が『何か面白いことやってるな』みたいな感じで集まってくる」ので、いろいろな話をしていると、その中から実践的な地域課題が浮かび上がってきたという。

その一つは小高の夜を明るくするソーラーライト増設活動である。これは小高が暗いので、「高校生の子どもを通わせたくない」という親の発言がきっかけであった。もう一つは青空マルシェの開設である。これも「やっぱり買い物したい」というおしゃべりのなかから生まれた。これらは大変好評ではあったが、ボランティア的实践にとどまり、「オムスビー」経営としては赤字であった。

とはいえ「そういった活動の中で、カフェができてきましたみたいな、僕らだけじゃなくて、もちろん双葉食堂さんのラーメン屋さん

29) 以下は、希来基金主催「小高を考える会『第2回復興?再生?町興し会議!』(2021年9月12日、於:小高ワーカーズベース)における森山貴士氏の講演やインタビュー(2019年9月15日)などに拠っている。

開店してたりとか、和田さんのところのアクセサリーショップがあったりみたいな、柳美里さんのところでフルハウスできましたみたいな感じで、ポツポツポツポツお店が出てきた」という、面的な効果が表れた。

（3）稼げる経営への方針転換

面的な効果が出てきたとはいえ、それは「割とみんなその1か所に行って帰っちゃう」程度にとどまった。「何かもう少し外に出てきてほしいなというふうなことをちょうど思っていた

表4 一般社団法人オムスピの活動概要

名称	一般社団法人オムスピ
代表理事	森山貴士（代表理事）
略歴	出身：大阪市 2009年～ 東京のソフトウェア会社でITエンジニア 2014年～ 南相馬市小高区東町に移住（27歳） 2022年3月 ㈱オムスピ（設立準備中）
数字でわかるオムスピ	・売上高：ここ3年は1,500～1,600万円 ・理事：3名 ・雇用者：4名 ◯時短もしくはパートタイム（2022年3月） ・イベント参加：20～30団体 ・カフェ利用者：年間約6,000名
課題発掘からボランティアの実践へ	・イベント「ハッカソン」（2017年）：ITエンジニア30～40名が合宿形式で集まり「地域課題の解決のためのアディア」と「実現するためのプロトタイプ」を競う ・冊子「小高の少数力」の発行：少数派だが、小高の可能性・発展性を探る 第1号：小高の現況の紹介や注目を浴びる小さい山村集落の紹介 第2号：10年後20年後の小高のまちの方向性や具体策を考える ・Odaka Micro Stand Bar キッチンカーでコーヒー販売（2016年12月） ➡ボランティア6人で立上げ。場所は双葉屋旅館隣。土・日限定で1杯300円 ➡ソーラーライト約150本増設。 ・青空マルシェ（2017年5月） ➡『青空市』の開設 ◯京都の野菜や山菜を仕入 ➡約300名が訪れ、30分で半分位売切れ
稼げる経営へ方針転換	・Odaka Micro Stand Bar の店舗化（2022年） ➡ボランティアから事業への転換：コーヒー1杯300円から500円に ➡2名の雇用。ただし経営は赤字。 ➡「少し外に出てきてほしいな」➡『まちなか菜園』プロジェクト（2017年～） ◯公園的機能も ➡イベント「イルミネーション」➡期間中、地元の飲食店が出店。
本業としてのIT事業の安定・拡大	・次世代の担い手である子どもたち（小学生）へのプログラミング講義：東北のDevFes デイベロッパーフエスティバル ・高校生のインターンシップの受入 ・愛媛の学生との交流
今後の経営戦略	・自分のスキル（Web技術）を活かした仕事をつくる ➡開発・Webマーケティングのチームづくり ・外貨を獲得できる商品を開発する ➡外から金を頂いて価値を提供するモデルをつくる➡お土産づくり ・地域内の消費と循環をつくる ➡青葉寿司のリノベーション（2023年7月開店） 1階：カフェラウンジにパン屋（昼）／イベントスペース（夜）。 2階：コワーキングスペース（テレワーク向け）＋ミーティングルーム（会議向け） ・4年後売上高目標：施設全体2,000万円、事業全体4,000万円

出所：森山貴士氏講演録「希来基金主催「小高を考える会『第2回復興？再生？町興し会議！』」（2021年9月12日、於：小高ワーカースペース）」をベースに、<https://omsb.co/>他より作成。

注1）➡は展開方向

ときに、まちなか菜園のプロジェクトと一緒にやりませんかということで声をかけてもらって」、Odaka Micro Stand Bar の店舗 (2021年) の斜め前に、公園的機能を持たせた「まちなか菜園」をつくった。さらにイベント「イルミネーション」において「人が来るのにちゃんと活用する」ことで地元の飲食店が出店するという「稼げる」仕掛けを組んだ。

こうした実績を経て、「オムスビ」は2021年度に経営方針を転換し、組織形態も一般社団法人から株式会社に転換した。「地域の経営資源を高め、まちを豊かに」をミッションに、「地域社会を豊かにするためには、人を育て、多様な人材を集めて組織化し、地域の“経営資源”を総結集することが重要だと考えています。オムスビは旧避難地域の小高を拠点に、地域課題を解決しまちを豊かにしていきます」と宣言した。2021年度からボランティアベースからの脱却を掲げて動き出し、コロナ禍でありながらも売上をほぼ維持し、客単価を2年前からくらべて3割向上させ、より持続可能な事業運営に近づいたのである³⁰⁾。

(4) 地域をベースとする経営方針の堅持

経営方針には、「私たちは、地域のコミュニティデザインと IT/ マーケティング分野に強いプレイヤーとして地域の課題解決に貢献していきます」³¹⁾ を掲げ、以下の4つの営業サービスを行うとしている。①コワーキングスペースとパン屋カフェを併設し、地域の人にも外から来た人にも愛される場所を目指す「地域コミュニティ・アオスバシ」の運営。②避難指示解除直

後の小高ではじめてキッチンカーのコーヒースタンド Odaka Micro Stand Bar の運営。③地域活動に多様な人達が参加できるようなイベントやワークショップの実施。④県や市とも連携しながら移住・関係人口を呼び込むための事業、などである。

このように移住定住者である森山氏は、キッチンカーでのコーヒー販売をきっかけとする「おしゃべり」から、避難指示解除後の小高における地域課題を発掘し、その課題解決に当初はボランティア的ではあったものの試行錯誤で取組んだ。こうした取組みは帰還居住者から受容られ、店舗を構え、行政からのイベント開催依頼を受託するまでになった。経営方針は多様な人材を集めて組織化し、地域の“経営資源”を総結集することになり、一貫しているのは地域コミュニティを豊かにすることで「オムスビ」を発展させるという姿勢にある。

6. 地域おこし協力隊と起業 —地元創造という社会的価値

小高区内には起業型地域おこし協力隊員の現役及び卒業生は、2022年3月現在、11名である(表5)。南相馬市での地域おこし協力隊員の採用条件は「起業型」³²⁾ である。11名の出身地で多いのは東京都であり、地元は南相馬市2名や富岡町1名であった。性別では女性3名、男性8名であり、学歴的には9名が大卒であり、しかも全国的に名前が通った大学であった。3名が高卒であった。彼らは、高校であれ大学であれ、新卒ではなく、一定のキャリアを積んだう

30) オムスビ「2022年度活動報告」https://omsb.co/posts/nr_PBB0d (2023年11月16日閲覧)

31) <https://omsb.co/service> (2024年1月10日)

32) 南相馬市が募集している移住定住のタイプは、「社会起業家」の他に、「誘致企業就業者」「医療従事者」「介護従事者」「就農者」「販売・サービス業商業者」などがある。この社会起業家を支援するために、南相馬市は助成率4分の3、上限額600万円以内で「創業者支援事業助成金」制度を用意している。

表5 南相馬市小高区の起業型地域おこし協力隊員の活動

プロジェクト (氏名) 着任年月	ビジョン	経歴と活動
Surfers Village プロジェクト (一関 宙) 2018年2月	サーフィンの聖地・再び。海のまちづくりで、新たな福島沿岸部の価値創造を、南相馬から。	秋田生まれ仙台市育ち。大学卒業後、ヘルスケア企業を経てUターンし教員の道へ。その後、宮城県で保育所を経営。東日本大震災で事業廃止（一部譲渡）し、官民連携で社会事業を行う復興支援団体に参画。岩手沿岸部のコミュニティ形成や高校生のキャリア教育に携わる。2016年より原発被災12市町村の人材支援で南相馬を担当し、東京から人を送り込むより自ら行くべきと思いつき移住。ファシリテーションまちづくりにも取り組む。 ➡コーディネーターへ
Artviva プロジェクト (西山里佳) 2018年4月	デザインとアートをより身近に。南相馬のクリエイティブを育て、まちに根付くまで。	富岡町出身。高校卒業後、上京しグラフィックデザイナーとして、音楽、アパレル、出版などのデザインに携わる。2017年にフリーランスの活動を始め、2018年にコーディネーターとしてNCL南相馬にジョイン。2020年2月に法人化し marutt (マルット) 株式会社を設立、ラボメンバーになる。浜通りを中心に活動している。 ➡コーディネーターへ
aroma salon SUMIRE (水谷祐子) 2019年2月	植物生まれのやわらかなアロマでことことからの波を均しささやかな幸せを届ける。	東京都出身。大学卒業後、民間企業に就職。祖母の看取りに後悔しアロマセラピストを志す。資格取得後5年間老人ホーム訪問サービスに従事。2019年2月南相馬市地域おこし協力隊着任、2022年1月末で任期満了。英国 IFA 認定アロマセラピスト、介護アロマセラピスト。 ➡KIRA へ（ただし休業中）
BACKSTAGE WORKS (高田江美子) 2019年4月	販促・PRのチカラで、南相馬の魅力的なヒト・モノ・コトを、地域内外へ届ける。	南相馬市出身。高校卒業後、仙台の大学へ進学し、大学卒業後に株式会社リクルートへ就職。仙台を拠点に旅行領域の営業職に従事。2009年に関連会社への転籍を機に北海道へ移り、引き続き旅行領域の営業職や管理職を経験した後、ベンチャーのWEBコンサルティング会社を経て、2019年に南相馬市に十数年ぶりにUターンし、NCL南相馬へ参加。
Haccoba Craft Sake Brewery (佐藤太亮) 2019年4月	酒づくりをもっと自由に	1992年3月11日生まれ。楽天や Wantedly を経て haccoba を設立。酒づくりの修業先は、世界一美味しいと思っている新潟の酒蔵「阿部酒造」。福島浜通りで酒蔵を営みはじめたら、気候変動の課題がいつしか自分ごととなり、電力事業も始めている。
一般社団法人 Horse Value (神 瑛一郎)	馬の社会的価値を高める	1995年新宿区生まれ。2008年全日本ジュニア障害馬術大会優勝/2013年日韓馬術大会日本代表/2016年全日本学生馬術大会団体3位/立教大学卒業後、馬術の本場ドイツにて若馬の調教に従事。2019年帰国後に起業、乗用馬調教代行事業を開始。同年12月南相馬市に移住、2020年一般社団法人 Horse Value を設立。
機小高テック工房 (塚本真也) 2020年4月	まちのIT屋さん	1971年東京生まれ。大学卒業後、東京のIT企業を経てフリーランスのSE、スタートアップの取締役、青年海外協力隊（パラグアイ・ルワンダ）、中国・インドネシアの海外勤務等を経験し、2020年5月にNCL南相馬メンバーとして南相馬市小高へ移住。
ぶくぶく醸造 (立川哲之) 2020年8月	お酒を通して浜通りに田畑を増やす	1993年生まれ。学生時代、東北にボランティアで通う中、「食と酒東北祭り」を立ち上げる。(株)ユグレナを経て、宮城県関上にて酒造りを3年学び、haccobaを初代醸造責任者として設立。2022年「ぶくぶく醸造」立ち上げ。その傍ら、酒蔵をめぐる旅（現在627歳）を実施（コロナ禍で休止中）。
Way-Way プロジェクト (菅野真人) 2021年1月	駅を世代や地域を超えてつなげる場に、前代未聞の「駅を使って遊ぶ」場づくりで小高を盛り上げる。	1997年3月生まれ。埼玉県出身。国際基督教大学卒業後、インターネット広告・PRの会社に就職し、2年間法人営業として勤務。2020年12月に退社し、2021年1月よりNCL南相馬にジョイン。南相馬市に移住。
ANDO Shoemaker (安藤文也)	人生を共に歩む靴づくり	1987年福島県南相馬市生まれ。10代の頃からビンテージの革靴やレザージャケットに関心を持つ。28歳で手縫い靴の勉強を開始。靴メーカーで修業を積み、独立。靴づくりの世界大会 World Championship in Shoemaking 2018で五位入選。2022年東京日黒区で開催された「8人の靴職人」に出品。2022年10月にラボメンバーに就任。2023年秋より自身のブランドの受注開始をする。
Drone Art Management (太向弘明)	道の先の暗闇に光が灯る	1995年東京都世田谷区生まれ。2019年東京大学大学院物理学専攻修士修了後、大手電機メーカー、AIスタートアップ、アート活動、教育、コミュニティ運営等の活動を経てNCL南相馬にラボメンバーとして就任、子どものように世界で遊べるようになることが目標。

出所：Next Commons Lab 南相馬編『ネクストコモンズラボ南相馬活動報告』（2019、20、21、22年度版）南相馬市経済部商工労政課、その他により山川作成。

え、協力隊員に応募している³³⁾。

彼らが従事する仕事は、ものづくり(靴・酒2)からまちのIT、デザイン(Web・ドローン・コーディネータ・場づくり)、スポーツ(サーフィン・乗馬)、セラピーなど、新たな「社会的価値」を「自由に」創造する方向に広がっている。

例えば haccoba は、「かつて日本各地で自由につくっていた『どぶろく』の文化に立ちかえり、自由な発想でつくる日本酒の新ジャンル」を求め、「お米だけでなく、ハーブやフルーツなども一緒に発酵させる」クラフトサケをつくっている。2023年3月8日までに、生産したクラフトサケの種類は28に及び、お酒の生産量は約14,000本(500ml/本)となった。その影響力は、パブ来店人数が延べ1,110人超、オンラインストア購入者数が延べ5,000人超、SNS 総フォロワー数が10,200人超である。

社会的価値は、「地元とともに」から生まれてくる。酒米は地元「農家さんが持続可能な価格」で購入しており、2022年度では豊田農園(南相馬市鹿島区)、根本有機農園(同小高区)、武山洋一・あいアグリ太田(同原町区)、つちや農園(猪苗代町)などから酒米を調達した。haccoba では社長(佐藤太亮氏)を含め5名が働いており、社長を除く2名が酒づくりに、2名がブランド体験などを担当している。さらに「自由な酒づくり手を増やす」ことを目的に、垣根を超えた酒づくりのコラボレーションも23件に達し、元従業員やインターンを含めると haccoba メンバーは13人となっている。

そのうちの1人が2022年に小高区で「ぶくぶく醸造」立ち上げた立川哲之氏である。彼はもともと haccoba が2021年に立上がる時には醸造責任者として関わった。彼も「お酒を通して、福島沿岸に田畑を増やす」をミッションとし

ており、2022年度には8種類で約4,400ℓ(約8,800本)のお酒を醸造した。その際に使用したお米約2,000kg(玄米で約74袋)はすべて浜通り産であり、契約農家6件から調達している。このようにお酒の「増殖戦略」は進んでおり、haccoba は2023年には浪江蔵を、2024年にはベルギー蔵を立ち上げるという。またぶくぶく酒造も2年以内に南相馬に酒蔵を立ち上げる予定である。

このように地元をキーワードとする地域産業連関が生まれているが、前掲表5でもう一つ注目すべきは、一関・西山両氏のように協力隊の活動が終わった後も、活動を続けながら、コーディネーターの役割も果たし、起業人材の育成することで地域に人材が蓄積されつつある点である。

7. 地域への波及効果

—生業再開のピークアウトと起業への期待

7.1. 帰還生業再開と移住起業の地域波及

帰還人口が頭打ちになったとはいえ、また移住人口がそれほど増加しているとはいえないものの、帰還者による生業再開、帰還者・転入者による起業と起業基盤づくり、地域づくり協力隊員による起業努力などにより、小高区全体の地域再興にプラスの影響を与えている。帰還者による生業再開は帰還者が日常生活を送ることを可能とする必須条件であり、それは地域コミュニティそのものである。そしてそれは転入者や起業者にとっても生活環境の基盤そのものである。例えば書店とカフェを兼ねたフルハウス、現在は休業中だがお花・お茶・アロマ・雑貨を販売する KIRA、防災システムを手掛ける(株)つむぎなど、移住定住者による店舗が開設さ

33) 以下の情報は、2023年3月18日に南相馬市小高区浮舟文化会館で開催された「南相馬市小高区起業型地域おこし協力隊 2022年度報告会」での報告資料に基づいている。

れている（表6）。

まちなかでの店舗の面的広がりについては、小高観光協会が出している「おだか街あるきMAP2023」（2023年4月）で知ることができる。これにグーグルマップ他の情報を加えてみると、小高まちなかには小売店・物販店18軒、飲食店18軒、診療所・医院6軒、宿泊施設4軒、交流・体験施設4軒、金融機関・郵便局3軒、ガソリンスタンド2軒、薬局1軒、アロマ1軒などがあり、合計で57軒を数えることができる。

それらの立地は常磐線小高駅から小高交流センター前を抜ける駅前通りに、住所として東町・本町に集まっている（図4）。ただしマップでは店舗が連坦しているようにみえるが、景観的には店舗間に多くの空地が残されている。

7.2. 小高商工会会員の動向

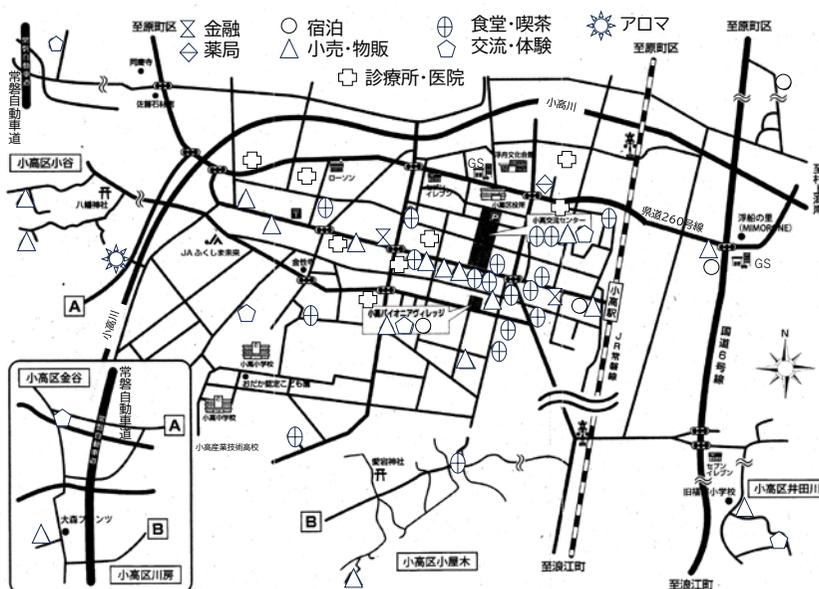
ただしこのマップ（前掲、図4）にはこれらの業種以外の事業所は記載されていないので、地元で再開している小高商工会会員動向によっ

表6 移住型店舗開店事例

店舗名	住所	特徴
フルハウス	小高区東町	作家・柳 美里が2018年にオープン。豊富な本やおいしい料理。
KIRA	小高区東町	お花とお茶のお店です。ほかにもオシャレな雑貨やアロマを販売。
(株)つむぎ	小高区本町	小高テック工房の塚本さんと知り合いで、大阪から小高にやってきた。そして、小高の防災システムに課題があると思い起業。

出所：https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/34/odaka_koukousei.pdf

図4 小高まちなか店舗等マップ



出所：小高観光協会「おだか街歩きMAP」、グーグルマップ（2023年11月25日閲覧）及び現地観察（2023年11月17日他）等により作成。

て補足したい。小高商工会の会員数は2023年現在で225者で、そのうち地元再開を果たした会員数は94者である。その業種別構成は、卸売業3、小売業22、サービス業15、飲食業8、建設業24、製造業17、石材業その他5であった。このうち建設業・製造業・石材業その他を除き、卸売業・小売業・サービス業・飲食業の4業種を合わせると48者であり、上記マップには商工会会員の店舗が記載されていると推測される³⁴⁾。

ところで小高商工会会員は2013年から地元へ帰還し事業を再開するようになった。商工会会員数は、2011年では320者であり、災後には増加し、2015年には358者に達した。その後は減少し、2018年には2011年会員数を下回り、2023年には225者まで落ちた。地元再開は2013年の27者から増加し、2019年には112者にまで回復した。しかしその後は減少に転じ、2023年には94者となった(表7)。地元再開率は避難指示解除によって次第に高まり、2021年が最も高く

45.1%となったが、2023年には41.8%に低下した。

地元再開率は、2013年から2015年までは、業種間の差が大きい。相対的な地元再開率は製造業で最も高く、これにサービス業³⁵⁾や建設業などが続いた。逆に相対的に低かったのは飲食業や小売業などであり、卸売業や石材業その他は変動が大きい。

2016年以降の地元再開率は業種間での差は縮小傾向にある。その中で製造業は相対的に最も高い地元再開率で推移している。サービス業の相対的な地元再開率は次第に低下している。小売業は次第に平均的な地元再開率に下振れしながらも接近している。建設業・飲食業・卸売業・石材業その他は変動はありつつも平均的な地元再開率曲線に収束している。

このように除染・インフラ復旧にかかわる業種の事業再開は早く、個人消費に依存する小売業や飲食業の地元事業再開は遅れていることが

表7 小高商工会会員地元再開数の推移

年	合計	卸売業	小売業	サービス業	飲食業	建設業	製造業	石材業・その他
2013年	27	0	3	7	0	7	9	1
2014年	30	1	3	7	0	7	11	1
2015年	33	1	4	8	0	7	12	1
2016年	58	1	13	13	4	13	13	1
2017年	91	3	19	17	5	22	22	3
2018年	96	3	19	20	5	23	22	4
2019年	112	4	23	19	7	30	24	5
2020年	110	4	23	17	9	29	23	5
2021年	106	4	22	17	9	28	21	5
2022年	104	4	22	17	9	28	19	5
2023年	94	3	22	15	8	24	17	5

出所：福島県商工会連合会浜通り広域指導センターにより作成
注) 2011年・12年は避難指示により地元再開はできなかった。

34) 小高区以外に本社をおいている事業所は、小高商工会の会員にならないケースが多い。これらのほとんどはまちなか以外の場所に立地している。

35) このサービス業には土木建設機械のリース業などが含まれている。

わかる。こうしたなかで製造業は地元再開率が一貫して相対的に高い水準を推移しているが、その地元再開事業所数は2019年の24者から2023年では17者に減少した。

8. おわりに

—起業的地域再興の地域経済学文脈

原発災害による避難指示区域の地域再生は、福島復興特措法に基づく福島復興基本方針によって進められてきた。避難指示区域の解除は、避難指示解除準備区域、居住制限区域へと進み、2022年度以降は帰宅困難区域内に特定復興再生拠点区域を設定し、逐次進めている。しかしながらそれは地域差をもって進んでいる。避難指示の解除と共に地域差をもって復旧復興への道を歩んでいるとはいえ、なお被災地再興には大きな困難が残されている。

原発災害からの起業の再興は、その負の影響が長期間に及んでいることもあり、厚い補助金を伴う移住定住人口政策が進められたとしてもなかなか実効性をもちえない。南相馬市小高区には地方自治法による地域協議会があることで、市とは別の相対的に独自の復興構想をつくるのが可能であった。地域協議会は東京大学と連携しながら小高復興デザインセンターを立上げ、農村部の行政区毎の課題整理を行いつつ、歴史性や風土性を生かしたコンパクトなまちなか復興プラン策定した。その事業化で小高ワーカーズベースやオムスビなどが事業委託をうけるだけでなく、小高区にある小高産業技術高校の生徒による地域再生プログラムも実施された。

避難指示解除後には帰還者による生業再開から移住者による起業へという系譜の転換がたどれる。帰還者による生業再開には災前における社会的かつ営業的なつながりが背中を押した。この社会的かつ営業的なつながりがIT関連等で勤務経験をもつ起業的な若手の帰還者や転入

者にとっては社会的関係資本になった。彼らはコワーキングスペースなど新たに物理的基盤だけでなく起業家コミュニティづくりを進めてきた。こうしたコワーキングスペースと起業家コミュニティが新たな社会的関係資本として機能するようになった。地域づくり協力隊員など新たな転入者はこれらの重層的な社会的関係資本のうえで活動を行うことで、本格的な起業の再興に至る地域経済過程が見えてきた。

この過程からは、分厚い立地補助金による大企業誘致というショックドクトリン的創造的復興だけが災害被災地の社会経済的再興への唯一の道ではなく、「100の地域課題に100のビジネスを創業」するビジョンの下でスモールビジネスが集合体を作る起業の再興というもう一つの道があることがわかる。この起業の再興は定住している人々と移住定住する人々とが交流することで新たな価値観を共有しなければ実現できない。そのためにはまずは居住する地域の地理的歴史的文化的な理解を深めることが求められ、そこから新たな地域経済の文脈を創出することができよう。

謝 辞

本稿は映像作家・すぎた和人氏、双葉屋旅館女将・小林友子氏、東京都立大学助教・益邑明伸氏とともに実施している「おだかのあかり」プロジェクト（2022～2023年度）に関わるインタビュー調査を契機に取り纏めたものである。インタビューに応じていただき貴重な地域知を提供していただいている小高区民の方々及び定宿の双葉屋旅館で意見交換や知り合うことができた方々に心より御礼申し上げます。

本稿の概略については、日本学術会議公開シンポジウム／第15回防災学術連携シンポジウム・セッション3 国土開発・まちづくりなどの災害対策の新展開（2023年4月11日、リモート開催で、「おだかのあかり」を読む—旧避難指

示区域の生業再生と新規起業」として報告した。

本稿の作成にあたっては、帝京大学地域活性化研究センター研究員調査研究プロジェクト研究費「原子力施設立地自治体地域づくりと電源三法交付金」(2023年度)の一部と日本学術振

興会科学研究補助金基盤研究(一般)(A) 22H00031「災害多発環境下の日本に住み続ける意味を問う—忘却・無関心に抗う—」(2022～2025年度、研究代表者：山川充夫)の一部を活用した。

The challenge of entrepreneurial regional revitalization in areas affected by the nuclear power plant disaster

—Odaka Ward, Minamisoma City—

Mitsuo YAMAKAWA

Researcher, Teikyo University Regional Revitalization Research Center

Former professor, Faculty of Economics, Teikyo University

Professor emeritus, Fukushima University. .

Regional revitalization of areas under evacuation orders due to the nuclear disaster has been promoted in accordance with the Fukushima Reconstruction Basic Policy based on the Fukushima Reconstruction Special Measures Act. The lifting of evacuation order areas will progress to evacuation order lifting preparation areas and residential restricted areas, and from 2022 onwards, specific reconstruction and revitalization base areas will be established within areas where it is difficult to return home, and progress will be made one after another. However, because of this, progress is being made with regional differences. Although evacuation orders have been lifted and the region is on the road to recovery and reconstruction, with regional differences, major difficulties still remain in rebuilding the disaster-stricken areas.

Entrepreneurial recovery from the nuclear disaster is unlikely to be effective, in part because the negative effects of the disaster last for a long time, even if a migration and settlement policy with generous subsidies is pursued. Odaka Ward, Minamisoma City has a regional council based on the Local Autonomy Act, which has enabled it to create a relatively independent recovery plan separate from that of the city. The regional council established the Odaka Reconstruction Design Center in collaboration with the University of Tokyo, and while sorting out issues for each rural administrative district, they formulated a compact town reconstruction plan that takes advantage of the city's history and local features. Not only Odaka Workers Base and Omusubi were commissioned to commercialize the project, but a practical program was also implemented by students from Odaka Industrial Technology High School in Odaka Ward.

Tracing the lineage of returnees resuming their livelihoods after the evacuation order was lifted and immigrants starting businesses, we find that social and business connections before the disaster supported returnees' resumption of their livelihoods, and that these social and sales connections become social capital for entrepreneurial young returnees and transfers with work experience in IT-related fields, and they are encouraged to create new entrepreneurial communities in addition to new physical infrastructure such as co-working spaces. These co-working spaces and entrepreneurial communities have come to function as new social capital, and new immigrants such as community development cooperation volunteers are building on these multilayered social capital. By carrying out activities in this area, we became aware of the regional economic process that led to full-fledged entrepreneurial revitalization.

This process shows that creative reconstruction based on the shock doctrine of attracting large companies through generous location subsidies is not the only path to socio-economic revitalization in disaster-stricken areas, but rather that "starting 100 businesses to address 100 regional issues" It

turns out that there is another path, entrepreneurial revitalization, in which small businesses form a collective under the vision of this entrepreneurial revitalization will not be possible unless the people living in the area and those moving in are able to share new values through friendly competition. To do this, it is first necessary to deepen the geographical, historical, and cultural understanding of the region in which one lives, and from there one can decipher new regional economic contexts.

Key words: nuclear power plant disaster area, Odaka ward, community council, entrepreneurial revitalization, small business, social capital

学術的著作における「地場産業」概念の理解 —1960年代末～1980年代初めにおける学術的議論の再検討—

山本 健 児*

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| 1. はじめに | 3.4. 杉岡碩夫の理解 |
| 2. 「地方調査機関全国協議会」による「地場産業」概念 | 4. 経済地理研究者による理解 |
| 3. 中小企業研究者による理解 | 4.1. 板倉勝高の理解 |
| 3.1. 下平尾勲の理解 | 4.2. 井出策夫・竹内淳彦の理解 |
| 3.2. 山崎充の理解 | 4.3. 北村嘉行の理解 |
| 3.3. 清成忠男の理解 | 4.4. 青野寿彦の理解 |
| | 5. おわりに |

要 旨

本稿の目的は、「地場産業」という用語がアカデミズムの中でどのように理解されていたか、この問題をその初期の出版物に即して明らかにすることである。「地場産業」という用語はマスメディアや日本政府公刊物の中で遅くとも1960年代初めから使われていたが、日本の中小企業論や経済地理学の研究者たちによって本格的にこの用語の定義に関する問題が検討されるようになったのは、1960年代末から1970年代初めにかけてのことである。当初、この用語の理解はさまざまであったが、議論の積み重なりを経て、ごく一部の研究者を除いて次第にその概念は1980年代初めまでの間に共通理解されるに至った。「地場産業」とは、製造業の中小零細企業が比較的スケールの小さなエリアに集積し、同種の製品を生産するために社会的分業を行なっている産業であり、その生産物の市場は、当該中小零細企業が集積している比較的コンパクトなエリアを越えてより大きく広がるエリアである。

キーワード：地場産業 定義 経済地理学 産業経済学 中小企業 市場

1. はじめに

筆者は先に、「地場産業」という用語に関して1970年代以前の主要全国新聞での報道と、1980年代初め以前の中小企業庁による『中小企業白書』での取り扱いや第1次から第3次まで

の「全国総合開発計画」での理解とを点検し、「地場産業」に関する当時の理解が揺れ動いていたことを明らかにした（山本2023）。その一方で、学術界においても当初その用語に関して見解の一致があったわけではなかったが、議論を積み重ねることによって次第にその用語の理解が確

*帝京大学地域活性化研究センター研究員・九州大学名誉教授

定してきたと筆者は考えている。しかし、学术界での議論を山本(2023)では取り上げるだけの余裕がなかった。

そこで本稿では、1960年代末から1980年代初めまでの学术界における「地場産業」をめぐる議論を再検討し、この用語のもとでどのような産業がそれに相当すると学术界で理解されていたのか、そしてどのような理解に収斂するに至ったのか、この問題の解明を目的とする。なお学术界といっても、本稿で取り上げるのは主として中小企業研究者と経済地理研究者との著作である。経済地理研究者の中には中小企業に関する精密な研究を行なっている者がいる一方で、中小企業研究者の中にも「地域」という実体の研究を深めている者もいるので、その2つの研究者カテゴリーを明確に区別することは困難であるが、本稿ではそうした研究者たちの学問分野への本属意識を筆者なりに判断して、その2つの研究分野での「地場産業」理解を取り上げる。

本稿で検討する学術的著作の発行時期を上のように限定するのは、管見の限りで学術的な書籍として刊行された最初が1969年であり、当初は様々な「地場産業」概念理解があったものの、学术界での議論の積み重ねの結果として1980年代初めにはこの用語の理解において共通化が進んだと判断しているからである。とはいえ、細かな点で各研究者独自の理解も残存しており、この意味で「地場産業」という用語の定義が完全に統一されたとは断言しがたい。

2. 地方調査機関全国協議会による 「地場産業」概念

「地場産業」が書籍タイトルに掲げられていたわけではないが、大内兵衛(監修)(1969)は、その概念と多様性に満ちた実際の「地場産業」の両方を詳細に論じた最初の学術的著作とみなしうる。この書籍は大内兵衛の監修になるが、編集は地方調査機関全国協議会という団体が行なった。

地方調査機関全国協議会とは、上記書籍のvii～xxi頁に掲載された「全協20年の歩み」によると、府県などの地方自治体や民間機関として設立された地方調査機関のなかで、北海道科学技術連盟、東北経済調査協会、大阪経済調査会、中国地方総合調査所、四国地方総合開発調査所、九州経済調査協会の6機関が1949年2月1日に結成したものである。その初代会長が大内兵衛だった。その後、この全国協議会に加入する諸機関がある一方で退会する諸機関があり、1955年頃から約10機関が加盟する団体となっていた。1963年以降1968年まで年2回の、その時々の時宜にかなうテーマでのシンポジウムや調査機関職員の研修会を年2回開催してきた。

上記書籍は全国協議会結成20周年を記念して編纂されたもので、その内容は「第1部 高度成長下における地域開発問題」と「第2部 高度成長下における地場産業問題」から成り、それぞれの章節は加盟調査機関に在籍している調査研究者が執筆した。第2部は、その扉ページを含めて271頁から592頁にまで及ぶ大部なものであり、「第1章 総論」を担当した上田宗次郎¹⁾が「地場産業」概念について詳細に論じている。第2章以下では、加盟調査機関がなかった北陸を除く全国各地の「地場産業」の実態を、

1) 上田は当時、大阪府商工経済研究所に勤務していたが、1970年に近畿大学の教授として迎えられた中小企業研究者である。その退任記念号である『近畿大学商経学叢』第35巻第3号の巻頭での堀田和弘商経学部長による「刊行の辞」と、p.127に掲載された上田の略歴によると、彼は1940年3月に明治大学政経学部経済科卒業後、直ちに南满洲鐵道(株)調査部に勤務し、戦後、大阪府嘱託を経て1950年から1970年まで大阪府商工経済研究所に勤務し、近畿大学では1988年まで教授として「中小企業経営論」や「工業経営論」を講じた。

各地の調査機関に勤務する調査研究者が詳述している。それ故これを、管見の限りではあるが、「地場産業」に関する最初の本格的な学術書とみなしてよい。

上田（1969:273）は上記の総論の冒頭で、「地場産業」を「産地産業あるいは地方産業とよばれる中小工業とほぼ同義語」とし、その「特性は、伝統をもつ産業として、地域的に産地を形成し、地元資本がその地域の豊富、低廉な労働力を動員しつつ、特産品を生産していることである」と述べている。これらの特性をさらに敷衍して上田（1969:273-275）はより踏み込んだ解説を加え、次の5つの特徴を持つものが「地場産業」としてしている。

1. 伝統といっても明治以前から営まれている在来産業と、明治以後に欧米から導入された舶来品製造業とがある。
2. 織物業、木製品、家具、窯業などの産地と呼ばれる在来産業は、その成立にあたってそこでの原材料の賦存が重要だった。
3. 問屋資本が、小零細生産者を生産工程の細分化に基づく社会的分業に組織している。
4. 豊富低廉な労働力は、農村の余剰労働力の動員に拠っている。地場産業の地域との結びつきとは、問屋資本が位置する都市あるいは町の周囲の農村に存在する労働力の動員を意味する。
5. 生産財や加工食品も地場産業の生産物となることもあるが、多くは生活必需品ではない消費財であり、趣味的消費の対象となるものである。

他方、上の5つの特徴とは別に上田（1969:279）は、「地場産業とは、おそらく、地方の産業がその地域との関連において重要な意味をもつために生まれてきた言葉であろう」と述べ、その

資本、労働力、生産技術、原材料、市場の5つの点に即して「地場産業」と地域との関連、及び高度成長期に起きたその変化を、概略次のようにまとめている。

「地場産業」の資本は当該地域の産地問屋によるものを主としていたが、中央のメーカーや商社の系列下に置かれる傾向が強くなった。「地場産業」のための労働力は主として当該地方の農村から供給されてきたが、高度成長下でそうした労働力は大都市に吸引され、「地場産業」は労働力不足に悩まされるようになった。生産技術は労働集約的な手工業に拠っていたが、国際経済化と労働力不足、政府による近代化政策などの影響を受けて機械技術の利用、量産化へと変化してきた。これは、産地間競争に耐えるためにも必要だった。しかし、特殊工芸品については依然として労働集約的な手工業に拠っているものがある。「地場産業」の原材料は地元資源の利用から、化学合成原材料や外国産原材料の利用へと変化してきた。「地場産業」の市場は2つの対応に分けられる。第1は地元を中心とする地方市場に依存するもの、第2は最初から全国市場を対象としてきたものである。しかし、第1の類型は輸送技術と流通管理機能の発達によって次第に弱くなってきている。また、輸出比率が高い地場産業の中には発展途上国の産業との競争に耐えられず内需への比重を高めるものも出てきた。

さらに、地場産業の地理的分布についても、経済企画庁総合計画局中小企業班（1967）『地場産業の動向』²⁾に依拠して、3大都市圏を中心とする東海道メガロポリスの比重がもともと高かったが、高度成長下でその比重がさらに高まったと上田（1969:276-279）は述べている。

以上の上田による「地場産業」理解は、後に

2) この資料を国会図書館のサーチ機能を利用して所蔵している機関を2023年10月24日に検索してみたが、残念ながらヒットしなかった。

共通理解されるようになったその概念定義を含むとともに、「在来産業」も含むものだったと言える。また、上田は「地場産業」が都市にあるとしても、その都市とはいわゆる「地方」の中小都市であって、東京・大阪・名古屋の3大都市を除外するニュアンスを示しながら、その地理的分布は東海道メガロポリスでの比重がもともと高いと述べている。こうした認識を矛盾なく理解するためには、「地場産業」という抽象化された概念で商品市場の特性を述べるのではなく、個別具体的な「地場産業」に即した研究を積み重ねることによって、そこから帰納的に「地場産業」一般の特徴をまとめることが望まれる。

そこで、大内兵衛（監修）（1969）の第2部の多くのページが割かれている日本全国各地の「地場産業」の具体例としてどのような産業が取り上げられたか、表1によって瞥見しておく。この表から分かるように、その中には数ある「地場産業」産地のなかで現在でも有力な産地として認められている愛媛県今治のタオル産地のよういわゆる地方の特定中小都市とその周囲の農村部から構成されるスケールの場所、即ち比較的コンパクトな地理的エリアに相当する産地が扱われている場合もあるが、そうとは言い難い事例も少なくない。その典型は北海道の水産缶詰業（片桐1969）と製材業（高橋1969）である。この2つに関する論述をみると、北海道というスケールの地理的エリアでその2つの産業を扱っている。水産缶詰業については、北海道の内部で根室、釧路、北見、稚内、道南の5地域が区分され、その中で前2者の地域の生産比重が大きく高まったという興味深い地理的変化が実証されているが、その原動力が東京大都市圏内に本拠を置く水産大企業にあるという説明がなされている。

逆に東京の金属玩具製造業は、当然のことながらいわゆる「地方」ではなく大都市そのもの

に立地している。その工場数は東京全体で約260に上り（市川1969:341）、しかも東京の中心部に近い場所、具体的には隅田川の東部即ち「厩橋、駒形から寺島、本田にかけての地域における金属玩具工場の分布密度はきわめて高い」し、「多くの部品・下請工場もまたこの地域周辺に密集しており、販売関係を担当する玩具問屋は台東区の浅草橋・蔵前地区に集中して存在して

表1 大内兵衛監修・地方調査機関全国協議会（編）（1969）『地域と産業』第2部で取り上げられた「地場産業」の具体

地域	生産品目	具体的な場所
北海道	水産缶詰	根室、釧路、北見、稚内、道南
	製材	北海道全域
東北	漆器	会津
	将棋の駒	山形県天童
関東	鋳物	埼玉県川口
	金属玩具	東京（城東地区）
	メリヤス 伊勢崎織物	東京（墨田区） 群馬県伊勢崎市
東海	ゼリー	愛知県豊橋市
	園芸品	渥美半島
	毛織物	愛知県尾西地区
	陶磁器	愛知県瀬戸市・名古屋市
近畿	ちりめん織物	丹後
	西陣織物	京都市
	線材	大阪府枚岡（東大阪）
	ミシン	大阪府
	毛布	泉州
	輸出敷物	堺
	魔法瓶	大阪市
	人造真珠	大阪府和泉市信太・八坂地区
	中国・四国	家具
下駄		広島県福山市松永地区
タオル		愛媛県今治市およびその周囲
九州	手袋	香川県白鳥町、大内町、引田町
	大島紬	奄美群島
	甘藷澱粉	鹿児島県大隅半島・薩摩半島
	木工家具	福岡県大川市
	清酒	筑後
陶磁器	長崎県波佐見町	

資料：大内兵衛（監修）・地方調査機関全国協議会（編）（1969）『地域と産業』新評論、pp.287-592をもとに筆者作成。

いる」（市川1969:340）ので、決して「地方」の産業ではないが、「地場産業」として後に学術界で共通理解されるようになる特徴を兼ね備えていた。東京輸出玩具工業協同組合という、この業界の中小企業が結集する組合があったということも、その共通理解されるようになった「地場産業」の特徴を表わしている。

上記の輸出玩具工業協同組合に関する動向を読売新聞（1963年1月14日）が「工場の集団疎開 江東の輸出玩具80工場 ことしから移転始める」という見出しで報道した。これによれば、移転する工場は隅田・葛飾を中心として江東5区に立地する組合加盟企業約240社の中で相対的に規模が大きいものであり、移転先は栃木県壬生町である。東京の金属玩具の輸出高に占める比重は50%を超えていた。読売新聞（1967年7月6日）には「工場の東京脱出 成功したオモチャ団地 100キロ先でも採算 道路づくりと新駅が決め手」という記事が掲載された。これには集団移転に至る経緯が詳細に述べられている。そこから、たとえ「地場産業」として東京都内の特定地域と密接に関係していたとしても、成長する展望が高く、かつ既存の場所では成長するための空間的余地即ち敷地面積がなければ、中小企業が集団的に地域との関係をほぼ断ち切って遠く離れた場所に移転することもありうる、と分かる。

ちなみに栃木県には「(公財) 栃木県南地域地場産業振興センター」が足利市にあり、足利市・佐野市・栃木市・小山市に立地する「地場産業」の振興のための事業を行なっているが、そして壬生町は栃木市の北東に隣接する町であるが、ここに現在でも立地している玩具製造業は栃木県南の「地場産業」の一つとして位置づけられていないことを、上記の地場産業振興センターのホームページ³⁾から読み取ることがで

きる。

「地方」の中小都市に立地し、その周囲の農村部で生産される農産物や農家労働力と密接な関係をもっているとしても、商品市場がかなり狭い地理的エリアに限定されているものも「地場産業」として扱われる場合が大内兵衛（監修）（1969）で取り上げられた事例の中にあつた。その典型は築後の清酒醸造業である。これを担当した野間（1969:567-568）は、京都の伏見や神戸の灘ほどの清酒主産地ではない福岡県が、課税額という点で広島県や秋田県と並んで伏見・灘に次ぐ地位にあり、福岡県内で生産される清酒の70%以上が築後で生産されていると述べている。さらに築後の中では筑後川と矢部川の周辺に多く立地していると野間（1969:577）は述べている。

しかし、筑後川は築後地方北部を北東から南西に貫流し、矢部川は同地方南部を同様に北東から南西に貫流しており、前者の中心都市久留米や後者の中心都市大牟田に清酒醸造企業が農村部に比べて多く立地していると書いているわけではない。しかも筑後地方で生産される清酒の当時の主要市場は福岡県内と佐賀県の一部であつて、それよりも広域の消費市場への販売は1960年代末当時ほとんどなかったが、筑後地方の清酒醸造企業の中には灘の大手清酒醸造企業に桶売りする企業もあると野間（1969:572）は述べている。したがって、清酒醸造企業が筑後地方内で分散的に立地し、かつ筑後地方を含む福岡県内の消費者を主たる市場としていたのだから、後に学術界で共通理解される「地場産業」概念に相当するというよりも、在来産業に近いと言える。

さらに、「地場産業」は日本の高度成長期だけでなく低成長期にあつても成長する製造業であると大方の研究者によって共通理解されるこ

3) <http://www.watv.ne.jp/jibasan1/shop.html> <https://www.omochadanchi.or.jp/kumiai/greeting> 2022年8月28日閲覧。

とになるが、地方調査機関全国協議会は、すでに1960年代に衰退傾向が著しかった東京都のメリヤス製造や埼玉県川口の鋳物製造もそれに含めている。しかも、「地場産業」は製造業の1形態であるとはほとんどの「地場産業」研究者が考えてきたにもかかわらず、久野（1969）による愛知県渥美半島の園芸をも、大内監修（1969）は「地場産業」として扱っている。

以上から、上田（1969）の「地場産業」に関する総論で提示されたこの用語の概念定義は、地方調査機関全国協議会に結集する各地の調査機関に勤務していた調査研究者たちによって共通理解されていたわけではないと言わざるを得ない。しかし、上田（1969）の総論が後に学术界で共通理解される「地場産業」概念ときわめて類似していたことは注目に値する。

3. 中小企業研究者による理解

3.1. 下平尾勲による「地場産業」概念

「地場産業」を書名に冠する学術研究書に戻ろう。その種のものとして、本稿の後で検討する板倉ほか（1970）があるが、これに続いて下平尾（1973b）が出版された。著者の下平尾勲は元々信用論を専攻していたが、1960年代末の3年間にわたって佐賀県有田町の窯元や商社を実地に訪問調査した成果を著書として1973年に公刊した。そのもととなった論文が下平尾（1973a）である。ただしこの論文には、「地場産業」とは何か、という概念に関する問題が論じられていない。「佐賀県の中心的地場産業の一つである有田焼」（下平尾1973a:2）という表現に見られるように、「地場産業」概念は自明である、と下平尾が認識していたのであろう。その一方で、上記の文言が記されている同じ段落の中で、「地域産業」という用語が、やはり自明の概念であるかのごとく、次の引用文にあるように使用されている。

「わが国の高度経済成長とそれを反映する流通機構の変化や消費者の要求の多様化に、地場産業はどのように適応してゆくべきかという政策的視角から調査をおこなったが、そのなかでわたくしは、それとは別の問題をみいだしたのである。すなわち、企業の存在の仕方においても、その経営においても、生産、流通や金融にかんしても、地域産業が、高度経済成長の影響をつよくうけ、地域産業のもつ固有の伝統的特殊の問題以上に、すぐれて一般的経済問題を提起しているということである。」（下平尾1973a:2）

下平尾は「地場産業」と「地域産業」とを同義語として用いているのである。とは言いながら、高度経済成長以前に有田焼がいかなる条件のもとに成立し発展してきたかについて、原料・燃料という立地条件、豊富な低賃金労働力、鍋島藩の保護育成政策、伝統的な作風の4点を下平尾は指摘している。後述するように、「地場産業」について定義を試みた他の同時期の研究者が一様に指摘する「社会的分業」については、有田焼の場合、高度経済成長下で進んだと下平尾（1973a:2）は述べている。

下平尾は有田焼産地を事例にして、1978年と1996年にも分厚い学術研究書を公刊した。下平尾（1978）の書名に「地場産業」という用語はないが、「まえがき」（pp.i-xi）には用いられているし、ここでもその同義語として「地域産業」という用語が用いられている（下平尾1978:iv）。それにもかかわらず書名に伝統産業という用語を用いたのは、「地場産業」や「地域産業」に含まれるもののなかで伝統産業とは言えないものがあることを意識し、有田焼は17世紀初め以来の伝統をもち、かつ日本における磁器生産の嚆矢をなしたがゆえに、その高度経済成長期後半以降の変化を明らかにしたかった

からである。それゆえ、下平尾（1978）は「地場産業」の性格を本格的に論じているわけではないが、「地場産業は地域社会に成立の条件をもつとともに、地域社会のあり方を規定する」（下平尾1978:vi）という表現や、「空間的に特定の地域に存在する原料や地域の労働力、地域の関連産業や地域市場に規定され、依存して成立し、地域社会の性格を多かれ少なかれ規定している」（下平尾1978:vii）という表現に認められるように、「地場産業」を地域社会と一体化するほどの意義を持つ産業と理解していたことは明白である。ただし、そこで言う地域社会とはどのレベル、どのスケールの地域のことであるかに関する立ち入った検討はなされていない。とはいえ、平成の大合併以前の佐賀県有田町だけでなく長崎県波佐見町などに立地する事業所も有田焼に関わる事業所がある、と下平尾（1978:v）は記述していることから明らかなように、「地場産業」が1つの地方自治体の領域内に収まるとは限らないことを彼は認識していた。

下平尾による一般的な「地場産業」の概念規定は、1996年の著書で初めて現れる。本稿の「はじめに」で述べた検討対象とする著作の発行時期から著しく遅れるが、これについてもみておきたい。下平尾（1996）での「地場産業」概念規定は抽象的な経済学の問題を用いての定義ではなく、むしろ「地場産業」の典型をなす有田焼の歴史を十分意識して、次のように述べられている。

「地場産業は、地域に住んでいる人達の衣食住という物質的生活の充足の必要性を母とし、民衆の生活の知恵を生かし、工芸へ高めようとする職人の熟練技術を父として形成された。」（下平尾1996:3）

この文言に続いて、原料資源に立脚する農村

工業と、都市市場に立脚する都市工業とに「地場産業」を分類できると下平尾は述べたうえで、「地場産業は、住民の生活の必要から発生したもの、および地域外に生産物を販売して収入を得る必要から展開したものであり、種々多様であるが、時代の変遷によって経済的に淘汰され、生き残った地域に根差した産業である。その経済競争の過程で、原料、技術、労働力、市場などの諸要素により、個別的・分散的に存立するもの、産地を形成しているもの、近代工業化の道を歩んだもの、というように分けられよう。」と下平尾（1996:3）は述べている。

したがって、下平尾は、特定の比較的コンパクトな地域に伝統的工法に基づいて消費財を生産する多数の小零細企業が集まっているものだけを「地場産業」とみなしているわけではない。しかも、多数の企業が特定地域に集まっていたとしても、個々の企業が原材料獲得から完成品の生産まで一貫して行なっている場合もあれば、社会的分業体制が確立している場合もあると下平尾（1996:3-4）述べている。

それ故、先に検討した上田宗次郎や次項で取り上げる他の中小企業論者による「地場産業」理解、及び後で検討する経済地理研究者による理解と下平尾の理解との間に共通する面がある一方で、大きく異なる側面がある。「地場産業」の中には「個別的・分散的に存立するもの」もあると下平尾は述べているからである。とはいえ、下平尾の具体的な研究対象となった有田焼については、後でみるような板倉らの経済地理研究者が次第に練り上げていく「地場産業」概念や、これの最初の本格的な総括的研究書とも言える山崎（1977）の概念規定にあてはまる点が多い。

3.2. 山崎充の理解

山崎（1977）は、その書名が示しているように、日本全国に存在する「地場産業」を対象と

して、「地場産業」一般について解き明かしている。下平尾や、板倉をはじめとする本稿で検討対象とする論攷を執筆した経済地理研究者たちが大学に勤務していたのに対して、当時の山崎は静岡銀行傘下の調査研究機関に勤務する民間エコノミストであり、それだけに全国各地の「地場産業」を実地に観察調査しえたのではなかろうか、と推測できる。実はその山崎が、既に1974年に『変わる地場産業』という一般向けの書籍を刊行しており、そのなかで次のように概念規定している。

「①特定の地域に起こったのが古く、伝統のある産地であること、②特定の地域に同一業種の中小零細企業が集中的に立地して、地域的企業集団として産地を形成している産業であること、③市場を広く全国や海外に求めて製品を販売している産業であることなど、こうした条件を備えた産業が地場産業である。なお、必ずしもすべてではないが、地場産業には消費財を生産しているものが多いことをつけ加えておくことにする。」(山崎1974:47)

本格的な研究書の山崎(1977:6-8)では、「地場産業」の定義が必ずしも明確ではなかったと断りつつ、清成(1972)による中小企業の類型区分にしたがって、「地域産業型」や「大企業の生産関連型」と区別される中小企業の類型であるとし、次の5つの特性を持つものが「地場産業」であると定義している。

1. 「特定の地域に起こった時期が古く、伝統のある産地」(p.6)
2. 「特定の地域に同一業種の中小零細企業が地域的企業集団を形成して集中立地していること」(p.6)
3. 「生産、販売構造がいわゆる社会的分業体制を特徴としていること」(p.7)
4. 「ほかの地域ではあまり産出しない、その

地域独自の「特産品」を生産していること」(p.8)

5. 「市場を広く全国や海外に求めて製品を販売していること」(p.8)

この最後の点について、江戸時代以前に起源を求めることのできる「地場産業」は、当初、その地元という地方市場でしか販売されなかったが、後に全国あるいは世界を市場とするようになったのに対して、明治期に海外から移植された「地場産業」は最初から全国ないし世界市場を対象としていたこと、そして5つの特性すべてを兼ね備えていなくても、3つないし4つの特性があれば地場産業とみなして差し支えない、という趣旨のことを山崎(1977:9)は述べている。

3.3. 清成忠男の理解

山崎が依拠した清成(1972:53)は、特定の地域への立地、外部経済への依存、地域的な企業集団、全国ないし海外に市場を持つ、もともと特産品を生産する在来産業ないし在来化した外来産業からの発展という特徴を持つ中小企業を「地場産業型中小企業」と名づけている。他方で、清成(1972:116)は「資源立地型の産業としてスタートし、地域的にまとまりのある産地を形成し、外部経済効果の集積により発展し、また経済の発展過程のなかでそれなりに転換してきた」と述べているので、特定の地域への立地とは特定資源が存在する場所に依存しての出発を意味することになるが、発展の結果としてそうでなくなる場合があることを認めていることになる。その発展が外部経済効果の故に起こることを重視している。外部経済効果とは、集団化している多くの企業間で発生する費用節約効果あるいは収入増大効果を意味する。

上の引用文でも示唆されているが、清成(1972:116-117)は「地場産業」の具体的な製品が転換してきていることを重視するととも

に、「都市型地場産業」と「地方型・農村型地場産業」とに類型区分できること、前者はさらに2つに細分類できることも述べている。すなわち、デザイン開発集約度及び加工度が高い産業とそうでない産業とに「都市型地場産業」は区分できる、という。デザイン性に優れている商品を生産する「都市型地場産業」の輸出依存度は相対的に低いが、そうでないものは都市内での家内労働という低賃金労働に依存し、低価格であるがゆえに輸出を伸ばすことができた「地場産業」である。「地方型・農村型地場産業」はその後者に類似する。というのは、農家労働力や中高年労働力による家内労働を商業資本が幾つかの工程に細分化して組織するがゆえに全体として低賃金労働を武器として輸出し、これへの依存度が高くなるからである。その細分化した工程間の分業が社会的分業であるという趣旨で清成は述べている。言うまでもなく、社会的分業とは企業内あるいは工場内分業ではなく、経済主体としては異なる者どうしの、あるいは異なる企業間の分業のことである。

3.4. 杉岡碩夫の理解

1970年代末から1980年代初めにかけて、わが国の学術研究者によって「地域主義」という用語を冠する書籍が多数公刊された。例えば玉野井・清成・中村（1978）、清成（1978）、玉野井（1979）、杉岡（1976,1980）、がそうである。その中で実は最も早く「地域主義」という用語を書名に掲げたのは管見の限りで杉岡（1973）であろう。これには山崎充だけでなく大学に研究基盤を置く経済地理学の青野寿彦や社会学の石川晃弘なども分担執筆している。杉岡はその書籍の総論に相当する「I 地域主義のすすめ」のなかの「三 立地論からみた中小企業」にお

いて、中小企業を「地域産業」、「地場産業」、「都市型産業」、「大企業関連産業」、「地域間産業」の5類型に分類し⁴⁾、次のように述べている。

「地域産業があらゆる都市にみられるものであるのに対して、つぎに出てくる業種タイプは特定の都市ないし特定の地域（複数の都市をふくむ広い地域）に集積している中小零細企業のタイプである。そのなかですぐ考えられるのは従来の中小企業研究でも精力的に開拓した分野である“産地企業”ないし“地場産業”である。地場産業が地域産業と異なるのは、地域産業がどの都市においてもみられるのに対して地場産業が特定の都市にだけみられるものであり、そのうえ地域産業は地域人口をマーケットにしているのに対して、地場産業は全国マーケットないし輸出市場を対象としているという違いがある。当然のことではあるが、地場産業は製造業などの第二次産業が中心となる。」（杉岡1973:14）

上の引用文に続けて、「特定地域」の意味について次のように杉岡は述べている。

「地場産業が立地する特定地域の“特定”を形成する内容はなんであるかが問題になるが、一般的には原料資源の賦存や労働力の存在、ないし歴史的に形成された技術の集積であるということができる。その意味で地場産業の典型のひとつは明治以前からあって特産品的な商品をつくってきた伝統産業の産地であるといえよう。しかし産地成立の時期が第二次大戦後であって最初から機械製工業のシステムを採用しているところであっても、その業種が一定の地域に集積していれば、それも地

4) 杉岡による製造業中小企業の類型区分は、清成（1972:52-53）による類型区分に類似している。清成は中小企業を①地域産業型、②地場産業型、③大企業の生産関連型、④その他に区分しているからである。

場産業とって差し支えない。」(杉岡1973:14-15)

以上のような「地場産業」概念理解をより簡潔に杉岡(1973:19)は、「特定の地域に特化した産業で、その製品が全国市場あるいは輸出市場に販売されるもの」と再定義したうえで、次のような説明を加えている。

「地域産業の主体が第三次産業であるのに対して地場産業の中心は第二次産業である。また地場産業が大企業関連産業と異なるのは、大企業関連産業は大企業の下請として部品生産または加工をおこなうのにたいして、地場産業は中小企業の集団が社会的分業を組織して完成品をつくり出す点に相違がある。…(中略)…地場産業は単に地方都市だけではなく巨大都市にも存在する。」(杉岡1973:19)

地方に立地する「地場産業」の典型の1つが伝統産業であり、これが農村の労働力と結びついているのに対して、巨大都市に立地する「地場産業」の労働力は都市下層階級に拠っているが、なかにはファッション性のある商品生産に特徴を持つ場合があるので「都市型産業」と重なる場合があることを杉岡(1973:19)は補足している。つまり地場産業は地方型であれ都市型であれ製造業部門の中小零細企業の集積によって成立しているし、低賃金労働力の活用によって存続していることを杉岡は示唆しているのである。そして、その中小零細企業の集団を組織する重要な経済主体は、地方型と都市型のいずれにせよ産地の商業資本であることを杉岡(1973:19-20)は強調している。

ただし、地場産業と立地する都市規模との関連を要約している「表2 地場産業の立地する都市タイプと業種」(杉岡1973:20)の内容は、比較的歯切れのよい文章での説明に比べて、や

や混乱していると言わざるを得ない。その理由は、この表では第2次産業と第3次産業とを分け、前者のなかで巨大都市に立地するものとして「地方中心都市の工業(ゴム製ハキ物)」を含めているからである。

4. 経済地理研究者による理解

4.1. 板倉勝高の理解

「地場産業」という用語を書名に冠した学術研究書の最初は、管見の限りで板倉ほか(1970)と思われる。その書名からして、東京に「地場産業」があることを主張したものと言える。しかし、1960年代半ば頃に「東京都経済局商工部調査課から依頼があって、同課発行の経済情報誌に東京の地場産業という題で、いくつかの業種を紹介してくれぬかということで…(中略)…産業地域調査会の名前で連載しはじめた」レポートのうち33編をとりまとめた、と板倉ほか(1970:i)の「はしがき」に記されている。このなかには都内各地あるいは全域に分散している業種もあり、それらは「地場産業」にあてはまらないと同書のp.iiで明言されている。板倉らは「地場産業」の学問的な定義が必要だと認識しているが、この著作ではそれを行っていないという趣旨もp.iiに記されている。しかし「序章」の「§3 地場産業としての特性」(板倉ほか1970:8-9)で、彼らなりの「地場産業」の定義に向けて、生産の系譜、経営規模、産地集団という3点に着目している。

生産の系譜とは、明治期よりも前に既に生産が行なわれていたものと明治期以降に欧米から導入された商品生産の両方があるが、いずれにせよ1960年代当時までそれなりの発展を遂げて東京で生産され続けていることが、東京の「地場産業」として認識できる要件であるとしている。その中には東京を市場とするものと全国を市場とするものがあるが、どちらも「地場産

業」であると理解している。後述するように、その後の様々な研究者による「地場産業」に関する見解によれば、地元市場を対象とする製造業は「地場産業」の範疇に含められなくなるのが一般的だが、1970年時点で板倉らはそれを含めていたことになる。

経営規模については生産に従事する企業が小零細であることを要件としており、官庁統計の制約から従業員29人以下の工場を「地場産業」としている。産地集団とは一定の地理的範囲の中にそうした工場が集まっているだけでなく、当該商品の生産流通が問屋によって編成されていることを意味するという趣旨が述べられている。その際に、一定の地理的範囲といってもそれには広狭の違いがありうるということが付言されている。しかし、パン、和菓子、建具といった商品を生産する事業所は東京都内に多数あるといっても分散的に立地しており、それは各生産現場の間近に住む人々の需要に対応しての生産であり、この種の生産を「近在必要型」という用語でまとめ、「地場産業」の中に含め難いという趣旨を、「本文で分散型としたものは今では地場産業と呼ばない方がよいのではないかと考えられる」と板倉ほか（1970:ii）の「はしがき」の中で述べていたのである。

また問屋による生産流通ということも、問屋という商業機能に特化した事業所だけでなく、製造卸という形態の事業所の出現に着目し、その出自は問屋の下請として製造していた零細企業であるが、そこから発展したものが多く、その製造卸企業の傘下に下請や内職の形で生産に従事する零細事業所や家庭があることに着目している（板倉ほか1970:288-290）。つまり「地場産業」とは、これに関わる事業所の間での分業に基づく協業がなされており、それを可能にするために一定の地理的範囲の中にそうした事業所が集まる、と板倉らは示唆していることになる。

板倉ほか（1970）が東京に存在する具体的な「地場産業」に属するさまざまな業種を描きはしたが、「地場産業」に関する理論的考察が不十分だったという反省に基づいて公刊されたのが板倉ほか（1973）である。その「第1章 序論」において、東京に存在する多数の零細企業によって担われる産業を、その品目の特徴に基づいて3つに分類し、婦人子供服、男子服、袋物、革製履物、装身具・装飾品、かばんなどの日用消費財を生産する産業では、「問屋、製造卸など流通部門を頂点として加工業（下職）、内職などの生産部門が密着した形で存在しているもので、いずれも全国的マーケットを対象に多種小単位の生産を行なっており、それらの多くの起源は江戸時代にまでさかのぼることができる」として、このような特徴を持つ品目を「いわゆる「地場産業」的品目」と位置づけている（板倉ほか1973:20）

そのうえで、この種の品目を生産する東京や大阪に立地する零細工業企業の集団を「地場産業」と命名し、第3章で詳細に論じている。ここでは、そうした零細工業企業集団が比較的狭い地域に集まっていることが強調され、かつ日本全国市場だけでなく輸出産業と位置づける場合もあること、そして広域的流通を担う問屋の存在を重視している。さらに、そもそも地場産業という用語は、中央資本あるいは大企業によってではなく、地方資本による日用消費財の生産に従事する企業集団を意味するが、たとえ東京や大阪に立地していても大企業によってではなく、また都市銀行によるコントロールを受けているわけでもないという意味において、「地場産業」と呼んでもよい、という趣旨のことを板倉ほか（1973:51-52）は述べている。要するに、板倉らは、日用消費財を生産する多数の零細企業が比較的コンパクトな地理的範囲に集積し、その生産品目の全国市場ないし輸出のための流通を地元の商業資本が担い、その全体的機

構に大企業や大金融機関が関与していない産業を「地場産業」と定義したのである。

したがって、板倉らが理解する「地場産業」概念は、上田(1969)や杉岡(1973)の理解に類似している。ただし全く同じというわけではない。生産に従事する事業所が集中する地理的エリアの広がり、地場産品の市場の広がりに関する理解が全く同じというわけではないからである。

ちなみに板倉(1966)は、日本における工業地域の一つとして「特産品工業地域」があることを述べており、これが「地場産業」地域に類似するかにみえるが、「特産品」のなかには日用消費財だけでなく、中間財としての糸や織物を含めているし、「地場産業」という用語を用いていないので、1960年代半ば過ぎ頃までは「地場産業」という用語がアカデミズムの世界では根づいていなかったものと推測される。しかし、九州や東北などの地方レベルでの経済に関心を持つ、言うなれば地方調査機関エコノミストの間では、1960年代に「地場産業」という用語が頻繁に用いられていたと考えられる。その根拠は、上田が書いた「高度成長下における地場産業問題」の総論には、「昭和35年以降の地場産業の調査、研究論文等の文献案内が、国民金融

公庫調査部『調査月報』No.53、昭和40年8月に掲載されている」とその注(2)で述べているからである。

ところで、前章で紹介した中小企業研究者による「地場産業」に関する概念理解の登場を受けて、板倉は「地場産業」概念の彫琢をどのように試みたのだろうか。これを知るための材料を提供してくれるのが板倉・北村(1980)である。これは、1978年の日本地理学会秋季学術大会で開催されたシンポジウム「地場産業の地域的基盤と変容の形態」での諸報告やシンポジウムのオーガナイザーを務めた板倉・北村らの論叢を集成したものである⁵⁾。これの「第1章 地場産業概念の発達」を執筆した板倉は、清成(1972)や山崎(1977)の「地場産業」概念を紹介しつつ、特に山崎が指摘した5つの特徴に関する考え方に対していくつかの批判を加えている。その中で重要な批判は伝統性に関するもので、比較的新しく起こった「地場産業」もあると板倉(1980:3-5)は指摘している。また、「地場産業」が注目されるようになった理由の一つに高度成長期に隆盛した産地が少なくないということがあり、それは伝統の故というよりも何らかの新機軸の導入に拠っているはずであることを、板倉(1980:5)は生産品目を時代ととも

5) この書籍に収録された21本の論文は異なる20人の人文地理ないし経済地理を専攻する大学や高校の教師であり、いずれも多かれ少なかれ「地場産業」概念を考察しているが、この問題を総論的に論じているのは板倉(1980)である。竹内(1980)もその概念についての山崎(1977)の考え方を批判的に考察して独自の考え方を提示しているが、板倉(1980)の理解と大きく異なるわけではない。しかし、北村(1980b)は板倉や竹内の理解と大きく異なる点を示している。これらの詳細は本稿の次項以下で論ずる。なお、他の17人の研究者のうち奥山好男は地場と地方という2つの用語の意味を詮索して「地場産業は、1) 市中・民間の産業であり、2) 集積・集団の産業であり、3) 競争・市場の産業である」(奥山1980:20)と抽象的に定義しているが、この定義は板倉や竹内の「地場産業」概念理解と整合する。合田昭二も板倉・北村(1980)の「第1章 地場産業の概念」の中に含まれる論叢を書いており、「経済地理学において戦前から注目されていた中小零細経営体の地域的集積が、経済学の分野やジャーナリズムで「地場産業」として、中小企業の中でも独特の存在として意識されるようになった」(合田1980:33)と述べ、その独特の存在が「地域」の経済・社会との関りにみられると認識しているが、国民経済・国際経済との関わりを論じたものであり、中小企業論や板倉らの「地場産業」概念理解に即応している。他の15人の論叢は、日本国内の具体的な場所における具体的な「地場産業」を取り上げて、その発展・変化や「地場産業地域」における中小零細企業集団内の関係構造を論じており、いずれも板倉や竹内の「地場産業」概念理解に対応する。

に変えてきた産地、具体的には金属洋食器から金属製のハウスウェアや台所用品などに生産品目を当時転換しつつあった燕市に言及して「今日もさかんな産地は、いずれもこのような自己変革をなしとげており、むしろこのような自己変革をなしとげ得るかどうかは産地の力であるといってもよい」と述べている。そのうえで、次のように板倉勝高は述べている。

「これらの産地が産地としての隆盛におもむくのは、むしろ高度成長期の時代であり（山崎1974）⁶⁾、地域的にも本州中部・太平洋ベルト地帯に多かったわけで、発生は古くとも隆盛になったのは新しいという場合も少なくない。そうなればますます、地場産業に伝統性を要件とするのは実態にそぐわないことになるであろう。また、このような生産体制を在来・伝統工業と称するのもあまりに狭いといわなければなるまい。」（板倉1980:5）

板倉は1980年に刊行された書籍の中で上のように批判しているが、すでに1977年に刊行した単著の中で山崎（1977:24-27）は、明治以降に形成された「現代型地場産業」や、第2次世界大戦後以降において形成された農村地域での「地場産業」もあることを述べている。即ち、中小企業研究者と経済地理研究者との間で、この用語の理解については1970年代末頃に収斂しつつあったと言える。

ところで板倉によれば、「地場産業」に従事する中小零細企業のための金融の実情を、この産業の特徴として指摘することが重要である。それは、地場という用語が証券取引市場に関連して用いられていたこと、そしてこれを産業と

いう用語にかぶせたのは、「地場産業」が国家資本や中央の大手資本に依存するのではなく、当該産業が立地する地元の小零細資本によっていることを意味するからである（板倉1980:8-9）。「地場産業」の零細企業は市中銀行⁷⁾から「資金を借りることもできないほどミゼラブルなものであった」と、板倉（1981:1）は過去形で強調している。

さらに、地場工業ではなく「地場産業」と名づけるのは、生産に携わる工業企業だけでなく、流通の要となる問屋はもちろん、運輸企業や信用金庫なども一体となった産業だからであることも板倉（1980:9）は述べている。通常の産業分類からすれば異なる産業に属するさまざまな企業が地域的に一体となって、すなわち地域に根づいて活動している産業だからこそ「地場産業」というのだ、というのが板倉の考えである。このような理解は、杉岡（1973）の理解と相通ずる。

しかし、板倉（1980）は、以前に示した「地場産業」の理解を修正してもいる。それはかつて日用消費財を生産品目とするものだけを「地場産業」と位置づけていたが、東大阪の伸線生産、兵庫県木江町の鯉生産即ち造船、そして全国各地に存在する織物産地（機業）などは、中間財あるいは企業にとっての生産財の生産を意味するが「地場産業」として位置づけるようになったからである。このように板倉が認識するようになったのは、全国各地の高校教育における教科科目「地理」担当教員や大学で人文地理を講じている教員の協力を得て刊行した板倉（1978）を踏まえているからである。

それにも拘わらず板倉（1980:3、1981:8-9）は、1970年代の織物生産が産業連関における中間財

6) 山崎（1974）とは、本稿の文献リストに掲げた山崎充の著書『変わる地場産業』のことである。

7) 都市銀行、すなわち現在メガバンクと呼ばれる銀行につながる、東京、大阪、名古屋などの大都市に本店を置き、各都道府県の主要都市に支店を持つ銀行のことを意味すると考えられる。

として生産されるようになったけれども、もともと最終消費者が織物を購入して自身で着物に仕立て上げていたと主張し、この意味において日用消費財として位置づけ得るとしている。自身がかつて提示した概念と、新たな認識を統合するために、板倉 (1980:3) は「地場産業」の多くが日用消費財の生産に従事するものであるという趣旨の表現をしている。この日用消費財という品目へのこだわりは、板倉 (1981) でも維持されている。ただし、それは大衆が日常的に用いる製造製品という意味に限定されるものではなく、高級品高価格品となっているものも含み、所得と時間に余裕のできた人々が時折用いるものの中には「人生を楽しむ道具」(板倉 1981:16) があり、これの生産は手工業によらざるを得ず、その高度な技術技能を維持するためには特定地域に手工業職人が集まっている必要がある、すなわち零細工業集団の場所という意味での産地の形成維持が必要であるという認識を示している (板倉1981:16-17)。そして板倉 (1981:1) において、「零細企業の地域集団による広域商品の生産流通体系」が「地場産業」という用語の意味であると簡潔に定義するに至っている。この定義は杉岡 (1973) や清成 (1972) による定義とほぼ同じである。

ちなみに、板倉 (1981:1) は、1970年代末から「地場産業」が再注目されるに至った背景に、「第三次全国総合開発計画」でその振興が謳われたこと、東北6県の知事が異口同音にそれを述べるようになったということ指摘している。確かに、三全総では「地場産業」が地方都市やその周辺に位置する農村部に存在し、定住圏の確立に寄与する産業として期待する表現がある (国土庁1977:78-82, 89-90, 98, 100)⁸⁾。

これに対して1970年代初めに「地場産業」がマスメディアによって注目されたのは、当時の固定為替相場制の下でドルに対する円高への移行を日本政府が断続的に実行したことによって、特に米国市場に依存していた日本国内のいくつかの「地場産業」産地が苦境に陥ったからであることを清成 (1972:10) と山崎 (1974:1, 10) が指摘している。

4.2. 井出策夫・竹内淳彦の理解

板倉による「地場産業」研究は、竹内淳彦や井出策夫との共同研究に基づいている。したがって当然のことながら竹内淳彦は、板倉の見解とやや異なるニュアンスをもってはいるが、ほぼ同じ「地場産業」概念の規定を、次のように記している。

「第1に、同一製品の生産、あるいは同一工程の作業に関係する小規模企業が一定地域内に集中立地している地域的産業集団である。第2に、集団内には製品の生産と流通を通じての社会的分業が存在する。第3に、これらの工場等は、中央巨大資本によってではなく、地元資本によって運営されている。第4は、その市場が地元だけでなく、全国とか世界とかいった広域市場に依存して成り立っている。このように地場産業は、最終製品による業種区分とは範疇を異にする、いわば産地の属性をもとにした概念である。」竹内 (1980:23-24)

竹内は上の概念規定を定まったものとしてよりも、研究を進展させるための作業仮説として位置づけているが、具体事例として東京における印刷工場の分布図と財布などの袋物工業の分

8) 筆者自身も第三次全国総合開発で、「地場産業」が地方で若者のための就業機会提供者として期待されていることを指摘しておいた (山本2023:60)。他方、「中小企業白書」が「地場産業」の地方での役割を積極的に評価するようになったのはもう少し遅れて、1979年度を扱った1980年発行版であることも指摘しておいた (山本2023:64-65)。

布図を掲げているので、板倉が最終消費財の生産を念頭に置いていたのに対して竹内は必ずしも最終消費財の生産だけを地場産業とみなしていたわけではない。上に引用した文中でも、消費財という表現ではなく、製品、あるいは工程という表現をしている。「地場産業」の概念定義において竹内が第1に重視するのは、製品種類ではなく、比較的コンパクトな地域に小規模企業が集中立地する地理的分布であることをうかがい知ることができる。とはいえ、この立場が板倉の「地場産業」理解と矛盾するわけではない。というのは、「地場産業」を理解するためには、なによりもまずそれに属する事業所の地理的分布図を作成することを板倉は重視しているからである。それは板倉ほか（1970）や板倉（1978）を公刊する際に取られた基本方針である。

竹内は井出とともに、日本の地理学界が総力を挙げて日本の地理的現実を世界の地理学者に提示すべく、1980年に日本で開催された第24回国際地理学者会議（International Geographical Congress）の記念出版物として刊行されたThe Association of Japanese Geographers（1980）に英語論文（Ide and Takeuchi 1980）を寄稿した。そこでは「地場産業」という日本語を英語に翻訳するのは極めて困難なのでそのローマ字表記を主題として掲げ、コロンで区切って localized industry という英語を「地場産業」の訳語とする見解が示された⁹⁾。localized という英語は英語圏での産業に関する経済学研究では局地的集中を意味しており（Marshall 1890, Krugman 1991）、必ずしも中小零細企業の地理的集積な

いし集中だけに適用される単語ではない。しかし、辻本（1973）が地場産業にあてた英語 local industry ではなく、多数の小規模工場の比較的コンパクトなエリアへの集中立地を「地場産業」の特徴として重視する竹内や井出、そして板倉の立場を反映して localized industry という英語を用いたのであろう。この英語論文で井出と竹内は次のように「地場産業」を定義している。

The term *jiba sangyo* was coined in the early 1960's and by the 1970's came to enjoy general usage in disciplines such as geography. As a relatively new term, the word has a number of nuances which should be considered. Firstly, the term refers to those industries which are concentrated in a given geographic locale to produce specific products which are associated with that geographic area. . . . Secondly, each of these industries involves a locally defined division of labor. . . . Thirdly, such industries have not depended upon mammoth amounts of capital raised on a national level, but have been organized and run by local entrepreneurs with locally generated capital. The industries primarily consist of small-scale firms. To be called *jiba sangyo*, all three attributes must be present. (Ide and Takeuchi 1980: 299)

この英語表現から、井出と竹内が定義する「地場産業」は、前述のように竹内（1980）が提示した4つの特徴のうち、製品の市場に関するも

9) 筆者は1979年9月末に2年余に及ぶドイツのミュンヘン工科大学地理学研究所（Geographisches Institut der Technischen Universität München）留学から帰国した後に、学部時代の指導教官であり、The Association of Japanese Geographers（1980）の編集委員の1人であったが実質的に編集委員長としての役割を果たしていた竹内啓一橋大学社会学部教授から、「地場産業」という日本語を英訳するのは不可能に近いと井出策夫と竹内淳彦が主張したというエピソードを聞いた。当時、筆者は竹内先生による同書の編集作業を他の大学院生などとともに手伝ったのである。

のを除く3つに対応している。しかし、彼らは製品の市場に関する「地場産業」の特徴を指摘し忘れたのではなく、上記の英文に続いて、段落を変えて次のように付言している。

Finally, although production is organized at the local level, the products are sold nationally and even internationally. (Ide and Takeuchi 1980: 299)

ちなみに、上記英文での「地場産業」の第1の特徴の事例として挙げられたのは団扇や手袋という消費財だけでなく、生産財であるワイヤ即ち伸線である。また英語論文全体は、大都市に立地する「地場産業」と、そうでない都市化されていないエリアにおける「地場産業」の具体例から構成されており、前者には金属加工に特化する小規模企業の地理的集中も含められている。また、詳しい記述ではなく、品目別に見た日本全国における「地場産業」の分布を概観する地図には、川口の鋳物や伸線の東大阪を含む金属製品の生産地も「地場産業」として取り上げられている。ただしIde and Takeuchi (1980)は生産財よりも消費財により強く着目しているとみることができる。ハンドバッグや手袋という最終消費財の生産地に関する記述が最も詳しいからである。しかし、井出と竹内の「地場産業」理解には、板倉ほどの消費財への執着は見られない。

4.3. 北村嘉行の理解

1978年の日本地理学会秋季学術大会のシンポジウムで板倉とともにオーガナイザーの役割を果たした北村嘉行は、経済地理学や農業経済学などの書籍刊行に特色を持っていた大明堂が新たに1979年晩秋から発行し始めた雑誌『季刊地域』の創刊号から第三号まで「日本の地場産業」というシリーズタイトルの下で「現代生活と伝統工業」という標題を付した論攷を3回執

筆した(北村1979; 1980a; 1980b)。この3本の論文は、標題の変更がなされたものの本文と図がそのまま北村(2006:34-71)に収録された。各論攷の表題のつけ方や、北村(2006)の書名からすると、北村自身は「地場産業」という用語を積極的に用いたのではなく、言うなれば1970年代から1980年代初めにかけての時代的背景を受けてその用語を使ったに過ぎないのではないかと推測される。

しかし、論文の中では当然のことながら北村自身が理解した「地場産業」概念が提示されている。地理学で在来工業ないし伝統工業と呼んできた「中小工業の研究と地域主義の結びついた地場産業の概念が発達し、国家独占資本主義のいちじるしい発展にもかかわらず、かたや依然として執ようにも存在し続ける中小工業に対して、明確な性格規定をする必要に迫られてきた」と北村(1979:168)は述べている。つまり、北村は高度経済成長期を経て低成長期に入っていた日本経済において、この中に存続し続けている中小工業企業全体を「地場産業」と理解していた可能性がある。

北村は定義の必要性を述べたものの、特に自身による定義を提示していない。しかし、近畿及び中部日本を一括して中央日本と呼び、その中のどこにどのような「地場産業」が存在しているかを、伝統的工芸品産業振興協会が数え上げた伝統的工芸品産地、中小企業庁による「産地概況調査」に記録された産地、そして北村自身が把握したそれ以外の特産品を生産する産地をすべてあわせて「地場産業」産地と理解し、それらすべての生産品目の名称を地図の該当箇所に落とし込んで示すという極めて詳細な中小工業の地理的分布図を描いた(北村1979:170-171)。

生産品目の中には該当箇所の地名が付されている場合も少なくない。しかしその地図には、例えば長野県諏訪岡谷地域の精密機械工業は提

示されなかった。それは当時の諏訪岡谷地域の精密機械工業において各種の金属加工に従事する中小零細企業が集積して社会的分業が行なわれていたとはいえ、結局のところ時計生産の諏訪精工舎、オルゴール生産の三協精機、カメラ生産のヤシカ、第2次世界大戦時における疎開工場で東京都内に本社主力工場を置く企業、例えばオリンパスの子会社工場など、大企業が生産する最終製品につながる仕事を諏訪岡谷地域の中小企業の大半がしていたからであり、最終製品（ただし消費財ではなく生産財）をこの地域の中小企業が生産していたとしても諏訪岡谷地域の生産物として目立っていたわけではなかったからであろう¹⁰。また京都市伏見や神戸市灘には清酒産地が形成されていることを上記の地図で示す一方で、新潟県については明示しなかった（北村1979:170-171）。新潟県では特定の地方自治体に日本酒醸造企業が多数立地せず、県域内各地に分散しているからと考えられる。西南日本における「地場産業」の分布図では、広島県西条の日本酒産地を広島清酒と明示する一方で、南九州の各地に立地していた焼酎生産企業や筑後と佐賀県鹿島市の日本酒醸造企業を北村（1980b:125-126）は地図に明示しなかった。

そのことはともかくとして、北村は上述の作業を踏まえたうえで、特定都道府県1つに生産が集中している品目を集中型、そうでないものを分散型と名づけ、山崎（1977）が「地場産業」の定義に際して重視した地域的集中性だけでなく、北村が定義する分散型もまた「地場産業」に含みうると主張し、さらには「町のパン屋やとうふ屋、村の鍛冶屋は、これを地場産業とい

うべきではないだろうか」（北村1980b:127）とまで主張した。この主張は日本全国あるいは海外を市場とする商品を比較的コンパクトなスケールの特定地域に多数の中小零細企業が集中して生産するという特徴が「地場産業」という概念の理解において重要だとする見解を真っ向から否定していることになる。しかしその一方で、北村（1980b:129）は1978年の日本地理学会秋季学術大会でのシンポジウムの議論を踏まえて次のように述べている。

「地場産業を形成する地域的基盤とは、原料・市場・労働力・技術・資本・生産構造の6つの地域要素がある一定の要件をそなえることである。これらの要素がすべて地元で、伝統的にそなえられることが典型的な地場産業成立の要件であるが、現在それは、景況や政策等の変化によって流動的である。…(中略)…市場も、本来、地元向けを主体としていたが、資本主義世界の中で存続・発展するために、いつの間にか地域外の全国市場全体あるいはときに海外市場を求め移・輸出さるようになった。それに対して、生産構造や資本・労働力は、依然として地元依存する場合が多い。」

上の引用文にみられるように、1980年前後に語られるようになっていく「地場産業」は、かつて局地的な狭い市場を相手にしていたとしてもはやそうでなく、かなり広い市場で販売される商品を生産する中小零細工業企業の地域的な集団、であるということを、北村は結果的に認めている。ただし、「地場産業」と言うためには、資本と労働力が当該地域に由来して

10) 筆者は1990年代後半から2000年代初めにかけて明治大学文学部地理学専攻の松橋公治教授とともに諏訪岡谷地域における製造業中小企業の集積に関する実態調査を行なったことがある。その際にこの地域には金属加工や機械部品などの生産だけでなく、完成品としての生産機械や検査装置などを生産する中小企業が立地していることを確認した。その一部については山本・松橋（1999:140）に掲載した「表7 岡谷市の専用機械メーカー」を参照されたい。

おり、生産構造が当該地域のなかに収まっていることを条件としている。全国的に流動する労働力を雇用したり、中央資本の傘下に入ったり、「生産構造が国民経済全体の一小部分に位置づけられるようになる」のであれば、「地場産業の地域的（局地的）性格は失われ、地場産業とはいい難くなっていく。それはもはや、全国産業であり、国民経済の問題となる。」とまで北村（1980b:129）は断言している。

以上にみた北村による「地場産業」の理解は、北村（1980c）においても維持されている。その際には、伝統性と日用消費財生産とを「地場産業」の必須の条件としていない。

「地場産業は、産地と呼ばれる集中地域を形成したり、伝統的性格をもっていたり、日用消費財を生産していることが多かったりするが、そのいずれもが、地場産業の一部をさしているいわば十分条件であり、地場産業の必要条件をみたしてはいない。地場産業がどのように性格づけられようとも、最も重要なことは、地場産業が中小工業であるということである。」（北村1980c:52）

この考え方は、清成（1972）が提示した製造業における中小企業の1形態として「地場産業」を捉える考え方を支持していることになる。そのうえで北村（1980c）は、従業員29人以下の零細工場や9人以下の家庭工場と称することができるものによって生産されている工業製品について、1973年の工業統計表品目編の詳細な分析に基づいて、特定の都道府県に全国生産額の30%以上が集中するものもあれば、たとえ特定の市町村に集中しているかにみえたとしても日本全国というスケールでみればこの中で各地に分散して生産されている品目もあり、全体としてみれば後者の日本全国への分散がより多いことを明らかにしている。

北村は明確に述べているわけではないが、その分析によって、「地場産業」によって製造される商品のすべてが、日本全国市場または海外市場で販売されているかどうか、疑問視することにつながる。日本全国というよりもむしろ東日本あるいは西日本、さらにはもっと小さなスケールのエリアを主要市場とする「地場産業」がありうることを北村の一連の論攷は示唆するからである。このことは、板倉・北村（1980）に収録された一連の論文の結論に相当するとみなしうる北村（1980d:212）における次の文章から比較的明瞭に読み取ることができる。

「地場産業が地域の産業であるならば、資本が地域すなわち地元資本であり、技術が地域の伝統性によって育まれたものであり、生産構造が地域内に（何らかの）分業体制をもち、地元の労働力によって、地元の市場に供給されていなければならない。」

つまり、この引用文の前後に記されている文章との脈絡から判断するならば、北村は都市や農村という用語で理解されるスケールの地理的空間を地域と理解し、その意味での地域の内部にある「資本・原料・技術（伝統性を含む）・生産構造（社会的分業の問題を含む）・労働力・市場の問題を分析」（北村1980d:212）することが「地場産業」の研究に値すると考えていたことは明白である。そして、この引用文にも明示されている資本や原料などの地域内に存在していた諸要素が時代の流れにしたがって地域の外から供給されるようになったり、比較的小規模だった「地場資本が大規模化し中央資本化」したりするならば、「地場産業」とは言えなくなり、「全国産業化」すると北村は考えていたことを、北村（1980c:129）と北村（1980d:215）の両方に掲載されている「地場産業の地域的基盤」という図から読み取ることができる。

4.4. 青野寿彦の理解

北村と同世代の経済地理研究者であり、杉岡（1973）の分担執筆者としての役割を果たした青野寿彦は1960年代に泉南タオル産地や農村工業に関する優れた論文（青野1967, 1968, 1969）を公表したが、これらの論文で「地場産業」という用語を使わなかった。しかし、1970年代初め当時の日本国内の地方都市が抱える諸問題を扱った諸論文を集成した書籍の中で、青野（1971:69-70）は「わが国には、古くは明治前から、特定の製品を生産する企業が一定地域に集中立地して産地を形成している地場産業がある。…（中略）…その業種は多様で、主なものは、織物・縫製品・家具・建具・鋳物・刃物・陶磁器・紙・雑貨品などの製造業である。地場産業は、その大部分が従業員二〇人以下の小零細企業によってになわれ、貿易商社・産地問屋あるいは産地上層企業の下請のもとに組み込まれている。」と述べている。

そして上記の論文の最後の方で、大阪府の泉南「タオル産地が典型的なように、地場産業は、産地間の競争もあって、産地ごとの浮沈がはっきりとしてきている。…（中略）…また、丹後産地に見られるように、「過疎」地域の自治体・農協等のおとしによって、多数の小零細企業の創設という形で、新しい産地とも言えるものが作り出されている。地場産業の立地する自治体のその地場産業への依存の程度に応じて、またその地場産業の発展の見通しに応じて、自治体の地場産業に対する姿勢は規定されている。」（青野1971:83）と述べている。

したがって、「地場産業」とはなんらかの特定商品を生産する中小零細企業が多数集積している産地の当該産業を典型とするという共通理解が、少なくとも当時の経済地理研究者や中小企業研究者にすでに1970年代初めにあったとみることができる。その際に、そうした産業を研究する意義は国民経済の大きな変動の中での産

地の変化を描くことにあった、と解釈できる。

他方において青野は「地場産業」に含まれる業種を製造業だけに限定していたわけではない。杉岡（1973）が提示した意味での「地場産業」が、その立地都市の規模とどのように関係するかを論じた青野（1973:82）において、卸売業の中で生糸・繭・綿糸・織物繊維関係機械器具を扱う企業は、日本全国ではなく特定都市への集積が顕著であるという事実をもって、「地場産業」の関連産業と位置づけることができると述べている。しかも、続けて次のように述べているので、単に「地場産業」に関連するということではなく、「地場産業」そのものに含まれると理解し、かつ変化に着目する視点を重視していることが分かる。

「従来の分類では、『大企業関連産業』あるいは『地場産業』としては、もっぱら製造業のみが考えられることが多かった。しかし、その製造業の原料あるいは製品を取扱う流通部門の産業（とくに卸売業）は、とくにそれを担うのが中小企業であればそれだけなおさら、いわばその命運を当の製造業とともにしているわけである。したがって、このような第三次産業の景気変動に伴う動きや長期的な動向を見さだめるためにも、このような業種をも『大企業関連産業』あるいは『地場産業』とすることが有効なのである。」（青野1973:82）

中小零細企業が比較的コンパクトなエリアに集積し、かつそれらが全体として特定商品を生産している場所で、その製造業企業のための原材料や製品の流通に携わる中小零細企業もまた「地場産業」に含まれるという青野の理解は板倉の理解と同じである。

5. おわりに

以上から、確かに初澤 (2013:478) が述べているように、「地場産業」という概念の学問的定義は、1980年前後に至ってもなお研究者の間で完全に一致していたわけではないかにみえる。しかし、3つから5つ程度の性格を併せ持つ産業を「地場産業」であると理解しているという点では共通している。その共通点の中で最も重要なものは、製造業の中小零細企業が比較的スケールの小さなエリアに集積し、同種の製品を生産するために社会的分業を行なっている産業ということになる。その生産物の市場は、中小零細企業が集中立地している比較的コンパクトなエリアを越えてより大きく広がるエリアであるという点も、北村嘉行を例外としてほぼ一致している。

しかし中小企業研究者が日本全国や海外を製品の販売市場としていることを重視したのに対して、経済地理研究者はもっと小さな空間スケールの市場を対象にしている中小零細企業のローカルスケールの集団もあることを認める傾向が目立つ。北村もまた、自身の理解になる6つの地域的要素のうち資本・労働力・技術・生産構造が地域に根差しているならば「地場産業」と呼んでよいと考えていたことは、北村 (1980c:129) に記された最終節「地場産業の社会・経済的要件と地域的基盤」を読むと看取できる。

他方において、板倉や彼の共同研究者井出・竹内はそうした「地場産業」企業の資本が東京などの大都市に拠点を置く大資本によってではなく、地場の、すなわち当該地域の地元資本であることを特に重視しており、この点は杉岡 (1973:19-20) も中小零細企業の集団を組織する重要な経済主体が産地の商業資本であると述べているので同様である。清成、山崎、下平尾はこの特徴を明示しているわけではないが、大

企業の系列下にあつて下請の仕事を行なっている中小企業を「地場産業」の中に含めていないのだから、同じ認識を示していたと言える。

それゆえ、中小企業研究者や経済地理研究者によって「地場産業」という用語に関する概念定義に関する議論が1960年代末から1980年代初めにかけてなされ、その結果として「地場産業」概念は少なくとも学术界で共通理解されるようになったと言える。繰り返して言うならば、それは、製造業の中小零細企業が比較的スケールの小さなエリアに集積することを強みにした社会的分業によって何らかの特定商品を生産し、これをその集積エリアよりも大きなエリアに広がる市場に販売するという点である。その製造業中小零細企業の活動のために同じエリアで活動する広義のサービス産業もまた「地場産業」の中に含めるという理解が板倉勝高と青野寿彦に認められる。杉岡碩夫も同様の理解を示唆している。

以上の意味での「地場産業」のなかには、日本の高度経済成長期だけでなく、低成長期に入っても、さらにバブル経済の時期にも成長し、市場を拡大できたものがある一方で、産地間競争やそのほかの理由で消滅したり縮小したりしたものもある。さらに、「地場産業」研究者のほとんどが重視する地域的基盤、すなわちコンパクトなスケールの中での社会的分業だけでは存続が困難になったり、産地の企業集団を統括する経済主体が地元の商業資本であるとは必ずしも言えなくなってきたりしている場合もあろう。しかしそれでもなお、特定の場所の地域名を付加して「～産業」と言い得るほどに、何らかの商品生産のために協力する中小零細企業が複数あれば、そしてこの企業集団が当該地域の住民にとってのアイデンティティの1つとなっていれば、これを「地場産業」と呼んでもよいと筆者は考える。そうした企業が極めて少数となり、しかも相互間での社会的分業がなくなる

場合には、地場企業と表現できるとしても「地場産業」と名づけるのは適切ではない。産業という用語は多数の企業から構成されている状態を意味する概念だからである。

むしろ、何らかの観点から設定される地域の社会経済がグローバリゼーション進展下で活力を維持発揮するために、「地場産業」を構成すると位置づけられた諸企業が、あるいは依然としてそう分類される諸企業が、そしてその諸企業を公的機関や準公的機関などがどのような戦略を取って支援してきているか、それがどのような効果をあげてきているか、という研究課題に取り組むことが現代的意義のある「地場産業」研究ではなかろうか。

この観点を持つならば、諸外国に存在する中小企業の地域的集団、すなわち industrial district と呼ばれる産業集積地域との比較研究が可能となると期待される。その意味では「地場産業」を local industry でも localized industry でもなく、collective of small and medium-sized enterprises in a Marshallian industrial district¹¹⁾ と英訳するのが妥当と言えよう。「地場産業」を研究する意義は、変動する国民経済や世界経済にどのように対応して存続・発展するか、それとも衰退・消滅するかといった、当該都市や農村部から構成される地域、そして当該地域を含む国民経済、さらには世界経済との関りの中での変化を明らかにするところにある。この観点から、1980年代以降に公表されてきた「地場産業」に関する諸研究をレビューすることが、今後の研究課題として指摘できる。

文 献

- 青野寿彦（1967）「京南タオル工業の地域的展開—泉佐野市を中心に—」、『地理学評論』第40巻、pp.337-357。
- 青野寿彦（1968）「農村工業の全国的分布について」、『地理学評論』第41巻、pp.344-349。
- 青野寿彦（1969）「丹後・久美浜町における農村織物業の展開」、『人文地理』第21巻、pp.22-62。
- 青野寿彦（1971）「地場中小企業の浮沈」、小原敬士・山本正雄（監修）奥田義雄・西川大二郎・野口雄一郎（編集）『日本列島 地方都市 その現実』勁草書房、pp.69-83。
- 青野寿彦（1973）「都市規模と産業および中小企業の立地」、杉岡碩夫（編）（1973）『中小企業と地域主義』日本評論社、pp.61-94。
- 板倉勝高（1966）『日本工業地域の形成』大明堂。
- 板倉勝高（編）（1978）『地場産業の町』上下2巻、古今書院。
- 板倉勝高（1980）「地場産業概念の発達」、板倉勝高・北村嘉行（編）『地場産業の地域』大明堂、pp.1-11。
- 板倉勝高（1981）『地場産業の発達』大明堂。
- 板倉勝高・井出策夫・竹内淳彦（1970）『東京の地場産業』大明堂。
- 板倉勝高・井出策夫・竹内淳彦（1973）『大都市零細工業の構造—地域的産業集団の理論』新評論。
- 板倉勝高・北村嘉行（編）（1980）『地場産業の地域』大明堂。
- 市川弘勝（1969）「金属玩具（東京）」、大内兵

11) industrial district という用語を用いて、ある都市内に集積する製造業中小零細企業が相互の外部経済効果のゆえに大きな生産力を発揮することを最初に述べたのは Marshall (1890) である。それゆえ、1970年代～1990年代にかけて注目された「第3のイタリア」と称されるエリア内で特定商品を生産する中小零細企業が集積する諸都市を指して Marshallian industrial district とイタリアの経済学者 Becattini (1990) は名づけた。それ故 Industrial district という語句に Marshallian という単語を付加するのが明快と思うが、必須ではないとも考えられる。なお、21世紀に入って以降2010年代においても Marshallian industrial district に関する論文は生産され続けていることが Google scholar で文献検索をすると分かる。

- 衛監修・地方調査機関全国協議会 (編) 『地域と産業』 新評論、pp.338-347。
- 上田宗次郎 (1969) 「総論」(第2部 高度成長下における地場産業問題)、大内兵衛監修・地方調査機関全国協議会(編)『地域と産業』 新評論、pp.273-286。
- 大内兵衛(監修)・地方調査機関全国協議会(編) (1969) 『地域と産業』 新評論(本書の現物を確認したところ、奥付に相当するページがないが、表紙扉には書名の下に「大内兵衛監修」とあり、その下に「地方調査機関全国協議会」と記されている。地方調査機関全国協議会が編集したと明記されているわけではないが、pp.i-iiの「序」を大内が、pp.iii-ivの「発刊のことば」を同協議会理事長で大阪府立商工経済研究所の上田宗次郎が書いている。本文の執筆者のほとんどは、当時の地方調査機関全国協議会に加盟していた機関の調査研究員である)。
- 奥山好男 (1980) 「地場産業と農村・農村工業」、板倉勝高・北村嘉行(編)『地場産業の地域』 大明堂、pp.12-22。
- 片桐誠士 (1969) 「水産缶詰(北海道)」、大内兵衛監修・地方調査機関全国協議会(編)『地域と産業』 新評論、pp.287-300。
- 北村嘉行 (1979) 「現代生活と伝統工業—中央日本—」、『季刊 地域』 第1号、pp.168-175。
- 北村嘉行 (1980a) 「現代生活と伝統工業—東北日本—」、『季刊 地域』 第2号、pp.129-137。
- 北村嘉行 (1980b) 「現代生活と伝統工業—西南日本—」、『季刊 地域』 第3号、pp.124-129。
- 北村嘉行 (1980c) 「地場産業の地域的展開」、板倉勝高・北村嘉行(編)『地場産業の地域』 大明堂、pp.46-59。
- 北村嘉行 (1980d) 「地場産業の地域」、板倉勝高・北村嘉行(編)『地場産業の地域』 大明堂、pp.210-217。
- 北村嘉行 (2006) 『工芸産業の地域』 原書房。
- 清成忠男 (1972) 『現代中小企業の新展開—動的中小企業論の試み』 日本経済新聞社。
- 清成忠男 (1978) 『地域主義の時代』 東洋経済新報社。
- 経済企画庁総合計画局(1967)『地場産業の動向』 (筆者未見)。
- 合田昭二 (1980) 「地場産業と国民経済」、板倉勝高・北村嘉行(編)『地場産業の地域』 大明堂、pp.33-45。
- 国土庁(編) (1977) 『第三次全国照合開発計画』 大蔵省印刷局。
- 下平尾勲 (1973a) 「最近の地場産業の変化—有田焼の経済分析によせて—(1)」、『佐賀大学経済論集』 第5巻第2号、pp.1-44。
- 下平尾勲 (1973b) 『経済成長と地場産業：最近の有田焼の経済構造分析』 新評論。
- 下平尾勲 (1978) 『現代伝統産業の研究：最近の有田焼の経済構造分析』 新評論。
- 下平尾勲 (1996) 『地場産業：地域からみた戦後日本経済分析』 新評論。
- 杉岡碩夫(編) (1973) 『中小企業と地域主義』 日本評論社。
- 杉岡碩夫 (1976) 『地域主義のすすめ—住民がつくる地域経済—』 東洋経済新報社。
- 杉岡碩夫 (1980) 『地域主義の源流を求めて—奄美大島からの発想—』 東洋経済新報社。
- 高橋欣也 (1969) 「製材(北海道)」、大内兵衛監修・地方調査機関全国協議会(編)『地域と産業』 新評論、pp.300-309。
- 竹内淳彦 (1980) 「地場産業と都市・都市工業」、板倉勝高・北村嘉行(編)『地場産業の地域』 大明堂、pp.22-32。
- 玉野井芳郎 (1979) 『地域主義の思想』 農山漁村文化協会。
- 玉野井芳郎、清成忠男、中村尚司(編) (1978) 『地

- 域主義：新しい思潮への理論と実践の試み』学陽書房。
- 辻本芳郎（1973）「地場産業」、日本地誌研究所（編）『地理学辞典』二宮書店、p.300。
- 野間重光（1969）「清酒（筑後）」、大内兵衛監修・地方調査機関全国協議会（編）『地域と産業』新評論、pp.566-578。
- 初澤敏生（2013）「地場産業」、人文地理学会（編）『人文地理学事典』丸善出版、pp.478-479。
- 久野重明（1969）「園芸品（渥美）」、大内兵衛監修・地方調査機関全国協議会（編）『地域と産業』新評論、pp.381-394。
- 山崎充（1974）『変わる地場産業—“日本らしさ”は生き残れるか—』日本経済新聞社。
- 山崎充（1977）『日本の地場産業』ダイヤモンド社。
- 山本健兒（2023）「「地場産業」概念の再検討—1970年代以前の主要全国新聞報道と1980年代初め以前の政府公刊文書に基づいて—」、『帝京大学地域活性化研究センター年報』第7巻、pp.53-73。
- 山本健兒・松橋公治（1999）「中小企業集積地域におけるネットワーク形成—諏訪・岡谷地域の事例—」、『経済志林』（法政大学経済学会）第66巻第3・4号、pp.85-182。
- 読売新聞（1963年1月14日）「工場の集団疎開 江東の輸出玩具80工場 ことしから移転始める」
- 読売新聞（1967年7月6日）「工場の東京脱出 成功したオモチャ団地 100キロ先でも採算 道路づくりと新駅が決め手」
- Ide, Sakuo and Atsuhiko Takeuchi（1980）*Jiba Sangyo: Localized Industry*. In: The Association of Japanese Geographers (ed.) *Geography of Japan*. Tokyo: Teikoku-Shoin Co., Ltd.
- Becattini, Giacomo（1990）The Marshallian industrial district as a socio-economic notion. In: Frank Pyke, Giacomo Becattini and Werner Sengenbeger (eds.) *Industrial Districts and Inter-firm Co-operation in Italy*. Geneva: International Institute for Labour Studies, pp.37-51.
- Krugman, Paul（1991）*Geography and Trade*. Leuven: Leuven University Press（P.クルーグマン（1994）『脱国境の経済学—産業立地と貿易の新理論—』（北村行伸・高橋亘・妹尾美起訳）東洋経済新報社）。
- Marshall, Alfred（1890）*Principles of Economics*. London: Macmillan and Co.（マーシャル（1965～1967）『経済学原理』（馬場啓之助訳）全4巻、東洋経済新報社）。

Academic Understanding of the Term of “*Jiba Sangyo*” in Japan —Reexamination of the discourses expressed between the end of the 1960s and the beginning of the 1980s—

Kenji YAMAMOTO

Research Fellow of the Research Center for Regional Revitalization, Teikyo University, and
Professor Emeritus of Kyushu University

The purpose of this paper is to reexamine the problem, how the term “*jiba sangyo*” was understood by Japanese academic researchers in the industrial economics of small and medium-sized enterprises as well as in the economic geography. The term of “*jiba sangyo*” appeared at the late of the 1960s in academic literature, while it was already used by the mass media and various publication of the central government of Japan through the 1960s. There were various definitions of this term. But through the discussion among the academic researchers, it was commonly understood by the beginning of the 1980s as follows: if it fulfills three characteristics, it is classified into “*jiba sangyo*”. Firstly, many small and medium-sized enterprises in the manufacturing industry cluster in a compact geographical area such as either an urban settlement and its neighboring villages in a provincial area or some districts adjacent to each other within a metropolitan area; Secondly, those SMEs produce some specific goods under the social division of labor among themselves. And finally, the market of the goods is larger than the compact geographical area of production.

Some economic geographers insisted on that it was very difficult to translate into any English term. Nevertheless, it was translated either as a local industry or a localized industry in a lexicon or a dictionary for the academic research published in Japan. The present author thinks that it is to be expressed as a collective of small and medium-sized enterprises in a Marshallian industrial district. It is important to study how such a collective could and can develop or stagnate or disappear in the process of development of the concerned regional, or the national, or the world economy. Then it is expected to discuss Japanese “*jiba sangyo*” in the world of the international academic researchers as well as among all the people, who are interested in the rural, urban, regional, national and global economic development.

Key words: *jiba sangyo*, definition, economic geography, industrial economics,
small and medium-sized enterprises, market

日本の小規模離島における光ネットワーク整備と高度無線環境への対応

荒井良雄*

1. はじめに	5.1.3.5. 「スマートアイランド推進実証調査」の実施
2. 日本政府の離島振興政策の経緯と交通・通信インフラ	5.1.4. 飛島における ICT 利用の可能性
3. 日本政府の光ケーブル整備政策	5.2. 新潟県粟島の事例
4. 高度無線アクセスサービスへの対応のための離島伝送路改修の事例	5.2.1. 粟島の概要
4.1. 鹿児島県十島村	5.2.2. 粟島における通信環境整備
4.2. 沖縄県大東島	5.2.3. 粟島における ICT の利用拡大
4.3. 沖縄県渡嘉敷島	5.2.3.1. 「粟島アプリ『しらせあい』」による地域情報の提供
5. 離島における ICT を利用した生活・産業インフラの改善の試み	5.2.3.2. 「ギガスクール」：小中学校教育での無料 Wi-Fi サービスの活用
5.1. 山形県飛島の事例	5.2.3.3. 遠隔診療
5.1.1. 飛島の概要	5.2.3.4. ふるさと納税と「デジタル島民」の募集
5.1.2. 飛島における通信環境整備	5.2.4. 粟島における ICT 利用の可能性
5.1.3. 飛島における ICT の利用拡大	5.3. 飛島および粟島における ICT 利用の比較
5.1.3.1. 飛島への新規定住者の来島	6. 結論
5.1.3.2. とびしま未来協議会の結成と活動	
5.1.3.3. 遠隔診療の実施と実証実験	
5.1.3.4. 合同会社とびしまのクラウドファンディング	

要 旨

日本政府は2010年代末から、5G ネットワークや IoT など高度な無線アクセスサービスを離島で実現するために、小規模離島への海底光ケーブルの整備を推進している。その結果、さまざまな小規模離島でマイクロ波回線から海底光ケーブル回線への置き換えが進められている。こうした海底光ケーブルの整備を背景として、ICT を利用した生活・産業インフラの改善を試みている事例として、山形県飛島と新潟県粟

*帝京大学経済学部地域経済学科教授・東京大学名誉教授

島を取り上げた。飛島では、リモートワークによって島内と本土側のどちらでも勤務できようすることを目指す島内企業が見られる。粟島では、島内全戸に無料 Wi-Fi が整備され、島民への細かい生活情報の配信や小中学生のインターネット利用の教育等に活用されている。また両島ともに、診療所と本土側の総合病院を結んだ遠隔診療が日常的に行われている。こうした例を見ると、海底光ケーブルを中心とした ICT 整備は、離島の活性化と人口維持に一定の可能性をもたらすと考えられる。ただし、島・本土間の定期船の運航環境は、ICT 整備によって改善することはできず、離島の困難さを本質的に解決できるものではない。

キーワード：高度無線環境 海底光ケーブル マイクロ波回線 小規模離島 飛島 粟島

1. はじめに

欧米と同様に、最近の日本では5G (5th Generation：第5世代移動通信システム) ネットワークや IoT (Internet of Things) など高度な無線アクセスを通して、極めて大量高速の情報処理・伝達を伴う情報サービスが広まってきている。そうした情報サービスのためには、地理的に高密度に配置された高速の無線局エントランス設備が必要であり、個々の装置とセンターとなる無線局間の接続には光ケーブルが使用される。離島の場合は本土と離島間に海底光ケーブルを敷設して、接続を行う必要がある。多くの利用者が見込めない小規模離島の場合、こうした海底光ケーブルを敷設・運用しても、民営の通信事業では採算が困難である。こうした事態に対して、日本政府は、国の予算によって、高度な無線アクセスサービスに必要な光ケーブル整備を推進する政策である「高度無線環境整備推進事業」を実施しているが、小規模離島への海底光ケーブルの整備は其中でも特に重視されている。そのため、2010年代末から、日本のさまざまな地域にある小規模離島で海底光ケーブルの整備が進められている。

2000年代末までは、小規模離島までの海上距離が見通し範囲にあれば、離島・本土間あるいは離島間のブロードバンド接続には、通例、整備費用の低廉なマイクロ波回線が利用されてき

たが、マイクロ波回線の回線速度では、高度無線アクセスサービスへの対応は困難であり、マイクロ波回線から海底光ケーブル回線への置き換えが順次進められている。

ここで取り上げる事例のひとつである飛島は、日本海の山形県沖合39kmに位置する総人口200人に満たない小規模離島であるが、海底光ケーブルの整備が進められ、2022年2月に利用が開始された。同島では、そうした動きを背景として、スマートフォン等を利用した島内での商品配送サービスシステムのフィールド実験等が行われてきた。さらに、離島としての条件が比較的類似している粟島を取り上げる。粟島はやはり日本海の新潟県沖合35kmに位置し、総人口300人強の小規模離島で、飛島と同じ時期に海底光ケーブルを整備している。粟島では、海底光ケーブル整備に先立つ2015年度に島内各戸への光回線整備を行っており、さらに、海底光ケーブル整備後の2022年度に、島内各戸への無料 Wi-Fi サービスを開始している。

本稿では、まず、日本政府の離島振興政策の経緯と、その中での交通・通信インフラの取り扱いを簡単に振り返った後に、5G サービスや IoT などの高度無線サービスを普及させようとする日本政府の政策の動きを整理し、さらにマイクロ波回線を利用してきた小規模離島における最近の変化を紹介する。続いて、上記の様に、海底光ケーブルの整備を背景として、ICT

(Information and Communication Technology：情報通信技術)を利用して離島における生活・産業インフラの改善の試みを行っている飛島および粟島における動きを報告する。

2. 日本政府の離島振興政策の経緯と交通・通信インフラ

離島は環海性、狭小性といった自然条件の制約のうえに、歴史的、人文的な諸条件が重なり、近代期において、本土、特に都市部と比較した生活水準には著しい格差がみられた。これに対して、政府は1953年に離島振興法を制定し、交通体系の整備、情報・通信インフラの整備、その他生活基盤の整備を強力に推進してきた。7次にわたる改正・延長を経た結果、現在では、離島の居住環境や定住条件の著しい改善が図られた。離島の生活インフラのうち、航路・航空路については、(第1次)離島振興法および同関連法令による港湾・空港および離島路線運行補助制度等の整備が順次進められ(風呂本2003；松本 2007)、小笠原諸島のような極端なケースを除けば、すでに可能な対策はほぼ実現されたと判断できる。

一方、情報・通信インフラについては、ブロードバンド整備にあたって島内の通信ネットワークと本土のインターネット・バックボーンをどのように接続するかという問題が存在する。そうした接続には、海底光ケーブルが望ましいことは言うまでもないが、非常に高コストであり、利用者数が限定される離島では、そのコスト負担をどう克服するかが大きな問題となる(光海底ケーブル執筆委員会 2010)。そうした条件の厳しさに対しては、政府の手厚い補助政策や

IRU¹⁾方式などの新しい整備手法の導入によって、順次、回線の整備が進められ、ブロードバンドが利用できるようになってきた(田畑 2011)。

輸送・物流技術の革新と先端的なICT技術の導入によって、物販や各種消費者サービスの水準は全国的に画期的な向上を見ている。離島でも上記のような交通・通信インフラの充実を受けて、たとえば、ネット通販のように、本土の都市部と変わらないようなサービスの享受が可能になっている分野もある。こうした最近の新しい動きの特徴は、交通・通信インフラや各種施設等のハード面の充実を前提として、行政制度、事業枠組み、地域組織等のソフト面において、革新的な試みが多くなされていることにある。実際、そうした動きを受けて、2012年に改正された第7次離島振興法では、公共事業を中心とした基盤整備だけでなく、ソフト事業を含めた離島振興の枠組みが盛り込まれ、それに基づいてさまざまな事業が進められてきた(日本離島センター2012；2014)。

その後、10年間の時限立法である離島振興法は2022年に再び改正されたが、それに先立って公表された第7次振興法のフォローアップ作業では、「高度情報通信ネットワーク等の充実」の項で、離島における情報通信技術の利用機会に他地域との格差が見られるとして、海底光ケーブルや島内光回線の一層の整備が課題とされている(国土交通省2021)。実際、改正離島振興法第13条では、離島における「高度情報通信ネットワークの充実」について特別に配慮するとともに、その「維持管理」についても配慮規定に明記されている(国土交通省2023)。

1) IRU (Infeasible Right of User：破棄し得ない使用权)。民間の通信事業者だけでは、商業ベースのブロードバンドサービス事業の採算が取れない地域でも、自治体等が公的予算によって光ケーブル等を整備し、それを民間通信事業者に貸し出すことによって、通信サービスを確保する方式(荒井ほか 2012)。

3. 日本政府の光ケーブル整備政策

日本政府は2000年以降、ブロードバンドの普及促進を意図して、積極的な政策を展開している。たとえば、『u-Japan (ubiquitous Japan) 政策』では、2010年までに全国の全世帯がブロードバンドを利用できるようにするという目標が掲げられている (Arai and Naganuma 2010)。筆者らが2009年に実施した全国の市町村に対するアンケート調査の結果によれば、ブロードバンドを利用できない地域はごく少なくなっていたが、それでも、全国各地にブロードバンド未整備地域は残存していた。この時点でブロードバンド未利用地区が残存していた地域は、山間地と離島が多い (荒井ほか2012; Arai et al. 2012)。山間地の場合、山間の道沿いに散在する集落を結んでいく通信回線が必要になること、離島の場合、島と本土を結ぶ回線がブロードバンド整備の主な障害になることがその原因である。

しかし、2000年頃には各地の離島においても、関係市町村によるブロードバンド整備プロジェクトが進められた。そうしたプロジェクトにあたっては、離島の特性からくる困難さを乗り越えるためのさまざまな解決策が試みられた。その中で、想定される利用者が少ないために、フル規格の海底光ケーブルでは事業採算性が見込めない小規模離島で多く採用されたのは、マイクロ波を利用する無線接続回線であった (荒井ほか2014)。小規模離島までの海上距離が見通し範囲にあれば、無線接続回線は整備費用が低廉であり、政府予算を投じるとしても比較的少額となるからである²⁾。しかし、無線接続回線の回線速度では、5Gなどの高度無線アクセス

サービスへの対応は困難であり、政府としても、かつて整備した小規模離島向けの無線接続回線の更新を考えざるを得なくなった。

現在、日本政府が進めている離島や山間地での光ケーブル整備政策の中心となっているのは、2019年度から実施されている「高度無線環境整備推進事業」であるが (総務省 2021)、この事業の起源は、2005年度に開始された「無線システム普及支援事業」である。この支援事業は、開始当初は、当時準備が進められていた、国内全域でのテレビの地上波デジタル放送への全面切替に対応するための放送施設の整備を主たる目的としていたが、同時に、当時日本で急速に普及が進んでいたフューチャーフォン (feature phone) (ガラパゴス携帯:ガラケー) に対応できる通信回線網の整備を目指す「携帯電話等エリア整備事業」もこの政策に含まれていた。この2つの目的の内、地上波デジタル放送への対応の事業は2011年に切替が完了したために終了したが、携帯電話向けの通信環境整備の方はそれ以降も継続された。

2018年頃になると、日本政府は社会のデジタル化を進めようとする世界の潮流に歩調を合わせて、その基盤となる5Gや光ファイバネットワーク等を使った通信環境の高度化を目指すようになる。たとえば、2018年6月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が決定されているが、そこでは、高度無線ネットワークと光ファイバ網を組み合わせたICTインフラを地域展開することが目指されている (政府CIOポータル2020)。

こうした政策方針を受けて、2019年度には「無線システム普及支援事業」の一環として「高度無線環境整備推進事業」が開始された。5Gや

2) 当該の離島が本土から見通せる範囲の外にある場合は、マイクロ波回線による接続は困難である。小笠原諸島は、直近の有人島である八丈島からでも800km以上離れており、マイクロ波回線が使用できないために、2010年度～2011年度に八丈島から住民が居住する父島および母島までの海底光ケーブルを整備した (荒井2015; Arai et al. 2018)。

IoT等の高度な無線アクセスサービスのためには、地理的に高密度に配置された高速の無線局エントランス設備が必要となるが、幹線ネットワークと個々の無線局間は光ファイバーケーブルで接続することになる。「高度無線環境整備推進事業」には、当然、こうした光ケーブルネットワークの整備も含まれており、「伝送用専用線設備整備事業」と呼ばれている。この事業の対象地域としては山間地や離島等が想定されているが、離島は其中でも特に重点的な対象として位置づけられており、他の地域類型に比べて、補助率が高く設定されている（総務省2021）。

具体的には、離島以外の条件不利地域の自治体が高度無線アクセスサービスに必要な光ケーブル使用の伝送路設備を整備する場合には、国が事業費の1/2を補助するのに対して、離島自治体の場合は2/3が補助される。また、伝送路整備の事業主体が、地元自治体と民間企業で構成される第3セクター、あるいは、民間通信事業者の場合は、離島以外の条件不利地域では1/3補助なのに対し、離島では1/2補助となっている。

さらに、離島への海底光ケーブルは維持管理のためのコストが他の地域より高額になることに対処するために、2021年度から、特に離島を対象とした「離島伝送用専用線設備維持管理事業」が開始され、「伝送用専用線設備整備事業」で整備された離島向け海底ケーブル施設の維持費が国庫補助されるようになった。自治体が管理する離島伝送専用線設備について、維持管理で発生する赤字額の1/2が国庫補助され、加えて、残りの地方負担分についても、地方交付税制度を通じて、そのほとんどを国が実質的に負担する。

4. 高度無線アクセスサービスへの対応のための離島伝送路改修の事例

上記の様に、小規模離島で高度無線アクセスサービスを実現しようとする場合、それまでのブロードバンドサービス用の渡海ネットワークにマイクロ回線が含まれていると、そこがボトルネックになってしまう。そこで、政府は「高度無線環境整備推進事業」の一部として、ブロードバンドサービスのために2010年前後に整備された離島向けのマイクロ回線を、海底光ケーブルに置き換える方針をとった。以下、荒井ほか（2014）で取り上げた離島でのブロードバンド整備のケーススタディの中で、マイクロ波回線が採用されていた事例について、海底光ケーブルへの改修が進められたことを確認しよう。

4.1. 鹿児島県十島村

鹿児島県十島村は、鹿児島県本土から南南西方向の東シナ海に広がり、人口681、世帯数369（2020年）の村民は、69～146人の規模で7つの有人島に分散している（日本離島センター（2023）による。以下、同様）。各島は本土までの距離約200～300kmに位置し、南北160kmにわたって広がっている（図1）。各島はNTT西日本の九州－沖縄間の幹線となる海底光ケーブルのルート上であり、中之島、悪石島、宝島の3島に揚陸点がある。十島村では、2010年度の総務省「情報通信基盤施設整備事業」によってネットワークが整備されたが、その際、NTT西日本の幹線海底光ケーブルが揚陸されている3島では、その回線の一部を専用線として賃借することによって、本土（十島村役場：鹿児島港内）と3島間の回線を確保し、残りの島では3島からのFWA（Fixed Wireless Access：高速固定無線接続）とするという方式が採られた。

もちろん、島間のネットワーク接続をこのようなFWAに頼る方式では、後に日本政府が掲

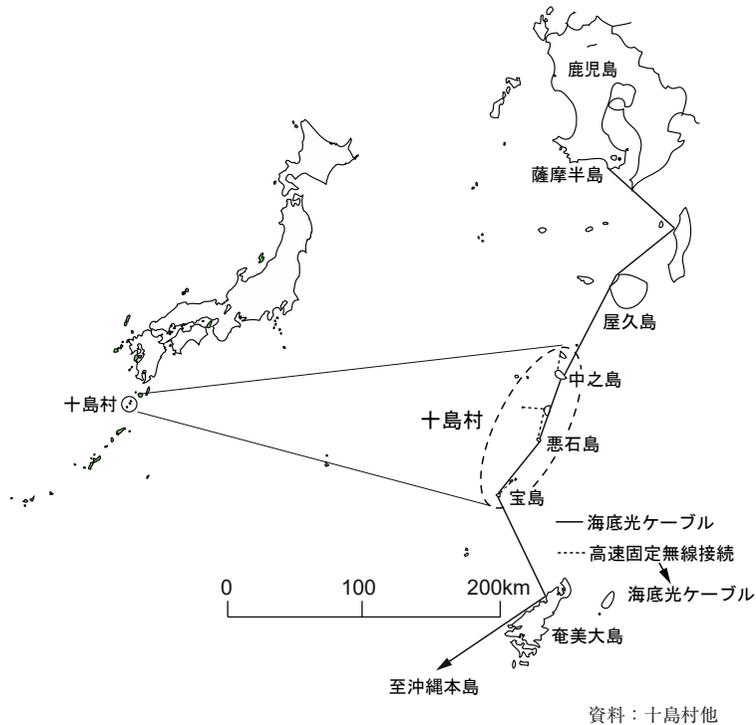


図1 十島村の海底光ケーブル回線と高速固定無線接続回線

げた高度無線アクセスサービスに対応することはできない。そこで十島村では、2020年度の「高度無線環境整備推進事業」に応募して採択され、海底光ケーブル回線の整備が行われて、ネックは解消された。同時に、それまでFWA接続に頼っていた島内ネットワークも、光ネットワーク化が進められ、2021年度には各戸への光ケーブル接続（FTTH）が実現した（十島村2021）。

4.2. 沖縄県大東島

沖縄県大東島は、沖縄本島から約360kmの太平洋上に位置し、南大東島（人口1,285、世帯数680、2020年）と北大東島（人口590、世帯数326）に分かれている（図2）。南大東島－沖縄本島間の全長約410kmの海底光ケーブル回線は2009年から2011年にかけて、沖縄県向けの特別予算である「沖縄振興特別事業費」で整備された。しかし、その際に、南北大東島間（約

10km）のネットワーク接続はFWA回線とされたために、今回の高度無線アクセスサービスへの対応は不可能であった。

沖縄県は、こうしたボトルネックを解消するために、北大東島－沖縄本島間に海底光ケーブル（約410km）を敷設することとし、沖縄県向けの政府の特別予算である「沖縄振興一括交付金」を使用して、2021年度に整備が完了した。2022年度には北大東島内の光ケーブル工事も進められ、FTTHが実現された（琉球新報2022）。

さらに沖縄県は、離島を結ぶ光ネットワークの安定的な運用を目指して、離島間光ケーブルのループ化を計画し、南大東島－北大東島間にも海底光ケーブルを敷設する事業を進めており、2025年度の完成を目指している。

4.3. 沖縄県渡嘉敷島

渡嘉敷島は沖縄県に属し、人口718、世帯数

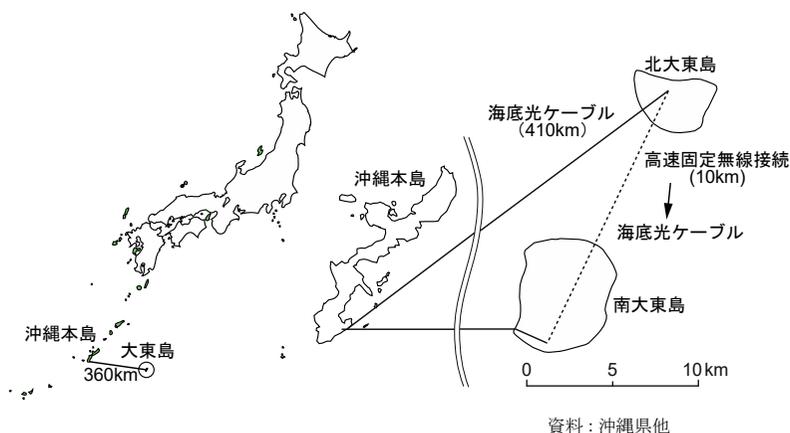


図2 大東島の海底光ケーブル回線と高速固定無線接続回線

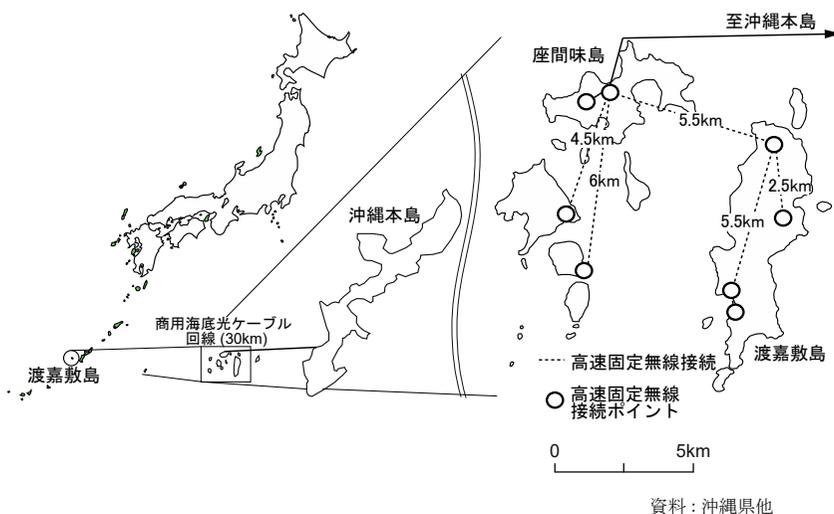


図3 渡嘉敷島の高速固定無線接続回線

389(2020年)の島である。沖縄本島の西方約30kmの位置にあり、約5.5km離れて座間味島が並んでいる(図3)。座間味島にはNTT西日本の電話交換局があり、沖縄本島とは海底光ケーブル回線で結ばれているが、2000年代半ば頃には、座間味島-渡嘉敷島間に海底光ケーブルが敷設される目処が立たなかったために、2006年度に、沖縄県独自の「離島地区ブロードバンド環境整備促進事業」の一環として、高速

固定無線接続によるブロードバンド網の整備を実施した。このネットワークは、Wi-Max方式によって、座間味島-渡嘉敷島間を固定無線接続し、さらに、渡嘉敷島内の各戸もWi-Max方式で接続するというものであった。

沖縄県は2013年度以来、全離島を海底光ケーブルで接続する計画を進めており、その一環として、渡嘉敷島のFWAネットワーク接続も2016年度までに、海底光ケーブル回線に置き換

えられた。沖縄県は、さらに全離島を結ぶ海底光ネットワークをループ化する方針であり、渡嘉敷島-座間味島間のネットワークを久米島に接続し、さらに、久米島-沖縄本島間にも海底

光ケーブルを敷設して、この海域のすべての有人離島を一周して接続する光ネットワークを2016年に完成させた（沖縄県総合情報政策課2017）（図4）。

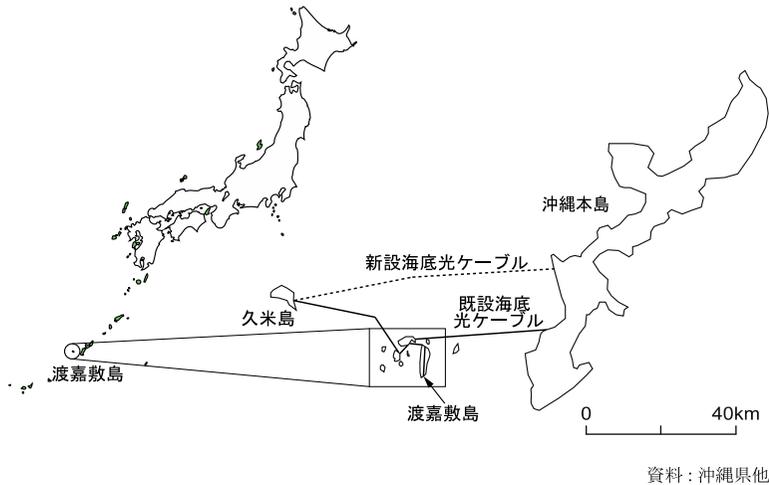


図4 新設された沖縄本島・渡嘉敷島間海底光ケーブル回路
(久米島・座間味島経由)

5. 離島における ICT を利用した生活・産業インフラの改善の試み

こうして日本政府の政策として進められた海底光ケーブルの整備を背景として、ICT を利用して離島における生活・産業インフラの改善を試みている事例として、以下では山形県飛島と新潟県粟島における動きを見てみたい。

5.1. 山形県飛島の事例

5.1.1. 飛島の概要

飛島は、山形県の日本海側の酒田市に所属し、本土の港から39km 沖合に位置する、人口185人、世帯数115世帯(2020年)の小規模離島である(図5)。本土側との交通は、酒田市営の定期船(飛島:253トン、定員230名)が、原則として1日

1往復(5月~9月の多客期には2往復)運航されているが、荒天のための欠航も多く、年間の欠航率は40.2%(2021年)である。図6に2017年4月~22年3月の月別欠航率を示すが、特に12月~2月の欠航率は約80%に達し、本土との交通は極めて不確実である(酒田市資料による)。

島内に小・中学校(現在休校中)はあるが、高校はないため、高校進学者は本土側の高校に進学する。そのためもあって、飛島内と本土側の両方に住居を持つ住民が多く、就学中の子供がいる世代では、普段、本土側で生活している家族も多く、島に残るのは高齢者がほとんどとなっている(粕谷2010)。飛島では、そうした事情で早くから高齢化が進んできたが(山田2005)、2015年時点では高齢者(65歳以上)が



図5 飛島の位置

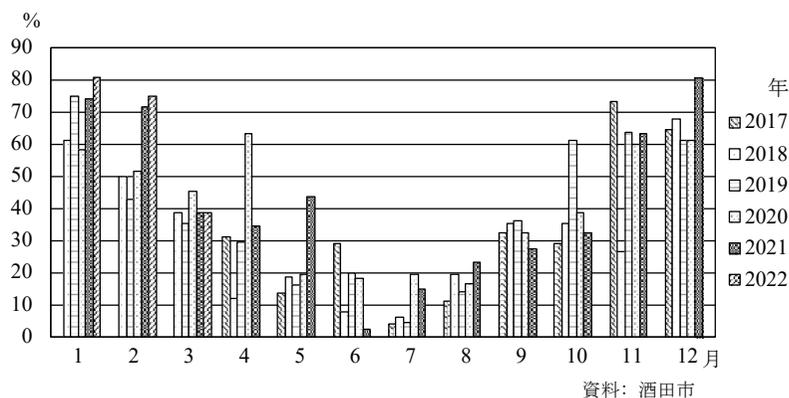


図6 飛島航路の月別欠航率

人口の65.7%と、全国平均よりも高齢者比率の高い山形県（30.8%、全国26.6%）の中でも飛び抜けて高齢化が進んでいる（日本離島センター2023）。

島内の産業は、イカ漁を中心とした漁業・水産加工業と、旅館・民宿による観光客の受け入れであるが、イカ漁では、漁師の高齢化が進み、漁獲量が激減しているうえに、漁獲物は本土側の港に陸揚げされるため、漁師も普段は本土側に居住している者が多い。観光客は年間約1万人の入込みがあるが、うち約6割は夏期（6～8月）の来島であり、冬期（12～3月）には、

観光客はほとんどいない。旅館・民宿は計13軒あり、収容可能人数の合計は約500人であるが、実際には、経営者の高齢化が進んでいるために、その半分程度の収容力とみられている（酒田市資料による）。

5.1.2. 飛島における通信環境整備

飛島・本土間の通信整備の歴史は古く、1933年には、VHF無線による電信・電話サービスが実用化されている（日本離島センター2020）。飛島は本土からの見通し範囲にあるために、音声電話接続にはマイクロ波回線が使われ、携帯

電話も島内全域で使用できる。2010年には、NTT 東日本による島内全域での ADSL サービスが開始されている。

そうした中で、上記のような日本政府の政策を受けて、酒田市は2020年から「高度無線環境整備推進事業」の補助事業として、飛島・本土間の海底光ケーブル(全長31km)の整備を進め、2022年2月に利用が開始された。海底光ケーブルと島内回線の整備を含めた総事業は22億2,600万円である。この海底ケーブルは IRU 契約のもとで、NTT 東日本の通信サービスに使用されている(荘内日報2022)。

この海底光ケーブル回線の開通に伴って、NTT 東日本は、飛島内での FTTH を2022年2月1日から開始した。なお、NTT 東日本は、同社の光回線サービス(フレッツ光)を提供している区域では、ADSL サービス(フレッツ・ADSL)を廃止する予定であり(NTT 東日本2017)、国内のほとんどの地域では、2023年1月31日にサービスが終了している。しかし、2022年2月1日以降に光回線サービスの提供が開始された地域については ADSL サービスの提供が継続されるので(NTT 東日本2022)、飛島内では、2025年1月31日まで ADSL サービスを使用し続けることができる見込みである。

5.1.3. 飛島における ICT の利用拡大

5.1.3.1. 飛島への新規定住者の来島

このように、人口減少と高齢化が続いてきた飛島だが、2010年代に入ると、新たに島に定住しようとする若年者が見られるようになった。2012年に、若年者の農山漁村での地域貢献を進めようとする全国団体である「緑のふるさと協力隊」から、担当者(当時29歳)が派遣されてきた。当時の飛島には、島出身の U ターン者、島外の NPO 団体の島での事業担当者など3人の若年者が定住しており、計4人で、島内での活動を目指す会社(合同会社とびしま)を設立

した。その後、島外出身の若年者はさらに増え、2017年時点では8人(松本2017)、2019年時点では10人となっている(山形新聞2019)。合同会社とびしまは、島内で海産物の食品加工業やカフェなどの飲食事業を行っており、2022年には、飛島側の定期船乗場となっている酒田市営の観光施設マリンプラザ内に飲食店「しまかへ」とコンビニエンスストアを開店している。

5.1.3.2. とびしま未来協議会の結成と活動

飛島への若年者の移住が見られるようになったのと、ほぼ同じ時期に、島民と、飛島の地域振興に関心を持つ島外の団体(NPO 法人パートナーシップオフィス等)や大学(東北公益文科大学)、および行政(酒田市、山形県)が、飛島の地域活性化策を企画・実施するための組織「とびしま未来協議会」を結成した。

とびしま未来協議会は、最初は、全国の離島が出展する交流イベントへの参加等を通じて、飛島の知名度向上や製品の PR 等の活動を始めたが(とびしま未来協議会2011)、2012年には山形県の助成を受けて、主に観光客向けの飲食施設である「しま Cafe」を開業した。この施設は、その後、場所を変えて、上記の合同会社とびしまの「しまかへ」に引き継がれている。その後の同協議会の活動については、オンライン情報誌である「とびしま未来協議会通信」が年に数号、公開されている。

とびしま未来協議会は飛島の情報発信にも熱心であり、島についての総合情報サイトである「TOBISHIMA.INFO」(<http://tobishima.info>)を開設している。このサイトでは、飛島のさまざまな話題についての紹介やとびしま未来協議会通信のバックナンバーが公開されているほか、『飛島移住・定住ガイドブック』も掲載されており、新しい移住者を集めるための情報発信手段となっている。また、同協議会は島民と島外者との交流の場として Facebook を運営してお

り、頻繁に情報交換が行われている。

このようなとびしま未来協議会の活動は、合同会社とびしまの企業活動との密接な関係のもとに運営されており、新規に定住した若年者が活動の中心を担っている。彼らは、島外への情報発信を特に重視しており、インターネットはそのための主要な手段となっている。観光情報や特産品の情報発信には、ブロードバンド接続が不可欠であるが、そのために、海底光ケーブル回線が開通するまでは、NTT 東日本の ADSL 回線が使われてきた。

5.1.3.3. 遠隔診療の実施と実証実験

飛島では、1959年に酒田市立病院（現山形県・酒田市病院機構）の分院として、飛島診療所が開設された。開設以来、同診療所には医師が常駐して診療に当たってきたが、2015年3月以降は常駐医師が居なくなり、看護師が常駐するのみとなった（Medical Vision Inc. 2015）。同診療所へは、夏期（4月～10月）には、週1回、本土側にある日本海総合病院等の医師が1泊2日（金曜日・土曜日）で派遣され診療に当たっているが、それ以外の曜日には、飛島診療所と本土側の同病院等間でテレビ電話を用いた遠隔診療が行われている。さらに定期船の欠航が多い冬期（11月～3月）には医師の来島が困難になるため、週2回（水曜日・金曜日）の遠隔診療が行われている（山形県・酒田市病院機構2023）。この遠隔診療には飛島・本土間のマイクロ波回線と島内の ADSL 回線が用いられてきたが、海底光ケーブル回線と島内光ケーブル網の整備を受け、2021年10月～22年3月に、テレビ画質の向上による診断の精度向上を目指した新型機器（有機 EL ディスプレイ）を用いた遠隔診断の実証実験が行われた（酒田市2021）。

5.1.3.4. 合同会社とびしまのクラウドファンディング

飛島でのインターネットを活用した地域活性化の活動として、クラウドファンディングによる資金集めの例がある。合同会社とびしまは、飛島への観光客誘致の一環として、ゲストハウスを開設することを目指して、その費用の一部を調達するために、2019年に、山形新聞社が中心となって運営しているクラウドファンディング事業者である「山形サポート」を利用したクラウドファンディングを実施した。このクラウドファンディングでは、2ヶ月間で約420万円が集まり、ゲストハウスは2020年5月に開業した（山形サポート2019；合同会社とびしま2019a；合同会社とびしま2019b；山形新聞2019）。

5.1.3.5. 「スマートアイランド推進実証調査」の実施

政府は、ICT やドローンなどの新技術を離島地域に導入し、離島地域における生活・産業インフラの改善を図る手法を開発すること意図して、2020年度から毎年、「スマートアイランド推進実証調査」の企画を公募している。飛島の地元自治体である酒田市やとびしま未来協議会、合同会社とびしま等は、上記のような、インターネット利用の実績を踏まえて、NTT 東日本と共同で、2021年度「スマートアイランド実証実験」に応募し、採択された。この実証実験では、島民や観光客がスマートフォンやタブレットからオンラインで飲食品や日用品、レンタル品などを注文し、個別に配達して貰える通信システムの開発と実証実験が行われた。また、個別配達のための輸送手段として自動運転に対応した電気自動車の稼働実験も行われた（国土交通省2022）。この実証調査を主導したのは NTT 東日本であるが、ADSL サービス終了後の島内光ネットワークの整備を睨んで、高度通信インフラの活用の可能性を探ることを意識し

ているという (NTT 東日本山形支店長による)。

5.1.4. 飛島における ICT 利用の可能性

以上のように、飛島では、小規模離島としては比較的順調に、通信環境整備が進められてきており、それを利用していくつかの地域活性化の試みが行われている。

その第1の例は、ICTを利用した島外への情報発信であり、とびしま未来協議会が飛島についての総合情報サイトを開設し、観光客の誘致、さらには、新規定住者を集めるための情報発信の手段となっている。

第2の例は、より直接的に島民の生活インフラとして機能している遠隔診療であり、本土側と連携した遠隔医療によって、最低限の医療環境が維持されている。高い品質と安定性が求められる遠隔診断には、最新の光ケーブルネットワークを利用した高度な通信環境が活用できる。

このように、現時点でも ICT を産業インフラとして利用することが行われているが、今後は、より一層の活用が進むことが期待されている。例えば、合同会社とびしまでは、宿泊施設の運営にオンライン予約サービスが使われている。また、前述の情報発信サイトの管理も島内からオンラインで行われているが、光ケーブルネットワークの整備によって、動画等を用いた情報発信の可能性が広がった。同社は本土側の酒田市内にも子会社 (GOODLIFE ISLAND) を置いているが、本土側での企業活動が広がることに合わせて、リモートワークへの対応を進め、社員が飛島側と本土側のどちらでも仕事ができる企業形態にすることを考えている。個々の社員は、それぞれの家庭等の事情に合わせて居住地を選ぶことができるようになるので、例えば、小さな子供が居る家族の場合は、島側の会社の仕事を続けたままで、本土側に住居を移して子育てを行うことができる。さらに進んで、社員

と非社員の区別もはっきりさせずに、飛島に何らかの関係を持っている人が漠然とつながったコミュニティを作り、そのメンバーであれば、実際の場所としては、どこでもあってリモートワークできるような組織を作ることも考えており、2020年に立ち上げたオンライン・コミュニティである CLOUD ISLAND はそうした試みの一環である。

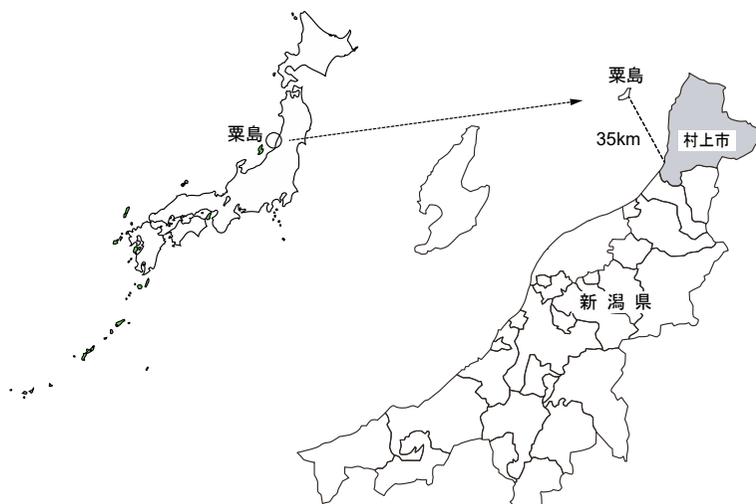
このように、ICTを利用したさまざまな試みが行われている一方で、ICTでは解決ができない、離島特有の厳しい現実もある。特に、定期船は冬期に欠航が非常に多く、島・本土間の旅客輸送と物流の途絶が頻繁に起こることは、根本的な解決策がなく、極めて深刻な問題である。島内の各家庭では、大型の冷蔵庫を複数用意して、生鮮食品をストックしているが、欠航が1ヶ月近く続くこともあり、そうした対応にも限界がある。また、冬期以外であっても、島を訪れようとする観光客が、酒田港まで来た段階で定期船の欠航のために足止めされることも頻繁にあり、観光客誘致の障害となっている。合同会社とびしまは、酒田港内の定期船乗場の施設内に、6つの飲食店ブースが入るイトインと物販店からなる観光拠点を作り、遠隔地から来た釣り客等が足止めされた場合にも、ある程度対応できるようにしている。

5.2. 新潟県粟島の事例

ここまで、山形県飛島の通信環境整備と ICT の利用状況について見て来たが、より理解を深めるためには、類似した条件にある他の離島についても検討する必要がある。そこで、飛島とほぼ同様の立地条件にある新潟県粟島を取り上げてみよう。

5.2.1. 粟島の概要

粟島は新潟県村上市の日本海沖合に位置し、本土側の岩船港から35kmの距離にある (図7)。



資料：日本離島センター（2020）他

図7 粟島の位置

人口353人、世帯数170世帯（2020年）と飛島より人口は多いが、全般的には飛島とよく似た条件をもっている。ただし、酒田市の一部である飛島とは異なり、粟島浦村として独立した行政体を形成しており、村独自の政策を採りやすい状況にある。

本土との交通は、粟島浦村と村上市、島民らの出資で設立された粟島汽船（株）が、普通船フェリー（ニューあわしま：654トン、定員400名）と高速船（awaline きらら：184トン、定員170名）を運航しており、岩船－粟島間を前者は1時間35分、後者は60分で結んでいる。普通船フェリーの運行回数は時期により異なるが、概ね1日交替で、1日1往復ないし2往復となっている。一方、高速船は7月～8月の多客

期の週末には1日2往復、その他の日は1往復運航されているが、それ以外の時期には、春の大型連休を除いて、運休となる。普通船フェリーの年平均欠航率は12.4%（2022年）であるが、図8に示す2019年1月～23年7月の月別欠航率から分かるように、12月～2月の冬期には30%前後と高くなる。図9に同様に示すように、夏期に運航される高速船では、台風接近時等以外の欠航は少なく、7月は欠航なしの年も多い（粟島汽船資料による）。

島内には、内浦地区に粟島浦小学校と粟島浦中学校があり、2020年5月1日現在で、それぞれ10名、20名の児童・生徒が在籍している³⁾。ただし、島内には高校はないので、粟島浦村は、本土の村上市内に高校通学用の寄宿舎（晴海寮）

3) 粟島浦小学校・中学校は、毎年度、「しおかぜ留学」として、島外から、男女若干名の小学生（5～6年生）・中学生を受け入れている。新潟県内や関東などから応募があり、入学を許可された留学生は、原則1年間、村が設置している留学生寮（しおかぜ男子寮・女子寮、女子は里親宅を選択可能）に住んで共同生活を行い、通常の学校生活のほか、村営牧場での馬の世話や漁業の手伝い等の自然体験を積む（粟島浦村 2023c）。自然体験の一環として、ワカメを養殖して販売することも行われており、その収入は、生徒会費に充当されている（粟島浦村役場による）。留学生側が負担する費用は年間72万円（2024年度）であるが、給食費、交流学习旅費、部活動遠征費、修学旅行費は村が負担する（粟島浦村 2023 d）。

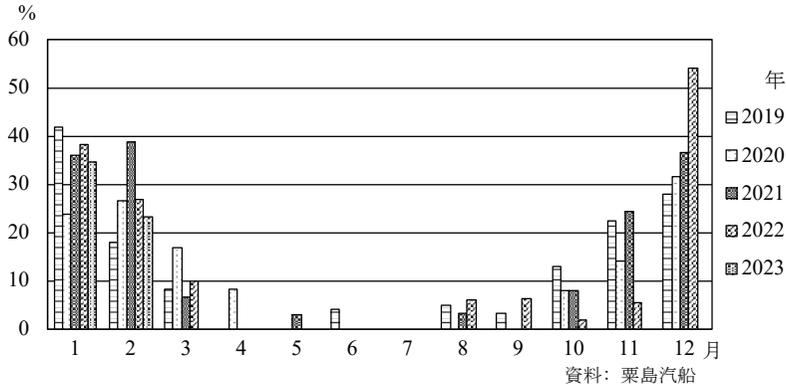


図8 粟島航路（普通船フェリー）の月別欠航率

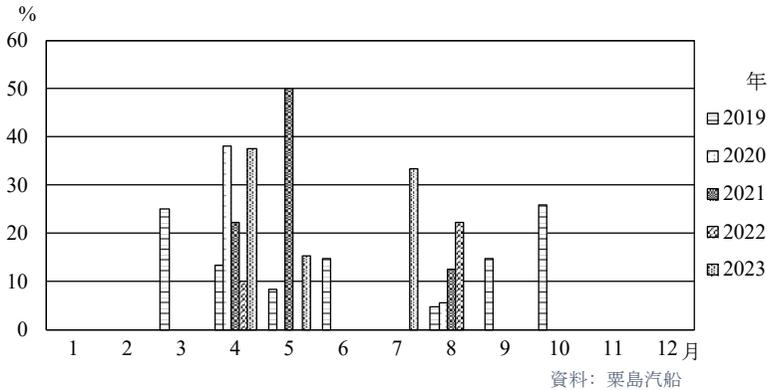


図9 粟島航路（高速船）の月別欠航率

を設置しており、島からの高校生は、そこから村上市内の高校に通学している（粟島浦村役場による）。多くの離島の例に漏れず、粟島でも高齢化が進んでおり、2015年時点での高齢者比率は40.5%と新潟県（29.9%）や全国平均（26.6%）よりかなり高い（日本離島センター2023）。

島内の主な産業は、東西の海岸に定置されている大謀網を中心とする漁業と観光で、大謀網漁⁴⁾では特産のマダイ、ブリなどが漁獲される

他、ヤリイカ、アワビなどの漁も行われている。観光客の入込は、年間51万人（2018年度）であるが、そのうち約40%が6月～8月の夏期に来島しており、冬期（12月～2月）の来島者は少ない。島内の宿泊施設として、2018年夏期には、普通船フェリー・高速船の発着場のある内浦地区と西海岸の釜谷地区で、計23軒の旅館・民宿が営業し、宿泊収容人数は計415人とされている（日本離島センター2023）。なお、粟島観光漁協会のウェブサイトには、22軒の旅館・民宿が

4) 粟島の大謀網漁は明治末期に始められた集団漁法で、マダイが捕れたことから島民の現金収入源となっていた。当初は内浦集落と釜谷集落に分かれて行われていたが、戦後は両集落合同で漁が行われるようになった（山田2007）。

紹介されている（粟島観光協会2023）。

5.2.2. 粟島における通信環境整備

粟島・本土間の音声電話接続には、飛島・本土間と同様に、マイクロ波回線が使われてきた。携帯電話も全島で利用可能である。NTT東日本は、2021年頃からADSLサービスを開始しており、最低限のプロードバンドサービスが島内で利用できるようになっていた。

粟島浦村は、2020年度の「高度無線環境整備推進事業」の補助対象に採択され、粟島と村上市瀬波地区を結ぶ海底光ケーブル（全長33km）の整備を開始した。同事業は総事業費18億円、うち12億円は国から補助される。残りのうち、4億8千万円には地方創生臨時交付金を充当し、1億2千万円は過疎債で調達する。過疎債の元利償還金については7割が地方交付税で補填され、同村の実質負担は3,600万円ではない（総務省2022；日本経済新聞2021）。整備事業は2022年3月までに完了し、同海底光ケーブルの一部回線は、NTT東日本にIRU契約で賃貸されている。粟島浦村では、敢えて多芯（24芯）の海底光ケーブルを整備し、このIRU契約に備えた。IRU賃貸とする場合、多芯の方が貸し出しに要する費用が比較的小さくて済む一方で、貸出料は1芯あたり年間約96万円と高額になるので、村にとってはかなりの収入となる。なお、村では2024年度の社会資本整備交付金（旧・離島活性化交付金）によって、FTTHのサーバー関係機器を更新するべく申請の準備中である（粟島浦村役場による）。

粟島浦村の「高度無線環境整備推進事業」は、島内各戸にWi-Fi機器を配備し、島の集落内全域での無料無線LANサービスを実現したことが特徴である。粟島浦村では、2019年度に水産庁の「漁村再生交付金（集落内安心・安全）」を利用して島内各戸への光ケーブル整備（FTTH）を実現している。それ以前に、村は、

NTTのオプトーク通信を使用するコミュニティ放送および屋外放送を運営し、防災関係の通報にも用いていた。しかし、NTTがオプトーク通信のサービスを終了することになったため、それに代わる通信設備が必要となった。そこで、村では上記交付金を申請し、島内のFTTH化を実現した（総事業費約1億6千万円）。今回のWi-Fi化にあたっては、FTTH整備の際に、各戸に設置した約180箇所の光回線終端装置（ONU）にアンテナ機能を持った機器を並べるだけで、Wi-Fi化を容易に実現することができた（粟島浦村役場による）。同時に、島内6箇所の屋外広報拡声器と粟島浦村開発総合センター内の粟島汽船待合室に公衆無線LANを整備し、Wi-Fiサービスを一般に公開している（粟島浦村2022）。こうした経緯から、粟島内でのWi-Fiインターネット接続サービスは無料で提供されており、島外からの来訪者も自由にアクセスできる。島内の宿泊施設でも、この無料Wi-Fiサービスが利用できることで、旅館・民宿側は自前のインターネット接続用設備を用意しなくても、宿泊者のインターネット接続の要望に応えることができようになった。

5.2.3. 粟島におけるICTの利用拡大

上記のような通信環境整備の進展を受けて、粟島浦村は島民生活に関わるさまざまな面で、ICTの利用拡大を進めている。以下、その具体的な例を紹介しよう。

5.2.3.1. 「粟島アプリ『しらせあい』」による地域情報の提供

粟島浦村は、島内での無料Wi-Fiサービスの提供開始を受けて、スマートフォンやタブレットから島に関するさまざまな情報を提供する独自アプリである「粟島アプリ『しらせあい』」を、2023年7月から運営している。『しらせあい』は、京セラみらいエンビジョン（株）が開発した行

政・災害・地域情報の共有支援や高齢者等の見守りソリューション用のアプリで、全国各地の自治体等で利用されている。粟島では、このアプリをスマートフォン等にダウンロードしておけば、粟島汽船の運航状況、1時間おきの天気、観光、災害等の情報にアクセスできる（粟島浦村2023a）。また、『しらせあい』はプッシュ配信ができるため、島内の地域イベント等のお知らせをリアルタイムで配信している。このお知らせは、1日に何回でも配信可能であり、島民の日常生活に関わる細かい呼びかけが、スマートフォン等を通じて頻繁に流されている。

「粟島アプリ『しらせあい』」は島民以外の来島者も利用することができ、粟島汽船の乗客待合室に掲示されているポスターのQRコードをスマートフォンで読み取ってアプリをダウンロードすれば、直ちに使えるようになる。島外者にとっては、粟島から帰った後も、同アプリを削除しない限り、このプッシュ配信が継続するので、島の細々とした情報を目にするようになる。

5.2.3.2. 「ギガスクール」：小中学校教育での無料Wi-Fiサービスの活用

島内にある粟島浦小学校・粟島浦中学校では、児童生徒全員にタブレットを配布し、無料Wi-Fiサービスに接続して使用できるようにしている。彼らは、それによって、学校だけでなく、自宅でもインターネットを利用して宿題等をやることができるようになった。また、友人宅等でも自分のタブレットが使用できるので、皆で集まって一緒に勉強することもできる。このタブレットや利用者IDは村が管理しており、十分な回線容量を確保してあるため、動画等を利用した大容量の教材データであっても、問題なく利用できる（粟島浦村役場による）。

5.2.3.3. 遠隔診療

粟島には、内浦地区に村営の診療所が置かれているが、看護師しか常駐しておらず、診療はフレッツ・グループ・アクセスのテレビ電話を利用して、診療所と本土側にある村上総合病院をテレビ電話で結んだ遠隔医療としている。テレビ電話による遠隔診療は、原則として週2回であるが、救急患者発生時には、24時間体制で常時対応することになっている（村上総合病院2023）。

診療所では電子カルテ化がなされているが、無料Wi-Fi経由でどこからでもアクセスできるようになったので、医師の往診時もタブレットさえあれば、どこからでも電子カルテを見ることができる（粟島浦村役場による）。

5.2.3.4. ふるさと納税と「デジタル島民」の募集

粟島浦村では、2023年10月に、ブロックチェーン技術であるNFT（Non-Fungible Token：非代替性トークン）を利用した「デジタル島民」の募集を開始した（粟島浦村2023b）。これは、村にふるさと納税を申し出てくれた島外者に対して、NFTを使って「島民証明書」を発行したり、粟島での各種イベント等への希望や意見を「粟島アプリ『しらせあい』」で募集したりするもので、通常のふるさと納税返礼品のように、島産の魚セットや日本酒・焼酎セットも贈られる。このうち、「島民証明書」は島内の建物に描かれた壁画作品をデジタル化して、仮想的な「島の壁画アート共同所有権」を設定し、NFTによって配布するもので、いわば、デジタルデータそのものが返礼品になっている。もちろん、島でのイベント等の案内も配信される。

粟島浦村は、こうした「デジタル島民」の募集を通じた島外との交流促進を目指しているが、そのための予算的裏付けとしては、政府の「デジタル田園都市国家構想交付金」が使われ

ている。この交付金は、2023年度から進められている「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の一環として、「デジタル実装化」に取り組む地方公共団体を2027年度までに1,500団体以上に増やすことを目標としている。粟島浦村は、2023年度に、マイナンバーカード普及率が高い団体を対象とする「マイナンバーカード利用横展開事例創出型」交付金を申請して採択された（内閣府・デジタル庁2023）。そのこともあって、「デジタル島民」のプロジェクトにはマイナンバーカードを利用した「粟島汽船乗船手続き」の普及活動も含まれている。

5.2.4. 粟島における ICT 利用の可能性

以上のように、粟島では、ICT を利用したさまざまな地域活性化の取り組みが進められている。その主体となっているのは地元自治体である粟島浦村で、政府からさまざまな補助金を引き出して ICT インフラの整備を進めてきた。その基礎となったのは、2019年度に「漁村再生交付金」を受けて整備した FTTH ネットワークで、島内全戸で光サービスが利用できるようになって、島民の ICT 利用が一気に活発になったとみられる。その後の「高度無線環境整備推進事業」によって2021年度末までに進められた本土からの海底光ケーブル整備、および島内全戸への無料 Wi-Fi ネットワーク整備はその延長上にあり、全国でも最先端の地域ネットワークが形成された。

このようにして整備された粟島の ICT ネットワークは、飛島と同様に、村、観光協会、定期船運航会社などからの島外への情報発信、あるいは島内診療所と本土の総合病院を結んだ遠隔診療にも活用されているが、粟島の場合は、島内全域での無料 Wi-Fi サービスを活用した住民への情報提供サービスが大きな特徴となっている。

こうしたきめ細かい情報提供サービスは、一

面では、かつて日本の農村集落に多く見られた有線放送電話サービスの再来と考えることもできよう（荒井2022）。粟島浦村の Wi-Fi サービスが、村がそれ以前に提供していた NTT のオプトーク通信を利用したコミュニティ放送の後継として整備されたことは、こうした系譜を如実に物語っている。ただし、粟島浦村の無料 Wi-Fi サービスは人家の近くであれば屋外でも情報受信ができるし、島外からの来訪者でも、アプリをインストールすれば利用できるもので、活用範囲ははるかに広い。特に、島内の旅館・民宿等にとっては、宿泊者用のインターネット接続設備を別に用意しなくてもよくなるために、観光客の受け入れが最も主要な産業である島にとって、非常に大きなメリットがあると考えられる。

5.3. 飛島および粟島における ICT 利用の比較

このように、飛島と粟島における ICT 利用の状況を整理してみると、両島とも、人口数 100人の小規模離島であり、ICT 整備の面では、本土へのネットワーク接続にマイクロ波回線が使われていたものが、2020年度の「高度無線環境整備推進事業」で海底光ケーブルが整備され、本土側と同一水準の通信環境となったことは、同様である。しかし、現地における ICT の利用のされ方を見ると、両者にはかなりの相異がある。

第一に、島内におけるネットワーク利用者の範囲に大きな相違がある。飛島では、酒田市が島までの海底光ケーブルを整備し、NTT に IRU 賃貸しているが、島内でのインターネット接続は NTT のフレッツ・サービスに依存しており、市役所の支所、および、島外への情報発信や宿泊業の運営に光回線を利用している合同会社とびしまを除けば、旅館・民宿等で ADSL サービスが利用されている程度で、一般住居で

のネットワーク利用は少ない。それに対して、粟島では、地元自治体である粟島浦村が、海底光ケーブル整備に先駆けて、島内全戸へのFTTH回線を整備し、無料で高速ネットワーク接続が利用できるようにしている。村は「高度無線環境整備推進事業」の事業対象として、海底光ケーブルのみならず、島内全戸へのWi-Fi機器の配備をも含めることとし、全戸での無料Wi-Fiサービスを実現させた。村役場は、この無料Wi-Fiを利用して、スマートフォン経由で、細かい生活情報を頻繁に島民に配信している。また、小中学生全員にタブレットが配布され、自宅でも、無料Wi-Fiを利用して勉強できる。観光客等の来島者もこの無料Wi-Fiを利用できるので、旅館・民宿でも、自前のネットワーク設備が必ずしも必要ではなくなった。

第二に、島外への情報発信の方法に相異が見られる。インターネットを通じて、島の情報を島外に広く発信することは、どちらの島でも行われているが、粟島では、さらに一歩進めて、島により関心を持つ島外者を増やすことを目指して、イベント情報の発信のほか、デジタルアートの配信なども行っており、高速の光回線の能力を活かす試みがなされている。

一方、飛島でのみ進められている取り組みもある。島内の小中学校が休校中である飛島では、小中学生をもつ父兄が本土側にも住居を持っていることが多いが、合同会社とびしまでは、海底光ケーブル回線を活用して、島内と本土側の両方にオフィスを置き、リモートワークによってどちらでも仕事ができようを目指すことを目指している。これが順調に進めば、定期船の欠航が多い小規模離島の隔絶性を克服する手段として有効に機能する可能性がある。

もちろん、両島でほぼ同様に活用されている利用法もある。診療所はあっても常駐の医師がいない両島では、診療所と本土側の総合病院を結んだ遠隔診療が日常的に行われており、高齢

者が多い島の医療を支えている。飛島での実証実験のように、海底光ケーブルを活かした遠隔診療の高度化を目指す動きもあり、小規模離島を支える手段としての意味は大きい。

6. 結 論

本稿では、5GネットワークやIoTなど高度無線アクセスサービスを推進するために、日本政府が実施している「高度無線環境整備推進事業」の中でも特に重視されている小規模離島と本土を結ぶ海底光ケーブル整備を取り上げた。

政府が2019年度から開始した「高度無線環境整備推進事業」によって、小規模離島への通信接続は、マイクロ波回線から海底光ケーブル回線への切替が順次進められており、あと数年のうちには、ほぼすべての小規模離島での回線切り替えが完了する見込みである。したがって、小規模離島といえども、基本的なネットワーク利用環境という点では、本土と変わらない条件が実現されようとしている。

しかし、それが、どこまで島内のICTの利用に活用されているかという点では、島による差が大きいように思われる。ここで取り上げた事例では、一部の事業者を除けば、ADSLすら利用者が少ない飛島と、島内全戸を対象としてFTTH整備とWi-Fi接続を実現している粟島とでは、ICTの利用状況は大きく異なる。島外へ向けた観光情報の発信等は両島で行われているが、粟島ではインターネットを活用して、島外者に仮想的な島民となって貰うといった活動の段階に入っている。また、スマートフォンの専用アプリを利用して島内住民への生活情報の伝達を日常的に行うという面でも粟島ICT活用の先進性が感じられる。

こうしてみると、政府による小規模離島への海底光ケーブル整備は、島内でのICT利用に必要な条件ではあるが、本格的にICTの利用

拡大を図るためには、次の段階として、島内でのネットワーク環境の整備と利用拡大のためのさまざまな取り組みが不可欠であることが確認できる。もちろん、小規模離島の場合そうした取り組みの費用を負担しうる民間事業者は限られるから、公的資金の導入が不可欠であり、地元自治体に期待される役割は大きい。島全体が独立した自治体である粟島で、多様な ICT 活用が進められていることは、こうした事情を明確に反映していると考えられる。

いずれにしても、ここで取り上げた飛島と粟島の例を見ると、海底光ケーブルを中心とした ICT 整備は離島の活性化と人口維持に一定の可能性をもたらすと考えられる。ただし、旅客輸送と物流を一手に担う定期船の運航環境は、ICT 整備によって改善することはできない問題である。日本海沖に位置する両島では冬期間の欠航の頻繁な発生は避けられない。特に、飛島のように長期間の欠航のリスクがある場合は、食料や日用品の供給にも支障を来す可能性がある。したがって、ICT は離島の生活環境向上に多少の役割は果たし得るものの、離島の困難さを本質的に解決できるものではないと結論づけることができよう。

謝 辞

本研究での調査にご協力いただいた東北公益文科大学公益学部松山薫准教授、および、山形県酒田市民部まちづくり推進課、合同会社とびしま、とびしま未来協議会、新潟県粟島浦村総務課、粟島汽船株式会社の皆様に感謝いたします。なお、本研究には、科学研究費補助金基盤研究 (C) (一般)、「離島の流通・消費インフラに関する地理学的研究」(研究代表者：荒井良雄、課題番号：20K01164) を使用した。また、本稿の内容の一部は、IGU-TC Osaka 2023(2023年国際地理学連合大阪テーマ別会議：2023年4月4日～6日大阪公立大学) および

2023年日本地理学会秋季大会(2023年9月17日～18日関西大学)で報告した。

文 献

- 荒井良雄(2015)「条件不利地域における地理的デジタル・デバイドとブロードバンド整備」、荒井良雄・箸本健二・和田 崇編『インターネットと地域』ナカニシヤ出版、pp. 36-52。
- 荒井良雄(2022)「地域メディアにみる『草の根』イノベーションー有線放送電話網による ADSL サービスー」、帝京大学地域経済学科学編集委員会編著『「地域」の学び方』八朔社、pp. 203-224。
- 荒井良雄・長沼佐枝・佐竹泰和(2012)「条件不利地域におけるブロードバンド整備の現状と政策的対応」『東京大学人文地理学研究』第20号、pp. 14-38。
- 荒井良雄・長沼佐枝・佐竹泰和(2014)「離島におけるブロードバンド整備と政策的対応」『東京大学人文地理学研究』第21号、pp. 67-84。
- 粟島浦村(2022)「粟島浦村高度無線環境整備推進事業における Wi-Fi 等高度無線局事業仕様書」。http://www.vill.awashimaura.lg.jp/wp-content/uploads/2022/05/bfb83e75d3d631f37f50843be8f21fdc-1.pdf 2023年10月21日アクセス。
- 粟島浦村(2023a)「粟島アプリしらせあいダウンロードキャンペーン」。https://www.awashima-app.com 2023年10月22日アクセス。
- 粟島浦村(2023b)「人口325人の離島・新潟 粟島ふるさと納税を通じた『デジタル島民』募集開始」。https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000001.000130656.html 2023年10月21日アクセス。
- 粟島浦村(2023c)「しおかぜ留学とは」。https://www.vill.awashimaura.lg.jp/study-iland/study-

- iland-outline/ 2023年10月22日アクセス。
- 粟島浦村 (2023d) 「令和6年度 粟島しおかぜ留学 募集要項」。https://www.vill.awashimaura.lg.jp/news/4176/ 2023年10月22日アクセス。
- 粟島観光協会 (2023) 「顔が見える宿のご紹介。」https://awa-isle.jp/stay/ 2023年10月19日アクセス。
- NTT 東日本 (2017) 「『フレッツ光』提供エリアにおける『フレッツ・ADSL』の提供終了等について」。https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20171130_01.html 2017年11月30日掲載、2023年3月6日アクセス。
- NTT 東日本 (2022) 「一部エリアにおける『フレッツ・ADSL』の提供終了日変更について」。https://www.ntt-east.co.jp/release/detail/20220302_01.html?_ga=2.33336376.784789971.1677996650-517788929.1677996650&_gl=1*fs4g7f*_ga*NTE3Nzg4OTI5LjE2Nzc5OTY2NTA.*_ga_8HVNPVG7VS*MTY3Nzk5NjY1MC4xLjAuMTY3Nzk5NjY1MC42MC4wLjA 2022年3月2日掲載、2023年3月6日アクセス。
- 沖縄県総合情報政策課 (2017) 「離島へつながる“光の道”完成！」『美ら島沖縄』2017年第2号、pp. 4-5。
- 粕谷昭二 (2010) 『日本海の孤島 飛島』東北出版企画。
- 合同会社とびしま (2019a) 「離島と本土を繋げたい! 山形県の飛島にゲストハウスをつくる」『クラウドファンディング READYFOR』2019年3月13日公開。https://readyfor.jp/projects/tobishima 2023年3月4日アクセス。
- 合同会社とびしま (2019b) 「離島と本土を繋げたい! 山形県の飛島にゲストハウスをつくる。【完了報告】業者工事完了～オープンに向けてDIY」『クラウドファンディング READYFOR』2019年12月31日 公開。https://readyfor.jp/projects/tobishima/accomplish_report 2023年3月4日アクセス。
- 国土交通省 (2021) 『離島振興計画フォローアップ』。https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_mn_000020.html 2023年10月17日アクセス。
- 国土交通省 (2022) 『観光振興と移動困難者支援を同時解決する自律分散型サプライチェーン構築実証事業』、令和3年度スマートアイランド推進実証調査業務報告書。
- 国土交通省 (2023) 「改正離島振興法の概要」『しま』第273号、pp. 18-23。
- 酒田市 (2021) 「飛島と日本海総合病院を結ぶ遠隔診断実証実験」。https://www.city.sakata.lg.jp/shisei/dx/dx_smartisland/tobishima_OELshindan.html 2021年10月13日掲載、2023年3月21日アクセス。
- 荘内日報 (2022) 「未来が見えて来た 飛島に光!! 飛島-遊佐町吹浦間 光ファイバーケーブル布設 高速インターネット網開通」、2022年2月3日付け。
- 政府 CIO ポータル (2020) 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」。https://cio.go.jp/data-basis/ 2023年10月18日アクセス。
- 総務省 (2021) 「高度無線環境整備推進事業」。https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/koudo/index.htm 2022年3月2日アクセス。
- 総務省 (2022) 「粟島浦村の高度無線環境整備推進事業の概要」。https://www.soumu.go.jp/main_content/000730106.pdf 2022年3月2日アクセス。
- 田畑暁生 (2011) 『離島の地域情報化政策』北樹出版。
- 十島村 (2021) 『十島村過疎地域持続的発展計画 (令和3年度～令和7年度)』。http://www.tokara.jp/wp/wp-content/uploads/2022/01/29e850fee19a40675674a50038e96340.pdf 2022

- 年3月2日アクセス。
- とびしま未来協議会 (2011) 『飛鳥未来協議会通信』第1号。 http://tobishima.info/wp-content/uploads/2015/04/k-tsushin_01.pdf 2011年9月7日掲載、2021年12月11日アクセス。
- 内閣府・デジタル庁 (2023) 「デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプの交付決定事業について」。 https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/01_koufuketteishiryou.pdf 2023年10月21日アクセス。
- 日本経済新聞 (2021) 「新潟県の離島・粟島に海底ケーブル 5G 整備へ 22年3月」。 www.nikkei.com/article/DGXZQOFB28AMP0Y1A120C200000/ 2023年10月21日アクセス。
- 日本離島センター (2012) 「特集 離島振興法改正」『しま』第231号、pp. 24-97。
- 日本離島センター (2014) 「特集 離島活性化交付金」『しま』第239号、pp.22-97。
- 日本離島センター (2020) 『新版 [日本の島ガイド] SHIMADAS (シマダス)』。
- 日本離島センター (2023) 『離島統計年報 2021』。
- 光海底ケーブル執筆委員会 (2010) 『光海底ケーブル』パレード。
- 風呂本武典 (2003) 「海上運送法改正と離島生活航路維持問題」『交通権』第20号、pp. 45-56。
- 松本 勇 (2007) 「離島航空路線維持に関する諸問題：長崎県上五島・小値賀空港廃港問題を中心として」『長崎県立大学論集』第41巻第3号、pp. 111-186。
- 松本友哉 (2017) 「島人とともに未来をデザインする」『しま』第250号、pp. 26-31。
- 村上総合病院 (2023) 「粟島遠隔診療について」。 <https://www.mgh.jp/guide/awashima.html> 2023年10月21日アクセス。
- Medical Vision Inc. (2015) 「飛鳥診療所再び医師不在」『医師求人ドットコム』。 https://ishikyujin.com/column/medical_column-20/ 2023年3月21日アクセス。
- 山形県・酒田市病院機構 (2023) 「飛鳥診療所」。 <http://www.nihonkai-hos.jp/hospitalinfo/yawata-hospital.html> 2023年3月21日アクセス。
- 山形サポート (2019) 「『飛鳥の未来創造へゲストハウス開設』 資金募集開始」。 <https://www.yamagata-np.jp/yamasapo/news/details2019031401.html> 2019年3月14日掲載、2023年3月2日アクセス。
- 山形新聞 (2019) 「飛鳥にゲストハウス開設：資金募集、HP でスタート」、2019年3月19日付け。 <https://readyfor.jp/projects/tobishima/announcements/97078> 2023年3月4日アクセス。
- 山田浩久 (2005) 「山形県・飛鳥の人口減少と住民の生活行動の変容」、平岡昭利 (編著) 『離島研究 II』海青社、pp. 201-218。
- 山田浩久 (2007) 「新潟県・粟島における特徴的な集落形態と産業構造」、平岡昭利 (編著) 『離島研究 III』海青社、pp. 181-196。
- 琉球新報 (2022) 「海底光ケーブル、主要離島と沖縄本島を結ぶ接続が完了：北大東も開通、県が記念式典」、2022年11月15日付け。
- Arai, Y. and Naganuma, S. 2010. The geographical digital divide in broadband access and governmental policies in Japan: Three case studies. *NETCOM* 24: 7-26.
- Arai, Y., Naganuma, S. and Satake, Y. 2012. Broadband policies for limited Internet-access areas by local governments: An analysis based on the questionnaire survey in Japan. *NETCOM* 26: 251-274.
- Arai, Y., Satake, Y. and Uemura, M. 2018. Broadband Deployment and Daily Life on an

Island: A Case Study in Ogasawara, Japan.

22: 15-29.

Komaba Studies in Human Geography

Optical Network Deployment for Intelligent Wireless Access on Japanese Small Islands: The Cases of Tobishima and Awashima

Yoshio ARAI

Department of Regional Economics, Teikyo University, and
Professor Emeritus of the University of Tokyo

A new generation of information services based on extremely massive information processing and transmission through intelligent wireless access has spread throughout Japan, Europe, and the United States in recent years, such as the fifth-generation technological standard for cellular networks (5G) and the Internet of Things (IoT). This paper focuses on the Japanese government's deployment of submarine optical cables to connect the small islands in the Japanese archipelago with mainland Japan using intelligent wireless access services.

First, we review the Japanese government's policies for diffusing intelligent wireless access services across Japan. A submarine optical cable system that connects the islands to the mainland must be constructed to implement these new-generation Internet services. The Japanese government's national policy promotes intelligent wireless access services, such as 5G and IoT, and highlights the need for an interconnecting submarine optical cable system for the small islands in the Japanese archipelago. As a result, the old microwave channels that previously connected the islands were replaced by submarine optical cable channels.

Second, to contextualize the replacement of the microwave channels constructed to connect small islands in the archipelago with mainland Japan around 2000, we examined the three cases of Toshima in Kagoshima Prefecture and Daitojima and Tokashikijima in Okinawa Prefecture. These islands' microwave connections to mainland Japan were replaced by submarine optical channels between 2016 and 2022 under the Japanese government's "Promotion Policies for Advanced Wireless Environments" for Toshima and financed by the Okinawa Prefecture budget for Daitojima and Tokashikijima. The old microwave channels are currently being replaced by submarine optical cables on all islands throughout the Japanese archipelago and this process is expected to be completed in the next few years.

Third, we focused on Tobishima in Yamagata Prefecture and Awashima in Niigata Prefecture, which are small islands in the Sea of Japan, to discuss the potential for and expansion of information and computer technologies (ICTs) on these islands. Following these improvements in the telecommunications environment, a company established by young settlers on Tobishima uses ICTs to promote its activities on the island and extend its workplace to cover mainland Japan. On Awashima, the local government provides free Wi-Fi services for ICTs throughout the island, which are used to provide public announcements to residents and facilitate primary and secondary students' remote learning. Telemedical care connecting island clinics with mainland hospitals is also provided on both islands.

Following the deployment of submarine optical cables, the cases of Tobishima and Awashima islands show the potential of ICTs to revitalize the island communities and retain their population. However, the ferry service's operating conditions cannot be improved through the use of ICTs. In

conclusion, although ICTs can contribute to the improvement of island living environments to a certain extent, they cannot fundamentally resolve the difficulties in islanders' lives.

Key words: intelligent wireless access, submarine optical cable, microwave channel, Japanese small islands, Tobishima, Awashima

コロナ禍を経た山形県飯豊町のインバウンド戦略の再構築

山口 泰 史*

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1. はじめに | 4.2. 台湾での営業活動 |
| 2. 既存研究の整理 | 5. マイクロツーリズムとの両立 |
| 2.1. 経済的損失 | 5.1. 近隣住民を対象としたスノーモービル体験 |
| 2.2. 地域の具体例 | 5.2. 地域の魅力アピールとマルシェの開催 |
| 2.3. 人々の行動変容 | 6. 観光協会事務局を軸とした「稼ぐ」構造づくり |
| 2.4. マイクロツーリズム | 7. まとめ |
| 2.5. アフター・コロナに向けて | |
| 3. 山形県飯豊町の概要 | |
| 4. インバウンドの復活 | |
| 4.1. 台湾からの受け入れ再開 | |

要 旨

飯豊町では、2022年～2023年冬季から、訪日台湾人ツアー客のスノーモービル体験受け入れを再開した。コロナ禍以降、3シーズンぶりの受け入れであったが、回復は順調であった。その背景には、コロナ禍における台湾との関係維持と、台湾からのファムトリップツアーの効果が挙げられる。また、2023年には台湾への営業活動も再開し、2023年～2024年冬季はより一層の回復が期待される。

一方、コロナ禍でインバウンドが休止する状況にあって、飯豊町観光協会では、近隣住民のスノーモービル体験の受け入れや、おいでマルシェの開催など、マイクロツーリズムにも力を入れてきた。しかしながら、訪日台湾人ツアー客のスノーモービル体験受け入れが再開しても、マイクロツーリズムを継続する意向である。これは、インバウンドに依存しないリスク分散に加え、観光の新たなマーケットとなった近隣住民を大切にしたいという思いがある。

また、飯豊町観光協会は、非営利組織であることに甘んじることなく、多様な主体と関わりながら「稼ぐ」システムを構築し、観光を通じた地域活性化に取り組む姿勢をみせていることも明らかになった。

キーワード：アフター・コロナ インバウンド 台湾 マイクロツーリズム 多様な主体 山形県飯豊町

*帝京大学経済学部地域経済学科教授

1. はじめに

わが国で人口減少に直面する多くの自治体にとって、観光客の増加は地域経済の活性化につながると考えられる。一方、観光庁『旅行・観光消費動向調査』によれば、2019年における日本人国内旅行の1人1回当たり旅行単価は37,355円であり、観光庁『訪日外国人消費動向調査』によれば、2019年における訪日外国人の1人当たり旅行支出は158,531円である。このことを鑑みると、訪日外国人旅行、すなわちインバウンドに力点を置いた観光政策の推進には一定の意味がある。日本政府観光局『訪日外国人旅行者統計』によれば、ビジット・ジャパン・キャンペーンが始まった2003年に521万人だった訪日外国人旅行者数は、2019年には3,188万人に増加し、今後一層のインバウンド推進、また、それに伴う観光業の発展や地域経済の活性化が見込まれる状況にあった。

そこに水を差したのが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行であった。わが国で2020年1月15日に最初の感染者が確認されると、瞬く間に感染者、死亡者が増加し、政府は2020年から2021年の間に4回の緊急事態宣言を発出した。また、世界保健機構（WHO）は、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行がみられるとして、2020年3月11日にパンデミックを宣言した。こうした動きは、人々の外出・行動制限や、国外からのウイルスの侵入を防ぐ水際対策を強化するものであり、それらがインバウンドを含めたわが国の観光業に大きなダメージを与えたことは想像に難くない¹⁾。

しかしながら、2022年後半頃から日本でも新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ始め

た。2023年5月8日に、感染症法上の分類が、これまでの2類から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられたことで、わが国の観光は、新型コロナウイルス感染症の拡大（以下、コロナ禍）前の状態に戻りつつある。日本政府観光局『訪日外国人旅行者統計』による2023年10月の訪日外国人旅行者数は252万人で、コロナ禍以降、初めて2019年同月を上回った。

本稿の目的は、コロナ禍における、山形県飯豊町のインバウンドの動向を報告するものである。筆者は、2019年8月に飯豊町観光協会に対してヒアリング調査を行い、人口減少が進む過疎の町である飯豊町では、豪雪に見舞われる冬季の観光客減少に悩まされていたこと、そこで、飯豊町観光協会では2004年頃から雪を利用したスノーモービル体験を始めたことを明らかにした。また、ふとしたきっかけで2008年に訪日台湾人ツアー客のスノーモービル体験を受け入れたところ大変好評だったこと、さらに、その後の台湾での地道な営業努力などもあり、2018年～2019年冬季には町の人口の約半数に匹敵する訪日台湾人ツアー客がスノーモービル体験に訪れるようになったことなども明らかにした（山口2019）。

続けて、2020年9月及び2021年9月にもヒアリング調査を行い、コロナ禍によって訪日台湾人ツアー客の受け入れがストップし、飯豊町観光協会では収入の大きな柱を失うことになったこと、国や県などの給付金も底をついたため、2020年9月に協会関係者と行政による「飯豊町観光戦略会議」を立ち上げ、物流ECサイトのリニューアルなど6つの事業を展開して、インバウンドに過度に頼らない観光の方向性を模索したことを明らかにした。また一方で、台湾と

1) 訪日外国人旅行者数は、2020年は412万人（対2019年比87%減）、2021年は25万人（同99%減）に落ち込み（日本政府観光局『訪日外国人旅行者統計』より）、日本人国内延べ旅行者数も、2020年は対2019年比で50.0%減、2021年は同54.3%減であった（観光庁『旅行・観光消費動向調査』より）。

の関係維持にも努め、いずれ訪れると期待される新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、スノーモービル体験の受け入れ態勢の整備は怠らなかったことなども明らかにした（山口2022）。

筆者はさらに、2022年8月、2023年9月にも飯豊町観光協会に対してヒアリング調査を実施した。わが国において、2022年はウィズ（With）コロナに向けて、停滞していた観光が前進し始めた時期、2023年はアフター（After）コロナを目指して、観光が通常の状態に戻りつつある時期と重なる。本稿は、これらのヒアリング調査から得られた知見をまとめたものである。

2. 既存研究の整理

ここで、コロナ禍による観光への影響を論じた研究を整理しておく。

2.1. 経済的損失

コロナ禍によって生じた観光業の経済的損失は、観光業への依存度が大きい地域ほど深刻であったと推測される。産業連関分析を用いて負の経済効果を検証した宮内・阿部（2021）は、観光業が盛んな北海道や京都府では、観光業の需要減少による損失額が大きかったものの、他産業に比べて観光業のウェイトが小さい神奈川県や香川県では相対的な損失額が小さかったと指摘している。また、田邊（2021）は宮城県を対象に、国内観光客と訪日外国人観光客を合わせた2020年の観光消費額は、2019年と比べて3,332億円の減少、割合にして84%の減少と推計した。さらに、臼木・伊藤（2022）は、秋田県の観光需要の喪失によって、県内総生産の約1%、雇用の約2%が減少したとして、コロナ禍が、秋田県経済全体に深刻な影響をもたらしたことを明らかにした。一方、コロナ禍が宿泊動向に与えた影響を分析した佐野ほか（2022）

は、従来観光客が多く訪れる圏域ほどダメージが大きかったことを確認しつつ、和歌山県や福井県など地域独自の取り組みによって好調を維持したケースもみられることを指摘した。

2.2. 地域の具体例

コロナ禍による北海道のスイーツ企業への影響を論じた橋元（2022）は、コロナ禍で大多数の事業者の売り上げが減少したものの、休業した企業は多くないと指摘しているが、それは決して楽観視できる事態ではなく、コストを賄うだけの収益が得られない厳しい経営状況を示唆すると述べている。

また、人口に比して多くの観光客が訪れる長崎県を事例に、前田（2021）は、韓国との国境に近い対馬では、韓国の反日運動によって2019年7月から入国者が激減したところにコロナ禍が重なり、韓国から対馬への入国が禁止され、入国者数が0になったことを報告している。そうした状況を受け伊豆（2021）は、対馬の観光産業の危うさとして、韓国人観光客への過度の依存と、島外を結ぶ航路及び空路への依存度の高さを指摘している。小野澤ほか（2021）は、長崎市のグラバー通りにおけるコロナ禍の商業施設の変化を観察し、緊急事態宣言の影響で観光施設そのものが長期間閉鎖・休業してしまうと、観光客を相手にしている商業施設も休業せざるを得なくなり、そのまま撤退してしまう店舗もみられることを明らかにした。

さらに、地域の特産品への影響として、倉本・井出（2021）は、石川県能登地方のご当地グルメである「能登丼」の販売数が、コロナ禍による観光客数の減少と関係していることを検証しているが、同時に、観光統計を整備できていない自治体にとっては、観光経済の動向を図るための代替指標として、ご当地グルメの販売額が有用であると提案している。鈴木・水澤（2022）は、神奈川県内のイチゴ観光農園がコロナ禍で

売り上げが30%から50%減少した要因として、閉園時期を早めたために団体客や一般客が減少したこと、販路の小売りへの切り替えがうまくいかなかったことを挙げている。

一方で、湯川 (2023) は、京都府南丹市美山町を例に、コロナ禍が観光に与えた影響は小さいものの、それ以上に人口減少やそれに伴う高齢化が、農村部の観光まちおこしにとって大きな問題であると警鐘を鳴らしている。別の観点から森高 (2022) は、福岡県南部の農村観光へのコロナ禍の影響が、一般の観光産業より小さく抑えられたことに着目し、その理由として、自動車での移動が多く、屋外活動が比較的多いことから来客の減少を抑えられたことや、農村観光事業に携わる農家は事業の多角化を展開しており、ある部分での負の影響を他部門でカバーすることで、コロナ禍への高い頑健性を示せたことなどを挙げている。

2.3. 人々の行動変容

コロナ禍による観光行動の変容にいち早く着目した山田ほか (2020) は、コロナ禍による東北地方や台湾の情勢について情報を共有し、新たな観光の方向性を議論した。それを踏まえて山田 (2021) は、コロナ禍が、他人と接触する行為自体に強い恐怖心を植え付けたことは明らかであり、これまでの「人を集める観光」から観光客を分散させる「人を集めない観光」への転換、あるいは「人が集まる場所に行く観光」から「人が集まらない場所に行く観光」への転換を図る必要があると主張した。また、コロナ禍での日本人の海外旅行の意向を論じた中村 (2022) は、状況が落ち着くまで海外旅行は控えたいとしつつ、実際の旅行でも、まずは東アジアやハワイといった近距離の国や地域を求める傾向にあることを指摘した。さらに、コロナ

禍による旅館の対人接客サービスへの影響を検証した福島 (2022) は、客との接触回数及び接触時間の制限、非接触や社会距離の確保を念頭に置いた「新しいもてなし様式」は、従来のやり方や常識を踏襲するだけでは成立しないと強調した。

一方、コロナ禍が、観光行動の原点回帰につながるとの見方もある。井村 (2021) は、インバウンドの隆盛もありオーバーツーリズムに陥った京都錦市場がコロナ禍に見舞われたことで、短期利益を求める新規店舗は撤退し、常連客を大事にしてきた店舗は残っているとした上で、オーバーツーリズムで「観光(食べ歩き)商店街」に変わってしまった錦市場が、コロナ禍を経て元の「京の台所」に戻ることを期待している。一方で、西川 (2021) は、アンケート調査から、コロナ禍以前から観光振興に肯定的で、観光によって良い影響を受けていた人ほど、コロナ禍以降の観光振興に肯定的であることを明らかにしており、オーバーツーリズム観光地がコロナ禍を経て再びオーバーツーリズムになることを懸念している。また、安藤 (2023) は、仙台七夕まつりを事例に、コロナ禍で観光七夕が中止になったことを受け、「観光客のための祭りから市民のための祭り」へ、「見る祭りから参加する祭り」へ、さらには疫病退散や健康を祈る「祈りの祭り」へと原点回帰する戦略が生み出されたことを指摘している。

2.4. マイクロツーリズム

コロナ禍によって、長距離の移動を伴う旅行が制限もしくは敬遠される中、自宅から近い場所を旅行先とするマイクロツーリズムが脚光を浴びるようになった²⁾。高崎 (2021) は、和歌山市で行ったアンケート調査から、マイクロツーリズムとしての「ご近所観光」と感じる距

2) マイクロツーリズムは、(株)星野リゾート代表の星野佳路氏が提唱したことが始まりともされる。

離は、自動車で52kmの範囲内であること、「ご近所観光」への需要について、「行きたい/既に行っている」と回答した市民が57%であることなどを明らかにし、市民を対象としたご近所観光需要を掘り起こす施策は一定の効果が見込めると主張した。また、林・出島（2022）は、モニターツアーや留学生等へのアンケート、ヒアリング調査から、ご近所観光の推進には、旅行者が旅先から「発信する」楽しみを醸成することが重要であると述べている。さらに、横浜市でアンケート調査を行った木村ほか（2022）は、都心観光者と同市郊外の八景島観光者としては、前者の方がマイクロツーリズムに傾倒していること、年齢層では若者より30代以上、居住地では神奈川県を除く関東地方より神奈川県民の方が、マイクロツーリズム的な意識や行動が拡大していることを明らかにしている。

一方、コロナ禍による宇都宮大学生の行動様式の変化を調査した鈴木ほか（2022）は、学生の旅行先が、千葉など南関東中心から、大学のある北関東中心に変化していること、5人以上の旅行が大きく減少していることを指摘しており、ここからも、少人数でのマイクロツーリズムの存在を見出すことができる。また、観光クチコミサイトの旅行記から収集したデータを、テキストマイニングを用いて分析した西平（2023）は、旅行者の観光行動について、広域周遊型観光からマイクロツーリズムへの変化がみられたことなどを明らかにしている。

2.5. アフター・コロナに向けて

2020年3月以降、わが国では国際クルーズの運航が停止されていたが、2022年11月に再開された³⁾。これを受けて中林ほか（2023）は、金沢港に寄港したクルーズ船客を対象にアンケート調査を実施し、コロナ禍よりも、旅行に対す

る新型コロナウイルス感染症へ不安度が低くなっていることを確認した。石川県では、2023年4月の訪日外国人旅行者数がコロナ禍前を上回る水準となっており（越路ほか2023）、越路ほかは、金沢市を訪れた訪日外国人旅行者のTwitter（現 X）投稿情報等に基づく位置情報データから、金沢市内の宿泊、観光スポット、食のそれぞれに関する人気エリアの把握を行っている。また、2022年に国内外のリゾート地などを訪問した圓田（2023）は、現地でのインタビューやフィールドワークから、観光の復活に手応えを感じ、沖縄県の離島観光は、2023年にはコロナ禍前の水準に戻ると予測している。

一方、SNSの使用傾向が、コロナ禍収束後の日本での台湾人の観光行動にどう影響するかを調べた佐山（2022）は、30代ではYouTubeが、40～50代ではFacebookが優位な情報源となっており、より具体的な情報を、メディアよりもインターネットを通じて提供の方が有効であると述べている。同様に、技術的観点から櫻井（2023）は、観光業で今後、産業ロボットや自動走行車、AIの活用、無人売店、顔認証などのオートメーション化が進めば、新型コロナウイルスのような感染症が発生した場合には、機械を通じることにより人的交流を遮断し、感染症の流行を遮断できると指摘している。

観光まちづくりに関して、嶋村・上山（2021）は、神奈川県鎌倉市の観光事業者が、コロナ禍においても、行政支援の活用と地域の連携等による独自の収益確保の経営を模索していることを明らかにしている。また、安田（2023）は、神奈川県湘南藤沢地域において、コロナ禍でも途切れることなく、産学官連携によるインバウンドプロジェクトを続けたと報告している。

3) 国土交通省の報道による。 https://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000368.html 2023年11月17日アクセス。

以上から、コロナ禍による観光への影響については、多方面から研究が行われていることが分かるが、ウィズ・コロナからアフター・コロナの時期における、地方圏の小規模自治体での、インバウンドを中心とした観光へのコロナ禍の影響を論じた研究は、現状においてはあまり行われていないと考えられる。したがって、本研究には一定のオリジナリティがあるといえよう。

3. 山形県飯豊町の概要

山形県飯豊町は、山形県・福島県・新潟県にまたがる飯豊連峰の北東麓を流れる白川流域に開けた農山村で、総面積の80%以上が山林で占められる。1954年に、白河下流域の豊原村、豊川村、添川村が合併して飯豊村となり、1958年に飯豊村が白川上流域の中津川村と合併して飯豊町になった。これにより、白川流域を一体化した「南山北水」の町域が出来上がった(山田編2021)。

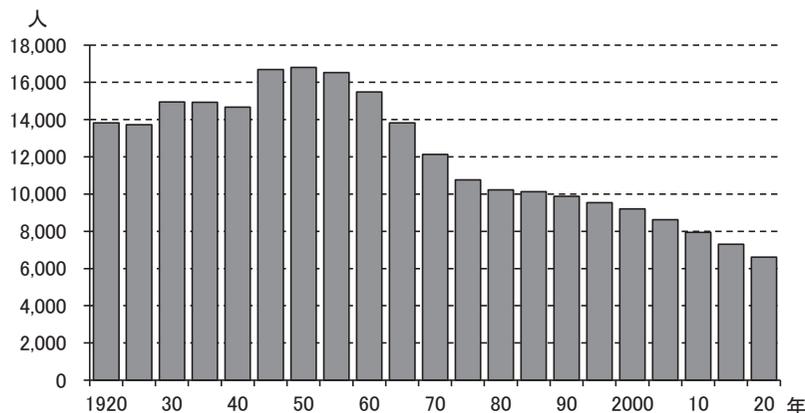
飯豊町は山形県の南西部に位置し(図1)、米沢市を中心とする3市5町で構成される置賜

地域⁴⁾に含まれる。平地には散居集落が点在し、2008年にはNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟した。



図1 山形県飯豊町の位置

国勢調査による2020年の人口は6,613人で、ピーク時の1950年(19,796人)から60.6%減少している(図2)。1950年から2020年の人口減



資料：国勢調査

図2 山形県飯豊町の人口推移

4) 山形県は村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域に分けられ、それぞれ一定の財源と権限を持つ県の総合支庁が置かれている。置賜地域では、米沢市に置賜総合支庁が置かれている。

少率は、山形県35市町村の中で5番目に高く、置賜地方では最も高い⁵⁾。また、2020年の老年人口比率は38.6%で、全国や山形県の水準と比べて高い。国立社会保障・人口問題研究所の推計（2023年）では、2050年には人口が3,508人に減少し、老年人口比率は48.4%に上昇するとされており、飯豊町では人口減少と高齢化が深刻な状況にある。

4. インバウンドの復活

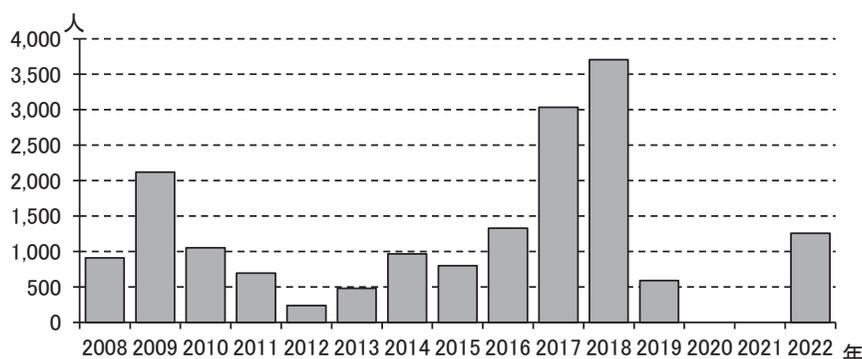
4.1. 台湾からの受け入れ再開

飯豊町では、コロナ禍によって、2019年～2020年冬季の途中から訪日台湾人ツアー客のスノーモービル体験の受け入れをストップしていたが、2022年～2023年冬季から受け入れを再開した。台湾では、コロナ禍への対策が迅速かつ集中的にとられ（小島2022）、その一環として、スマートフォンや携帯電話を通じた様々な情報の取得と利活用などが行われていた（緒方2023）。その結果、2022年春頃までには感染者を低く抑え込むことに成功し、世界の注目を浴

びた。わが国でも、新型コロナウイルスの水際対策が2022年10月11日から大幅に緩和された⁶⁾。具体的には、入国者数の上限が撤廃され、個人の外国人旅行者の入国も解禁されるなど、制限はほぼコロナ禍前の状態に戻るようになった。つまり、台湾の送り出し体制と日本の受け入れ態勢が整ったといえる。

2022年12月27日に、飯豊町観光協会主催によるインバウンド復活オープニングセレモニーが行われ、2022年～2023年冬季には1,257人の訪日台湾人ツアー客が飯豊町のスノーモービル体験に訪れた（図3）。ピークだった2018年～2019年冬季（3,704人）の3分の1程度ではあるものの、インバウンドを開始した2008年～2009年冬季以降、シーズンとしては5番目に多く、回復傾向としては順調であったといえよう。

順調な回復には2つの要因が考えられる。1つは台湾との関係維持で、飯豊町観光協会ではコロナ禍でも台湾側との連絡を頻繁に行い、旅行会社との仲介役となるランドオペレーターに委託金を支払い、飯豊町のパンフレットなどを配って代わりに営業してもらうなど、地道な活



注) 年は、例えば2008年は「2008年～2009年冬季」を指す。以下同じ。

資料：(一社) 飯豊町観光協会提供

図3 山形県飯豊町の台湾人スノーモービル体験受け入れ数の推移

5) 過去の市町村界は、2020年の市町村界に組み替えている。

6) 厚生労働省の報道による。https://www.mhlw.go.jp/content/000993077.pdf 2023年11月18日アクセス。

動を行っていた。そのため、台湾の旅行社が訪日ツアー商品を作成する際に、飯豊町でのスノーモービル体験も組み込むようになった。

もう1つは、下見を意味するファミトリップツアーの効果で、飯豊町観光協会では、2022年11月と2023年2月に台湾からのファミトリップツアーを受け入れた。台湾では、コロナ禍の影響で倒産する旅行会社が相次ぎ、大手旅行会社でも、部長職など役員クラスしか残っていないケースが珍しくなかった。しかし、飯豊町観光協会はそれをチャンスととらえた。なぜなら、ファミトリップツアーには通常、決裁権のない若手社員が訪れ、ツアーの結果を持ち帰って社内検討する流れとなるが、そうした若手が離職したことで、決裁権を持つ役員クラスが直接ファミトリップツアーに来ることになったからである。そのため、決裁が早く、受け入れに向けた調整期間が短くて済むようになった。

2022年～2023年冬季の1,257人の入国先は、おおむね新潟空港が300人程度、東京(羽田空港、成田空港)が900人程度である。なお、図3の2019年～2020年冬季の落ち込みは、コロナ禍だけでなく、新潟便を就航していた台湾の遠東航空が経営破たんしたことも大きく影響した(山口2022)。しかし、新潟便を得意とする台湾の名生旅行社や昭安旅行社は、以前より飯豊町観光協会とつながりがあることから、新潟空港へは、LCCであるタイガーエア台湾の旅客便が使われたと考えられる。

2023年3月には、マレーシアからもファミトリップツアーが飯豊町を訪れた。これは、飯豊町観光協会の営業活動によるものではなく、台湾の旅行社からの紹介によるものである⁷⁾。したがって、将来的には台湾から波及して、アジアの他の国や地域から、スノーモービル体験客

が飯豊町を訪れる可能性がある。また、台湾の旅行社からは、2023年～2024年冬季に向けて、通常よりも早い時期から予約が入っており、早晚ピーク時(2018年～2019年冬季)の水準に回復する可能性もある。

4.2. 台湾での営業活動

飯豊町観光協会では2023年8月22日から25日にかけて、コロナ禍以降4年ぶりに台湾への営業活動を再開した。飯豊町を含む置賜地域から20人余りが訪台し、現地では、観光協会の会長など台湾の旅行会社の上層部に挨拶を行うグループと、資料を持って台湾の旅行会社を回る実働グループに分かれて行動した。さらに、実働グループは2～3人でまとまって、置賜地域の資料を携えて、全体で20社以上の旅行会社を回った。実働グループである飯豊町観光協会事務局が訪問した旅行会社には、コロナ禍以前に飯豊町にスノーモービル体験客を送り出してくれた会社もあれば、全く初めての会社もあった。そこで、前者に対しては、これまでのお礼と今後の再開を依頼し、後者に対しては、新規開拓としてスノーモービル体験のPRを行った。

また、米沢市と台北市の北投温泉とは地域的な交流があることから、温泉組合長が開く食事会に訪台メンバー全員が招かれた。台湾では、ビジネスパートナーであっても気の置けない間柄でなければ食事を共にしない文化があり⁸⁾、訪台によって食事会が開かれた意義は大きい。しかしながら、セレモニー的な訪台は今回だけで、今後は実働グループに相当するメンバーだけで台湾の営業活動を行う予定である。

一方で、ヒアリング調査からは、台湾での営業活動の限界も聞かれた。具体的には、飯豊町だけではもちろん、置賜地域でも空間的に狭い

7) (一社)飯豊町観光協会でのヒアリング調査による。

8) (一社)飯豊町観光協会でのヒアリング調査による。

というものである。台湾の旅行会社に赴けば、自ずと大規模な宿泊施設や食事場所を尋ねられる。そうなると、蔵王温泉など置賜地域ではない場所も紹介しなければならない。であれば、山形県南部や宮城県南部、さらには福島県の会津地方や新潟県の中越、下越など、県をまたいだ広域的なネットワークを形成して営業活動を行う方が効果的であると、飯豊町観光協会では考えている。

5. マイクロツーリズムとの両立

5.1. 近隣住民を対象としたスノーモービル体験

2020年9月に立ち上げられた飯豊町観光戦略会議が掲げた6つの事業には、「マイクロツーリズムの推進と旅行商品造成の販売」も含まれる（山口2022）。本稿の2章でも述べた通り、コロナ禍で長距離の移動を伴う旅行が敬遠され、自宅の近隣を旅するマイクロツーリズムが脚光を浴びるようになった。コロナ禍前から、飯豊町でのスノーモービル体験は、台湾向けインバウンドに特化したものではなかったが、どちらかといえば、日本人“も”参加できる環境であった。実数を見て、日本人の受け入れ数は年間300人～600人と、台湾人ツアー客に比べれば少なかった。

しかしながら、コロナ禍で訪日台湾人ツアー客の受け入れがストップしたため、飯豊町観光協会では、マイクロツーリズムの一環として、近隣市町や町内向けにスノーモービル体験のPR活動を行った。その結果、1月～2月の土日祝日限定で、2021年は1,355人、2022年は当時最大の第6波に見舞われたものの、954人の来訪者があった。2023年は期間を3月上旬まで延長し、1,151人が訪れた。2024年も同様のスケジュールで開催する予定である（図4）。

近隣住民にとっては、外国人（台湾人）が多

く訪れるということで、知ってはいたが行ったことがなかった地元の旅行スポットを訪問することにつながった。特に、子どもたちが雪の中で思い切り遊べるのが魅力となって、リピーターも登場するようになった。その点において、スノーモービル体験を通じた飯豊町のマイクロツーリズムは一定の成果を収めたといえよう。

もっとも、訪日台湾人ツアー客のスノーモービル体験受け入れが再開したからといって、マイクロツーリズムとしての近隣住民の受け入れを制限することは、飯豊町観光協会では全く考えていない。コロナ禍を機に新たなマーケットとなった近隣住民を今後も大切にしていこう意向である。



資料：（一社）飯豊町観光協会提供

図4 近隣向けスノーモービル体験チラシ

ここで懸念されるのが、訪日台湾人ツアー客のスノーモービル体験受け入れが本格化してきた際、近隣住民の受け入れとのバランスをどう

するのかということである。実際、2022年～2023年冬季のスノーモービル体験受け入れは、訪日台湾人ツアー客が1,257人、近隣住民が1,151人で、合わせると約2,400人になる。2023年～2024年冬季に向けて、訪日台湾人ツアー客の受け入れ予約が堅調に増加していること、また、近隣住民においても一定のリピーターが見込めることを考慮すると、2023年～2024年冬季は、両者を合わせたスノーモービル体験受け入れ数はさらに増え、いずれはピーク時の2018年～2019年シーズンを上回るのではないかと推測される。つまり、オーバーツーリズムが発生する可能性がある。

この点について、飯豊町観光協会は緊張感を持ちつつも、状況を楽観視している。そもそも、訪日台湾人ツアー客であっても近隣住民であっても大事なお客様であることには変わりなく、受け入れ態勢、言い換えればもてなし方に大きな違いがあるわけではない。訪日台湾人ツアー客には通訳がいるので、同じスタッフが同じノウハウで対応することができる。したがって、受け入れ人数の増加に対しては、スタッフの増員によって対処することになる。

ただし、大幅なスタッフの増員には注意を要するだろう。スノーモービル体験に従事するにはインストラクターの資格が必要であるし、雪かきや機材の整備など体力面での負担も大きい。加えて、除雪隊などに比べて報酬が高いとはいえない。また、スノーモービル体験の受け入れ人数が増えれば、機材が不足し、会場が手狭になることも懸念される。

こうした予測に対し、飯豊町観光協会は5,000人を一つのポイントに置いている。すなわち、訪日台湾人ツアー客と近隣住民を合わせた受け入れ数が5,000人を越えた時点で、新たな会場

の設営や人件費の増額などを検討するとしている。さらに、受け入れ人数が10,000人を越えた場合には、割高であっても人材派遣会社の手助けがなくては、人材確保は難しいと考えている。

しかしながら、訪日台湾人ツアー客と近隣住民、どちらかが増えればどちらかを抑えることは決して行わないことを、飯豊町観光協会では覚悟している。受け入れ人数が増えれば、それだけ売り上げも増加するので、人材確保や設備投資が可能になる。したがって、飯豊町観光協会では今後、インバウンドとマイクロツーリズムを両立し、それぞれを伸ばしていくための営業努力を続けていくことになるだろう。

5.2. 地域の魅力アピールとマルシェの開催

飯豊町観光協会では、コロナ禍において飯豊町の魅力を伝え、商業施設の利用を促進するために、B2版2つ折り4ページの新聞折込チラシを作成し、2021年12月と2022年2月、2022年9月に、近隣自治体に対してそれぞれ約25,000部を配布した(図5)。チラシに掲載されている店舗で500円以上の買い物をすると、抽選で飯豊町の特産品詰め合わせセット(2,000円相当)が当たるキャンペーンも開催され、当選者に対して10倍以上の応募があった。一定の成果があったとして、2023年以降は実施していないが、町内店舗への買い物行動が発生するこうした取り組みも、マイクロツーリズムの一環といえよう。

また、2022年10月には、近隣の中高生やファミリー層に向けてのんびりと過ごせる居場所を提供すること、また、2022年8月の豪雨災害⁹⁾やコロナ禍による消極的な雰囲気打破することを目的に、新たな集客イベントとして「おいでマルシェ」を開催した。飲食や雑貨、ワーク

9) 町内を走る JR 米坂線は、鉄橋が崩落するなど甚大な被害を受け運休し、2023年9月時点で復旧の目途は立っていない。



資料：（一社）飯豊町観光協会提供

図5 新聞折込チラシ表紙（2022年夏号）



資料：（一社）飯豊町観光協会提供

図6 おいでマルシェのチラシ（2023年）

ショップなど33店舗が出店し、町内外から2,000人以上の来場者があった。2023年10月にも開催され、51店舗が出店した（図6）。

前述の、近隣住民を対象としたスノーモービル体験と、おいでマルシェには、いくつかの共通点がある。その一つが、マイクロツーリズムとしての手段である。大規模なイベントを開催することで、訪れた人々にそこでの活動を楽しんでもらうことは当然のこととして、同時に、イベントに集まってきた人々を町内に拡散させ、食事やお土産の購入などを通じて地域経済の活性化を図る狙いもある。

もう一つは、場所の有効活用である。スノーモービル体験も、おいでマルシェも、会場はどんでん平ゆり園である。飯豊町西部の山麓部にあるどんでん平ゆり園は、約7ヘクタールの広大な土地に、多品種50万本以上のゆりと季節の

花が咲き乱れる。ゆりの季節である6月～7月には、有料イベントとして毎年ゆりまつりが開催される。それ以外の時期も、冬期間を除いて無料開放されているが、特段見どころはない。したがって、スノーモービル体験やおいでマルシェは、オフシーズンのどんでん平ゆり園における収入源として重要な意味を持つ。

また、どんでん平ゆり園の主要イベントであるゆりまつり、おいでマルシェ、スノーモービル体験について、どれか一つに来た人々が、他のイベントのことを知り、参加してみたいと思う、あるいは実際に参加することによって、それぞれのイベント同士の相乗効果も期待される。その結果、飯豊町における新たなマイクロツーリズムが形成されるであろう。

6. 観光協会事務局を軸とした「稼ぐ」構造づくり

飯豊町の観光推進は、観光協会事務局が中心的役割を担っているが、事業の決定権は事務局にはない。決定権を持つのは観光協会理事会であり、事業を行う際、事務局は理事会に報告し、承認が下りれば、必要に応じて町役場に予算請求を行う。そして、補助金が認められれば事業がスタートする。理事会は時に、事務局に助言を行うこともあり、事務局にとって理事会は良き相談相手でもある。

一方で、観光協会の会員が収める会費は、観光協会の経営基盤を支えるために重要であり、会員であることのメリットを維持するために、事務局では会員サービスの向上にも力を入れている。飯豊町観光協会では、インバウンドを含めたすべての事業について、最終的には会員に利益が生じることを、最大の使命と位置付けている。

また、飯豊町は、置賜地域の各自治体と2014年に置賜地域インバウンド促進会議を結成して

おり（山口2022）、特に、台湾からのインバウンドに関して近隣自治体との連携を強化することで、飯豊町を含めた置賜地域全体のインバウンド活性化につながることを期待している。

これらを模式図に示したものが図7である。飯豊町観光協会事務局は、協会の運営を行政の補助金頼みとするのではなく、会員からの会費を安定的に確保し、訪日台湾人ツアー客のスノーモービル体験受け入れやマイクロツーリズムなどの推進によって、自主事業収益を増やすことを目指している¹⁰⁾。将来的には、インバウンドなどで培った誘客事業のノウハウを有料で教えるアカデミーの設立も視野に入れている。

そうした「稼ぐ」システムを構築することで、さらなる営業活動費に経費を割くことが可能となり、結果として、観光を通じた地域経済の活性化につながっていくと考えられる。

7. まとめ

本稿は、山形県飯豊町のインバウンドをまとめた拙稿（山口2019、2022）に続く形で、わが



資料：（一社）飯豊町観光協会へのヒアリング調査より作成

図7 飯豊町における観光推進の構造

10) 飯豊町観光協会の令和4年度予算では、行政などの補助金に対する自主事業収益の割合は37.4%であったが、令和5年度予算では、補助金を減らして自主事業収益を増やすことで、この割合を65.0%に高めるとしている（令和5年度飯豊町観光協会社員総会議案書より）。

国において、ウィズ（With）コロナに向けて、停滞していた観光が前進し始めた2022年と、アフター（After）コロナを目指して、観光が通常の状態に戻りつつある2023年を中心に、飯豊町のインバウンド戦略の再構築を考察したものである。結果は以下のようにまとめられる。

飯豊町では、2022年～2023年冬季から、訪日台湾人ツアー客のスノーモービル体験受け入れを再開した。コロナ禍以降、3シーズンぶりの受け入れであったが、回復は順調であった。その背景には、コロナ禍における台湾との関係維持と、台湾からのファムトリップツアーの効果が見られる。また、2023年には台湾への営業活動も再開し、2023年～2024年冬季はより一層の回復が期待される。

一方、コロナ禍でインバウンドが休止する状況にあって、飯豊町観光協会では、近隣住民のスノーモービル体験の受け入れや、おいでマルシェの開催など、マイクロツーリズムにも力を入れてきた。しかしながら、訪日台湾人ツアー客のスノーモービル体験受け入れが再開しても、マイクロツーリズムを継続する意向である。これは、インバウンドに依存しないリスク分散に加え、観光の新たなマーケットとなった近隣住民を大切にしたいという思いがある。

また、飯豊町観光協会は、非営利組織であることに甘んじることなく、多様な主体と関わりながら「稼ぐ」システムを構築し、観光を通じた地域活性化に取り組む姿勢をみせていることも明らかになった。

なお、本稿で取り上げたのは、地方圏の一地域の事例であるが、雪という既存の地域観光資源を活用している点、訪日台湾人ツアー客のスノーモービル体験受け入れという稼ぐコンテンツを確立している点、また、コロナ禍を経験して、インバウンド重視からマイクロツーリズムとの両立にリスク分散を図った点などは、他地域への汎用として一般化できると考えられる。

今後も飯豊町観光協会の活動に着目していきたい。

謝 辞

（一社）飯豊町観光協会の二瓶裕基氏には、2019年から2023年まで毎年ほぼ同じ時期にヒアリング調査に応じていただき、過去の拙稿ならび本稿の執筆に至った。この場を借りて深くお礼申し上げたい。なお、本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（B）「『観光の組織化』と地域構造変容のダイナミズムに基づく次世代観光戦略の構築」（研究代表者：山田浩久、課題番号：18H03457）を使用しており、本稿の一部は2022年度日本観光研究学会東北支部大会（Web開催）において発表した。

文 献

- 安藤直子（2023）「新型コロナウイルス禍における東北地方の都市祭礼の継承とその戦略－仙台七夕まつりを事例として－」、『東北福祉大学研究紀要』第47巻、pp.19-37。
- 伊豆芳人（2021）「国境の島・対馬の観光とコロナウイルスパンデミックの影響」、『日本観光学会誌』第62号、pp.42-48。
- 井村直恵（2021）「京都錦市場商店街におけるオーバーツーリズムとCOVID-19での組織変容」、『京都マネジメント・レビュー』第39号、pp.17-53。
- 白木智昭・伊藤慎一（2022）「新型コロナウイルス感染症の秋田県観光に与える経済的影響」、『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文科学・社会科学』第77号、pp.11-17。
- 緒方 健（2023）「携帯電話関連技術を利用した台湾のCOVID-19対策」、『情報ネットワーク・ローレビュー』第22巻、pp.104-120。
- 小野澤泰子・浦 杏奈・小島聖理奈・畑口桃子・山田萌々（2021）「コロナ禍における長崎

- 市観光地への影響について－グラバー通りの商業施設を事例として－」、『活水日文』第62号、pp.28-38。
- 木村恭輔・巖城あみる・小林未久・鈴木拓海・阿部亮吾 (2022) 「「横浜観光」における新型コロナウイルス感染症拡大の影響とマイクローリズム」、『地理学報告』第124号、pp.185-190。
- 倉本啓之・井出 明 (2021) 「ご当地グルメを用いた観光経済の実態測定について－能登井による COVID-19後の能登観光を対象に－」、『日本観光学会誌』第62号、pp.34-41。
- 越路泰成・森崎裕磨・藤生 慎 (2023) 「メッシュ型インバウンドデータを活用した訪日外国人旅行者の観光動態に関する基礎的分析－石川県金沢市を対象とした検討－」、『AI・データサイエンス論文集』第4巻第3号、pp.990-996。
- 小島克久 (2022) 「台湾の新型コロナ対策の動向」、『厚労科研報告書』第1号、pp.116-138。
- 櫻井宏明 (2023) 「インバウンドと経済成長：COVID-19 後の議論から」、『学習院女子大学紀要』第25号、pp.159-168。
- 佐野浩祥・滝沢勇人・山浦ひなの・大竹優太 (2022) 「コロナ禍がわが国の宿泊動向に与えた影響と要因－V-RESAS のデータ分析(2020-2021)－」、『日本観光研究学会学術論文集』第37巻、pp.33-37。
- 佐山公一 (2022) 「コロナ禍におかれた台湾人観光客の訪日動機に SNS が与える影響－北海道、小樽を事例とした一考察－」、『日本観光学会誌』、第63号、pp.47-56。
- 嶋村豊一・上山 肇 (2021) 「新型コロナウイルス感染症問題が観光まちづくりに与えた影響と地方自治体・事業者の対応－神奈川県鎌倉市を事例として－」、『地域イノベーション』第13号、pp.27-42。
- 鈴木富之・伊藤舞衣・印南絵梨・田代 凧・小倉秀斗・白金励大・田中吏規 (2022) 「新型コロナウイルス (COVID-19) パンデミックによる大学生の行動様式の変化－2021年度宇都宮大学地域デザイン科学部「社会調査実習」成果報告－」、『地域デザイン科学』第11号、pp.49-62。
- 鈴木美穂子・水澤莉奈 (2022) 「新型コロナウイルスの感染拡大がイチゴ観光農園に及ぼす影響とその対応」、『神奈川県農業技術センター研究報告』第166号、pp.7-15。
- 高崎慎太郎 (2021) 「With/After コロナの観光モデルの模索～ご近所観光とその楽しみ方の提案について～」、『和歌山大学 Kii-Plus ジャーナル』第1号、pp.93-104。
- 田邊文彦 (2021) 「新型コロナ禍の観光経済－宮城県への影響に関する実証分析－」、『東北文化学園大学総合政策学部紀要』第20巻第1号、pp.3-18。
- 中林弘貴・藤生 慎・森崎裕磨・山谷佳史 (2023) 「新型コロナウイルス感染症への不安感を考慮したクルーズ船客の金沢市への再訪意識に関する要因分析」、『AI・データサイエンス論文集』第4巻第3号、pp.801-806。
- 中村 哲 (2022) 「新型コロナウイルス感染症影響後の日本人の海外旅行実施意向」、『玉川大学観光学部紀要』第9号、pp.43-61。
- 西川 亮 (2021) 「オーバーツーリズム観光地における新型コロナウイルス流行後の住民の観光に対する意識に関する研究－観光との接点を有する住民を対象として－」、『観光研究』、第32巻第2号、pp.53-66。
- 西平直史 (2023) 「新型コロナウイルス感染症の影響による観光行動の変容についてのテキストマイニングを用いた分析－山形県を例にして」、『山形大学大学院社会文化創造研究科社会文化システムコース紀要』、第20号、pp.55-62。

- 橋元理恵（2022）「新型コロナウイルスの観光関連事業者への影響－北海道スイーツ企業への調査から－」、『観光研究』第33巻第2号、pp.61-68。
- 林 久登・出島正喜（2022）「ご近所観光のコンテンツとなる地域資源の価値－With/After コロナの観光モデルの実践－」、『和歌山大学 Kii-Plus ジャーナル』第2号、pp.89-94。
- 福島規子（2022）「COVID-19の感染防止対策が旅館の対人接客サービスに及ぼす影響について」、『総合観光研究』第20号、pp.27-34。
- 前田陽二郎（2021）「長崎県対馬市における韓国人観光客数の動向と地域経済」、『経済地理学年報』、第67巻第2号、pp.1-15。
- 圓田浩二（2023）「コロナ禍における沖縄離島観光の現在と未来－海外のビーチリゾートと比較－」、『沖縄大学経法商学部紀要』、第6号、pp.1-9。
- 宮内太郎・阿部直也（2021）「新型コロナウイルスによる観光業の最終需要減少に基づく経済影響の推定」、『環境情報科学論文集』、第35巻、pp.215-220。
- 森高正博（2022）「コロナ禍による農村観光への影響と事業者対応－福岡県南部の農村観光地域を対象として－」、『フードシステム研究』第29巻第3号、pp.109-122。
- 安田震一（2023）「湘南藤沢におけるインバウンドプロジェクト」、『多摩大学グローバルスタディーズ学部紀要』第15号、pp.93-102。
- 山口泰史（2019）「山形県飯豊町における台湾人観光客増加の要因」、『日本観光研究学会学術論文集』第34巻、pp.357-360。
- 山口泰史（2022）「山形県飯豊町におけるインバウンド受け入れとCOVID-19の影響」、『武蔵野大学環境研究所紀要』第11号、pp.125-141。
- 山田浩久・宮原育子・櫛引素夫・林 玉恵・山口泰史・初澤敏生（2020）「Post COVID-19に向けた東北の観光戦略」、『経済地理学年報』第66巻第3号、pp.15-25。
- 山田浩久（2021）「COVID-19の感染拡大が地方県の観光行動と住民生活に与えた影響に関する一考察－山形県を事例にして－」、『季刊地理学』第73巻第1号、pp.11-19。
- 山田浩久編（2021）『地図でみる山形－市街地に刻まれた出羽の歴史－』海青社。
- 湯川宗紀（2023）「コロナにみまわれた観光まちおこし－京都府南丹市美山町から見る国策の限界と現場－」、『佛教大学総合研究所共同研究成果報告論文集』第10号、pp.113-124。

Rebuilding the Inbound Strategy After the Coronavirus Pandemic: The Case of Iide Town, Yamagata Prefecture

Yasufumi YAMAGUCHI

Department of Regional Economics, Teikyo-University

Iide Town resumed welcoming Taiwanese tourists for snowmobiling experiences from the winter of 2022-2023. This marked the first time in three seasons since the coronavirus pandemic, and the visitor numbers have rebounded strongly compared to pre-pandemic levels. This recovery is attributed to efforts in maintaining relationships with Taiwan during the pandemic and the success of familiarization tours from Taiwan to Iide Town. Additionally, Iide Town recommenced sales activities targeting Taiwan in 2023. There is an expectation of an increased number of Taiwanese tourists for snowmobile experiences in the winter of 2023-2024.

Concurrently, with inbound tourism suspended due to the pandemic, Iide Town focused on micro-tourism, such as offering snowmobiling experiences to local residents and organizing the Oide Marche. However, Iide Town plans to continue its micro-tourism initiatives even after resuming the acceptance of Taiwanese tourists for snowmobiling experiences. This approach stems from Iide Town's commitment to supporting its local community, who have emerged as a new target audience for tourism, while also diversifying risks to reduce dependency on inbound tourism.

Furthermore, it has been revealed that the Iide Town Tourism Association aims to develop a sustainable "earning" system and revitalize the community through tourism by collaborating with diverse entities, rather than resting on its laurels as a non-commercial organization.

Key words: Post-Coronavirus Pandemic, Inbound Tourism, Taiwanese Tourists, Micro-Tourism, Diverse Entities, Iide Town

とちぎユースサポーターズネットワークとの協定に基づく 調査研究報告 (2022-2023年度)

乗 川 聡^{*1}・乗川ゼミナール

- | | |
|--|--|
| 1. ゼミの研究テーマと相互協力協定
について | 2.3. 2023年度前期の学外活動：放
置竹林問題への特化 |
| 2. 学外活動の概要 (2022-2023年度) | 2.4. 2023年度後期の学外活動：「ろ
まん竹イルミネーション」の
開催 |
| 2.1. 2022年度前期の学外活動：コ
ロナ禍の影響 | 3. ゼミ合同発表会での報告 (2022-
2023年度) |
| 2.2. 2022年度後期の学外活動：ろ
まんちっく村でのイルミネー
ション展示 | |

要 旨

帝京大学地域活性化センターとNPO法人とちぎユースサポーターズネットワークとの間で2018年に締結された「大学生の地域活性化意欲向上の調査研究に関する相互協力協定」に基づく2022-2023年度の調査研究活動の概要を報告する。

2022年度以降、新型コロナウイルス感染症に伴う修学上の制限は徐々に緩和されたが、受け入れ側の都合から、これまで取り組んできた自治会活性化活動や高齢者福祉活動の再開はかなわず、ソーシャル・ディスタンスを保ちやすい放置竹林の整備活動が学外活動の中心となった。

この2年間の経験から、乗川ゼミでは、春に放置竹林で伐採作業を経験し、秋にその竹材を利用してイルミネーションを制作・展示することで放置竹林問題を啓発し、年末の「ゼミ合同発表会」でその成果を発表するという学外活動の年間スケジュールが定着しつつある。

他方、この活動を通じて得られた新たな人的交流により、2023年度はいくつかの新しい地域活動に参加することができたが、これらの活動を通じてゼミ生たちは、自分たちと同世代の若者が地域活動に参加していないという実態に気づくことになった。

キーワード：ボランティア 地域活動 栃木県 大学生 放置竹林

*1 帝京大学経済学部地域経済学科講師

1. ゼミの研究テーマと相互協力協定 について

帝京大学経済学部地域経済学科乗川ゼミでは、「ボランティアやソーシャルビジネスなどの地域活動に関心を持ち、参加する若者を増やすため、ゼミ生が実際に地域活動に参加し、彼ら自身の視点から、普通の大学生が地域活動に継続的に参加するようになる方法を提案すること」を研究テーマとし、栃木県内で地域活動に取り組む複数のNPO団体や企業、個人に協力を求め、学外活動を実施してきた。

2018年には、このような協力関係をより明確にする目的から、栃木県内で社会活動を行う若者の人材育成事業やソーシャルプロジェクト支援事業などを行っているNPO法人とちぎユースサポーターズネットワーク（以下、ユース）¹⁾と帝京大学地域活性化研究センターとの間で「大学生の地域活性化意欲向上の調査研究に関する相互協力協定」が締結された。

この相互協力協定では、具体的な研究・活動内容として、

- ① 栃木県内のNPO団体等が実施している社会活動に大学生の参加を促進させる方法を追究すること。
- ② 栃木県内の企業が求める人材に関する情報を、県内就職を希望する大学生のキャリア形成に反映させる方法を追究すること。
- ③ 上記調査研究に必要な各種イベントを企画・

実施すること。

- ④ 上記調査研究に基づく具体的な提言を発信すること。

などが定められている。

乗川ゼミは、この協定における帝京大学側の活動主体として上記の課題に取り組み、毎年12月に学内で実施される「ゼミ合同発表会」でその成果を報告している²⁾。

2020年以降、新型コロナウイルスの流行により大幅に制限されてきたゼミの学外活動は、2022年度に入ると徐々に回復に向かい、2023年度には新たな活動の機会を得ることとなった。以下、2022-2023年度の当ゼミの学外活動とゼミ合同発表会の概要を紹介する。

2. 学外活動の概要（2022-2023年度）

2.1. 2022年度前期の学外活動：コロナ禍の影響

乗川ゼミでは、例年、ユースの他、いずれも同団体の理事が運営しているトチギ環境未来基地（益子町、環境保全活動）³⁾、えんがお（大田原市、高齢者福祉他）⁴⁾の活動に協力する形で学外活動を実施している。2020年の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令以降、人的交流を伴う活動へのゼミ生の参加は大幅に制限されたが、それでも2020-2021年には宇都宮市三条町南部自治会の活動への協力（イベントの手伝い、清掃活動への参加）、放置竹林の

1) とちぎユースサポーターズネットワーク HP(<https://www.tochigi-ysn.net/>) 2023年12月25日アクセス。

2) その他、2019年には、2011年の学科開設以来毎年開催され、この年が最終年度となった「地域経済学科シンポジウム」において、「若者と創る栃木の未来－ボランティアとソーシャルビジネスによる地域活動の多様性と可能性」とのタイトルで講演とパネルディスカッションが行われた。同シンポジウムの詳細については、報告「若者と創る栃木の未来－ボランティアとソーシャルビジネスによる地域活動の多様性と可能性－2019年度地域経済学科シンポジウム」、『帝京大学地域活性化研究センター年報 第4巻』帝京大学地域活性化研究センター、2020年3月、pp.78-107参照。

3) トチギ環境未来基地 HP(<https://www.tochigi-cc.org/>) 2023年12月25日アクセス。

4) えんがお HP(<https://www.engawa-smile.org/>) 2023年12月25日アクセス。

整備活動と、その際に伐採した竹材を利用したイルミネーションの展示、等の学外活動を行うことができた⁵⁾。

2022年度に入ると、新型コロナに係る制限は大学構内においては徐々に緩和され、学外活動に支障をきたすこともなくなったが、人的交流を伴う活動に対しては引き続き慎重な判断が求められることとなった。2020年度以降、ユースの活動に参加する形で続いてきた自治会活性化への協力は、2022年度は8月に高齢者住民の自宅敷地の清掃活動を手伝ったほか、10月には「ゼミ出張」と称し、ゼミ生数名をユースの活動拠点であるコワーキングスペース aret (アレット)⁶⁾ に毎週木曜日に待機させ、住民の要望に応じて困りごと解決にあたる活動をしたが、大きな成果を上げることはできなかった。

他方、人的交流を伴わない学外活動である、トチギ環境未来基地による竹林整備活動への協力は例年通り実施することができた。5月8日にはゼミ生一同で茂木町の放置竹林を訪れ、竹の伐採とタケノコ掘りを体験し(写真1)、その成果を7月5日に本学宇都宮キャンパス内で高校生を対象に開催された「進路選択と探求学習に関するインターンシップ」においてプレゼンテーションする機会を得た。

このプレゼンテーションでは、放置竹林が発生する理由とそれがもたらす影響を、生物学的要因、経済的要因、社会的要因から説明したうえで、大学生にできる解決策として、2021年度の当ゼミ生が実施した、学園祭と光琳寺(宇都宮市)での竹イルミネーション展示の事例を紹介したが、2022年度の解決策については発表当

日まで決めることができず、「検討中」と述べるにとどまった。



写真1 トチギ環境未来基地による竹林保全活動への参加(2022年5月8日)

2.2. 2022年度後期の学外活動：ろまんちっく村でのイルミネーション展示

2022年度後期のゼミ活動は、トチギ環境未来基地が宇都宮の道の駅として全国的に知られる「ろまんちっく村」で開催した「2022農村の未来を支えるボランティア研修」(第1回：9月17日、第2回：10月15日)⁷⁾ から開始した。

この研修は、第1回が栃木県内で農村・中山間地域ボランティア活動に従事している方々による講演、第2回がノコギリヤナタ、チェーンソー、刈払機の使用方法を学ぶ実習からなり、放置竹林問題に関心のある当ゼミ生にとっては有意義なものであったが、この講習への参加を通じてろまんちっく村のスタッフの方々との面識を得た結果、同施設の敷地内において、放置竹林問題啓発を目的とする竹イルミネーション展示をさせてもらえることとなった。

イルミネーションの制作作業は11月17日、12

5) 2020-2021年の乗川ゼミの学外活動については、乗川聡・乗川ゼミナール「とちぎユースサポーターズネットワークとの協定に基づく調査研究報告(2020-2021年度)」、『帝京大学地域活性化研究センター年報 第6巻』帝京大学地域活性化研究センター、2022年3月、pp.98-104参照。

6) コワーキングスペース aret (アレット) HP(<https://aret.house/>) 2023年12月25日アクセス。

7) 「2022農村の未来を支えるボランティア研修」に関する情報は、農村ボランティアマッチングサイト TUNAGU に掲載された募集情報(<https://tochigi-tunagu.jp/archives/2275>)を参照。2023年12月25日アクセス。



写真2 ろまんちっく村での竹イルミネーション制作 (2022年12月8日)

月8日の2回にわたって行われたが、ここでは茂木町の放置竹林で伐採された竹材がトチギ環境未来基地により提供され、ろまんちっく村の山下益弘氏から技術指導を受けることができた。

制作作業は限られた日時で行われたため、十分な数のイルミネーションを制作することはできなかったが、ろまんちっく村のスタッフにより追加のイルミネーションが制作されたほか、設置と電飾もスタッフに依頼する形で、12月下旬には展示を開始することができた(写真2・3)。山下氏によると、展示開始以降、強風によるイルミネーションの転倒が相次ぎ、展示場所の変更や転倒防止策の考案・実施に苦労したとのことで、次年度に展示を実施する際にはこれらの点が課題になるだろうとの指摘を受けた。

なお、2022年度後期は、ユースが主催する「iDEA → NEXT (アイデアネクスト)」というスタートアップ支援イベントの開催に協力した。このイベントは、栃木県内で社会性の高い事業を開業しようとする若者からアイデアを募集し、その実現に向けた様々な支援(資金、経



写真3 ろまんちっく村での竹イルミネーション展示のポスター (2022年1月末まで展示)

営ノウハウ、etc.)を長期にわたって行った後、プレゼンテーションを実施して審査・表彰するもので、ユースの中心的な事業の一つである⁸⁾。今回は、帝京大学宇都宮キャンパスを会場として利用したいというユースからの要請を受け、相互協力協定に基づいて当ゼミが窓口となり、中間プレゼンテーション(10月1日)、ファイナルプレゼンテーション(2023年1月21日)の会場利用に係る学内での交渉と広報を担当した。当ゼミの学生たちも両日のプレゼンテーションを聴講し、自分たちと同世代のファイナリストたちの活動から大いに刺激を受けることとなった。

2.3. 2023年度前期の学外活動：放置竹林問題への特化

2023年度に入ると、ゼミ活動における新型コロナ対策は不要となったが、コロナ禍により中断した人的交流を伴う学外活動の再開はかなわず、当該年度のゼミ活動はトチギ環境未来基地が取り組んでいる放置竹林問題への協力を中心に行うこととなった。

8) iDEA → NEXT (アイデアネクスト) に関する情報はとちぎユースサポーターズネットワーク HP の活動紹介ページ (<https://tochigi-ysn.net/projects/ideanext/>) 参照。2023年12月25日アクセス(この時点では2023年度の活動内容が紹介されている)。

恒例行事となった春の竹林整備活動は、2023年度は4月30日に実施した。当日は雨天のため午前中は室内でトチギ環境未来基地の塚本竜也代表による放置竹林問題に関するレクチャーと、竹材を使った箸づくりを体験した。午後は天候が回復したため竹林整備作業を行うことができたが、今回訪問した現場は整備が終盤に差し掛かっていたため、前年度までのゼミ生たちが経験した急斜面での伐採・運搬作業はなく、平地で伐採済みの竹の枝を落とす作業を行うにとどまった(写真4・5)。



写真4 箸づくり体験(2023年4月30日)



写真5 竹林整備体験(2023年4月30日)

この現場体験については、前年度と同じく、「進路選択と探求学習に関するインターンシップ」(7月6日)において放置竹林問題について発表する機会を得たが、今回は、箸づくり体験をしたことがヒントとなり、受講する高校生

を対象に、トチギ環境未来基地提供による放置竹林の竹材を使用した箸づくりと竹イルミネーションづくりのワークショップも開催することになった。

ワークショップの開催にあたり、ゼミ生たちは高校生に作り方を教えられるように事前練習したほか、制作過程を写真と動画で撮影してマニュアルを作成し、二次元バーコードからダウンロードできるように準備した(写真6・7・8)。



写真6 竹箸の作り方マニュアル表紙(2023年7月6日「進路選択と探求学習に関するインターンシップ」)



写真7 竹灯籠の作り方マニュアル表紙(同上)



写真8 マニュアル入手のための二次元バーコード(同上)

ワークショップ当日は、複数の高校から集まった受講生たちをくじ引きでグループ分けし、ゼミ生が講師役となって作り方を指導したが、初対面の生徒同士がノコギリやナタ、電動ドリルなど普段使い慣れない道具を用いて楽しく作業しながら放置竹林問題について考える機会を提供することとなり、ゼミ生たちにとって大きな成功体験となった。

その後ほどなくして、前年度同様ろまんちっく村で開催された「2023農村の未来を支えるボランティア研修第1回」(7月15日)⁹⁾を受講した際、ゼミ生たちはろまんちっく村でもワークショップを開催して放置竹林問題について啓発することを自分たちにできる解決策と判断し、そのための準備を進めることとなった。

2.4. 2023年度後期の学外活動：「ろまん竹イルミネーション」の開催

「2023農村の未来を支えるボランティア研修第2回」(9月23日)の受講¹⁰⁾から始まった2023年度後期のゼミ活動は、ろまんちっく村でのワークショップ開催と、その活動成果を12月のゼミ合同発表会で報告することを最終目標として準備を進めることになった。

ろまんちっく村側と調整した結果、ワークショップは10月21日と11月18日の2回開催できることになった。準備は、タイトルと内容を決めることから開始した。タイトルはゼミ生で様々な案を出し、議論した結果、「ろまん竹イルミネーション」という秀逸なタイトル(「ろまん竹」は「ろまんちっく」と読む)を考案するに至り、デザインが得意な学生によりロゴも制作された。ワークショップの内容はタイトル

に合わせ、竹イルミネーションのみの制作とする一方、いわゆる「客寄せ」としてクイズや輪投げなども行うことになった。

竹材は今回もトチギ環境未来基地から提供を受け、さらに、「放置竹林問題の啓発」という本来の目的を遂行するため、7月のインターンシップでの発表を要約したポスターを制作・掲示し、すべてのゼミ生が放置竹林について簡潔に説明できるよう練習を重ねた。

ワークショップ第1回(10月21日)は、会場のすぐ近くで別の大きなイベントが行われていたこともあり、多くの人々が訪れ、ゲームやクイズを楽しんだが、イルミネーション制作に参加する人は少なく、放置竹林に関する口頭説明も十分に行うことができないなどの反省点が見られた。

そこで、ワークショップ第2回(11月18日)では、放置竹林に関する説明は二次元バーコード付きのピラを渡す方法に変え、イルミネーションの作業テーブルを会場の外から見やすい向きに変更するなどの改善策を講じた結果、イルミネーション制作に参加する人の数が大幅に増えたほか、ゼミ生と来客の間の口頭でのコミュニケーションも活発になるなどの改善が見られた(写真9・10・11)。

2回のワークショップにおいて来訪客とゼミ生が制作したイルミネーションは、後日ろまんちっく村の施設内で展示される予定となっており、ゼミ生もそのための準備に協力しているところである。

なお、ろまんちっく村のスタッフとの面識を得たことで、乗川ゼミの活動内容は新たな領域に広がることとなった。具体的には、同施設を

9) 「2023農村の未来を支えるボランティア研修」に関する情報は、農村ボランティアマッチングサイト TUNAGU に掲載された募集情報 (<https://tochigi-tunagu.jp/archives/2969>) を参照。2023年12月25日アクセス。

10) 2023年度乗川ゼミ生10名は「2023農村の未来を支えるボランティア研修」第1・2回を受講し、栃木県より修了証を授与された。



写真9 「ろまん竹イルミネーション」ワークショップ第2回(2023年11月18日) チラシ



写真10 「ろまん竹イルミネーション」ワークショップ第2回(2023年11月18日) 配布ビラ



写真11 「ろまん竹イルミネーション」ワークショップ第2回(2023年11月18日) 竹イルミネーション体験

経営している株式会社ファーマーズ・フォレスト¹¹⁾からの依頼により、同社が栃木県から委託を受けて取り組んでいる「とちぎローカルフードプロジェクト(LFP)」の研修会(7・8・12月)¹²⁾に学生が参加したほか、この研修会に参加していた有識者の紹介により、フランス宇都宮協会主催の「フランス祭り」(11月10日)¹³⁾の運営(設営・撤収・出店の手伝い、ペタンクの実演など)にゼミ生が協力する機会を得るなど、コロナ禍により中断していた人的交流を伴う地域活動が新しい形で再開されることになった。

3. ゼミ合同発表会での報告 (2022-2023年度)

乗川ゼミでは、2017年以降、地域経済学科で12月に開催される「ゼミ合同発表会」に参加し、ゼミ活動の成果を報告してきた。コロナ禍の影響はこの発表会にも及び、2020年(第4回)、2021年(第5回)はオンラインによる開催となったが、2022年(第6回)での対面とライブ配信の併用を経て、2023年(第7回)では完全な対面形式での開催(ライブ配信なし)が実現した。

2022・2023年の乗川ゼミの報告タイトルは以

11) 株式会社ファーマーズ・フォレスト (<https://www.farmersforest.co.jp/>) 2023年12月25日アクセス。

12) ローカルフードプロジェクト(LFP)とは、「地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画するプラットフォームを形成し、地域の農林水産物を活用したビジネスを継続的に創出する仕組み」を作ろうとする農林水産省の事業である。同事業の詳細は農林水産省ホームページの解説記事(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/seisaku/lfp-pj.html>)を参照(2023年12月25日アクセス)。「とちぎローカルフードプロジェクト」では、2023年度は「栃木県産の牛乳および乳製品の利活用」をテーマとし、商品開発のための研修会やワークショップが開催された。同事業の詳細は栃木県ホームページの報道発表(https://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/houdou/houdou/tochigilfp_2023_kennsyu.html)を参照(2023年12月25日アクセス)。

13) 「フランス祭り」は、宇都宮市で日仏交流活動を行っているフランス宇都宮協会の有志が、姉妹都市オルレアン市から「USO オルレアン剣道クラブ」のメンバーが来日するのに合わせて開催したイベントであり、当日の様子はとちぎテレビで報道された。詳細は同テレビホームページの紹介記事(<https://nordot.app/1095887684506665257>)参照(2023年12月25日アクセス)。

下の通りである。

- ・2022年（第6回）：2・3年生合同「現場体験を通じて知る地域問題とその解決のための実践活動：茂木町の放置竹林の事例」
- ・2023年（第7回）：2年生「放置竹林問題解決の一事例：現場で考え、実践したこと」

2023年（第7回）では、プレゼンテーション部門とポスター発表部門の両方にエントリーしたほか（タイトルは同じ）、司会や受付等を担当する学生スタッフとして運営にも従事した。

これら2つの発表において、放置竹林問題の原因や影響に関する分析内容はほぼ同一であるが、それぞれの学生が示した「自分たちにできる解決策」に進展がみられたことが当ゼミの「成果」と言える。2022年の発表では竹イルミネーションを自ら製作・展示することで放置竹林問題を啓発していたが、2023年の発表ではワークショップを開催し、制作作業への参加を促すこ

とで、市民に、より強く放置竹林問題を認識してもらうことができた。

しかし、その過程でゼミ生たちが気づいたのは、これらの地域活動の場に、自分たちと同じ世代の若者がいない、ということであった。今回の取り組みには多くの市民が関心を持ち、参加してくれたが、その多くは中高年層と、小さな子供を持つ親世代の人々であり、若者はほぼ皆無であった。放置竹林問題の解決には体力のある若者の整備活動への参加を促す必要があるため、「若者の不在」は克服すべき重大な問題である。「普通の大学生」が地域活動に継続的に参加するようになる方法を提案することを研究テーマとしている当ゼミにとって、次の課題は、ゼミ生たちが自分と同世代の若者——これは彼ら自身、と言い換えることもできるのだが——が喜んで参加したくなるような放置竹林問題解決のアイデアを考え、実践することになるだろう。

2023年度地域経済学科の高大連携における宋ゼミの活動

宋 宇^{*1}・松村 啓佑²

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 3.2. グループワーク②とその成果 |
| 2. プログラムの策定と思い | 3.3. グループワーク③と総合発表 |
| 3. 当日のプログラム内容とその成果 | 4. おわりに |
| 3.1. グループワーク①と3年宋ゼミの発表 | |

要 旨

本稿は、帝京大学経済学部地域経済学科の宋ゼミと、栃木県立小山高校で行った第3回目の高大連携プログラムについてまとめたものである。プログラムの全体は「租税とは何か」、「日本の租税負担率の低さ」、「増税・減税は何を意味するか」という3つのテーマを意識して行った。大学生と高校生を交えた3つのグループを形成し、決められた3つのグループワークを段階的にレベルアップし進められた。活動の流れとしては、3年宋ゼミがプレゼンテーションという形で日本の租税に関する基本知識をインプットし、ボードゲームを通じた実践、およびフリートーク・要点まとめ・総合発表といった形式でのアウトプット順で行われた。

キーワード：高大連携 グループワーク フリートーク ボードゲーム 租税 租税負担率

1. はじめに

帝京大学経済学部地域経済学科の宋ゼミと、栃木県立小山高校（以降、小山高校と略する）の高大連携プログラムは、2020年度に第1回目、2022年度に第2回目、今回の2023年度に開催された高大連携プログラムは、第3回目となっている。経済学部地域経済学科の教員である第1筆者の宋宇と、宋ゼミに所属する2023年度2年・

3年生、小山高校の引率教員および高校生8名、計16名で高大連携プログラムを実施した。

今年も小山高校から指定依頼があり、今回の高大連携に至った。宋（2022）でも記述したように、第1筆者が積極的に高大連携を受け入れたのは、ある教育への危機感によるものである。それは学歴社会が浸透している日本では、多くの学生は学歴ばかりを重視し、大学卒であれば良いと、自分の学びについてあまり考えない姿

*1 帝京大学経済学部地域経済学科講師

2 帝京大学経済学部地域経済学科3年生、宋ゼミに所属し、ゼミ長を務めている。

勢が多く見受けられているからである。このままだと、大学での「学びの質」が低下するだけでなく、「学歴があり、学力がない」若者が増え、将来的に政治、経済、社会といったあらゆる分野において、教育質の低下による問題が起こりうると考えている。

文部科学省の中央教育審議会による答申である「新しい時代にふさわしい高大連携の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」は、新たな時代を見据えた教育改革を進めるにあたり、高等学校教育および大学教育において、今までの義務教育の成果を「高大連携」の場で、両者ともに意見交換をすることにより、さらなる「生きる力」、「確かな学力」に繋がり、1人1人に育まれた力をさらに発展・向上させることが可能であるとされている。こうした背景の下、少子化による学生確保の競争が増し、大学と連携している高校が近年、増加している。一方で、大学側としては、大学生への教育があることから、高大連携を通じて大学生は、何が得られるかについて念頭におかなければならない。宋ゼミは3年間にわたって、小山高校との高大連携を行ったのは、大学生にアウトプットの場を提供し、その中から自分の学びを自らテストできるように、能動的に学習できるようなインセンティブ効果を期待しているからである。

そこで、前期ではゼミ輪読を通じて専門知識をインプットすることに専念し、夏休み中には一部の成果を個人発表という形で、ゼミ合宿の行き先である帝京大学セミナーハウスで報告した。後期では、高大連携をはじめ、学園祭のイベント、学科のゼミ合同発表会、あらゆるアウトプットの場を作り、積極的に参加し、蓄えてきた知識を可視化するような形で活動してきた。その中で、高大連携は前期でインプットした知識について、はじめて公の場でアウトプットするものとして位置付けている。さらに、高

校生でもわかるように、大学生は意識して説明しないといけないので、説明能力を一層鍛えられると考えられる。

2. プログラムの策定と思い

3年宋ゼミのゼミ長である第2筆者の松村啓佑は、今回の高大連携プログラムのリーダーとして、プログラムのスケジュール作成をはじめ、3年宋ゼミ報告の全体像を描き、当日プログラムの一部の司会役も務めた。写真1は、4回の修正を経て作成した最終版のスケジュールを敢えて手書きでポスターにし、1つの体験づくりともなった。当日は、写真1のポスターをホワイトボードに付け、皆に周知した。

第2筆者は、写真1のスケジュールを作成した際に、いくつかの思いがあり、ここで述べておきたい。

1つ目は、高校生に大学での学びをイメージしてもらいたいという思いである。宋ゼミでは、知識のインプットだけでなく、アウトプットも重要視するゼミナールである。したがって、今回のプログラムでもある程度知識のインプットが必要であると考えた。そこで、前半に租税に関する報告を入れてから、後半で租税について理解を深められるように構想した。

2つ目は、大学生と高校生の身分違いにとらわれず、フリートークという形で交流できればと考えた。序盤のレクリエーションを通じて、緊張をほぐし親睦を深め、リラックスした状態でグループワークに取り組んでもらえるように工夫してプログラムを考えた。

3つ目は、グループワークを3回に分け、租税について段階的に理解してもらい、深めていこうと考えた。グループワーク①では、皆はどのくらい租税について知っているのかについて、知っている税目を列挙してもらった。グループワーク②では、3年生の「日本の租税につい

時間	内容	備考
13:20~13:30	イントロダクション 全体の挨拶&説明	2023年10月24日 月曜日
13:30~14:00	司会:松村 グループワーク① 自己紹介 知っている税金手帳 自己紹介	自己紹介の順番は、決められたグループで行う 自己紹介の順番は、決められたグループで行う 自己紹介の順番は、決められたグループで行う 自己紹介の順番は、決められたグループで行う 自己紹介の順番は、決められたグループで行う
14:00~14:05	休憩	
14:05~14:35	発表&質疑応答 日本の租税負担率の発表	発表(15分) グループ発表(15分) 質疑応答(10分)
14:35~14:55	司会:川上 グループワーク② フリートーク 1.発表を踏まえて日本の租税負担が低いことについてどう思うか 2.日本の租税負担率について(動画)	フリートーク(10分) グループ発表(10分) 質疑応答(10分)
14:55~15:00	休憩	
15:00~16:00	司会:山本 グループワーク③ メイン: 森の社長さんに相談しよう	「森の社長さん」の発表(10分) 質疑応答(10分) 「森の社長さん」の発表(10分) 質疑応答(10分) 「森の社長さん」の発表(10分) 質疑応答(10分)
16:00~16:30	総合発表	総合発表(10分) 質疑応答(10分)
16:30~16:45	総括 宋先生のまとめ	総括(10分) 質疑応答(10分)

写真1 高大連携プログラムのスケジュール

出所) 第2筆者が作成、第1筆者が撮影。

て」の報告を通じて、日本の租税負担率が低いことを紹介し、そこから皆の思いについてフリートークを行った。グループワーク③では、実践編として、『森の社長さん』というボードゲームを用いて、租税に関する知識を深めていくことにした。その際に「必ず納税する場合」と「納税するかどうかは自分で選択可能」という2パターンで行うことが条件付きで行われた。2つのパターンに分ける理由としては、社会をたとえている森での変化に注目してほしい。つまり、納税する場合と納税しない場合、森の中での生活はどう異なるかをイメージしやすいためである。

4つ目は、グループワークの成果をその都度、ホワイトボードにまとめ、まとめ能力が必要であることを皆に気づかせるとともに、最後の全体報告に向けた資料作りにもなると考えた。

このように、プログラムを開始する前では、筆者らはいろいろ考え、こだわりをもってプログラムを作成してみた。しかし、実際にプログラムを進行する際には、予想以上に良かったところもあれば、思いもよらない問題も発生した。

以下では、そのことを踏まえて当日のプログラム進行について、詳しく述べておこう。

3. 当日のプログラム内容とその成果

3.1. グループワーク①と3年宋ゼミの発表

グループワーク①では、具体的な内容を行う前に、自己紹介を踏まえたフリートーク形式で進んだ。初めにレクリエーションとして、単なる自己紹介ではなく、メンバー全員の共通点を見つけるために、様々な角度からフリートークしてもらった。見つけ出した共通点を用いてグループ名を定め、その結果、だいたい同じ趣味を持つ「ほぼ野球好きグループ」、全員が好きな色は青色だったことから「アオグループ」、日頃ではゲームを欠かせないという「ゲーム好きグループ」となった。

その後、本題に入る前に、フリートークの延長として知っている税目を列挙してもらい、税についての意識調査を行った。グループによっては、税目を列挙するだけでなく、その税についての情報や理解についても紹介してもらっ



図1 3年宋ゼミの一部の報告内容

出所) 2023年度3年宋ゼミが作成。

たり、思いを語ってもらったりしていた。ここでは、予想通り3グループとも一番知っているのは、消費税、所得税、法人税という三大国税であるが、税の仕組みやそれぞれの税目の性質について、理解に及ばないのがほとんどであった。そこから、すんなりと3年生の発表である「日本の租税について」に入れば、わかりやすい流れになるのではと期待していた。しかし、せっかくモチベーションを引き上げたのに、報告後の質疑応答の時間には3年宋ゼミが意外と

うまく説明ができず、苦しんでいた。結局、第1筆者が代わりに説明し、まとめることになってしまった。図1は、3年宋ゼミの一部の報告内容である。

図1からわかるように、高校生にとっても身近である消費税と入湯税を取り上げ、税の性質・特徴について紹介し、「知りたい、おもしろい」と感じられるように報告資料を作成した。このように高校生のモチベーション向上が見られる中、いくつかの用語説明に関する質問が出た。

「市場の排除性って、何？」「逆進性って、何？」
「水平的公平と垂直的公平の違いが良くわからない」という質問があった。どれも当然考えられる疑問ではあるが、3年宋ゼミは理解したつもりでもうまく説明しきれなかった。逆に何人かの高校生は、大学生らの拙い説明に対して自分なりに理解しようとし、たとえ話を列挙し、合っているかどうかについて確認の発言があり、大学生は高校生に助けられたシーンがあった。まさに発表者と視聴者の共同作業による問題解決であった。

3.2. グループワーク②とその成果

グループワーク②では、発表で取り扱った日本の租税負担率の低さについて、フリートークし、意見交換を行った。

「ほぼ野球好きグループ」は、日本の租税負担率の低さがわかるとしても、これ以上、租税負担が増えると、人々が消費を控え、経済には良くないのではないかと考えた。とはいえ、租税負担を増やすことで、公共サービスの量の拡大、または質の向上にも繋がるので、私たちの生活に対して、保障が手厚くなるという意見もあった。租税負担率が引き上げるかどうか、なかなか難問だと結論付けた。

「アオグループ」は、財源不足という言葉が良く聞くことから、近年では租税負担が減っているのではとの印象があるという¹⁾。今後の租税負担について、増税する場合、増収分の使い道にかかっているのではないかも考えた。つまり、税の使い道について国民が納得できなければ、たとえ結果的に増税ができたとしても、租税抵抗の思いが払拭できないとの課題が残されたままである。

「ゲーム好きグループ」は、公共サービスを

充実させるために、租税負担を引き上げたほうが良いと主張した。ただし、現在の社会保障と税の一体改革のように、1つの税目（実際には消費税）に絞って増税し、社会保障の財源に充てるのは既に不十分であると指摘した。租税体系の中で、様々な税目の特質・特徴を考慮し、消費税の逆進性問題を緩和するために、所得再分配の所得税があるわけで、所得税などの所得課税も段階的に引き上げていき、累進性を高め、所得再分配機能を高めたほうが良いのではないかと理論的に述べられた。

以上、3グループとも社会的なリスクを備えるためには、自己責任論では通用せず、財政の役割²⁾を果たし、皆が納税し、税を負担するという痛みを、皆で分かち合えるような社会を目指すべきと考え、そのために、日本の税のあり方について再思考する時期がきているという認識までに至った。

3.3. グループワーク③と総合発表

グループワーク③においては、3回の高大連携とも活用したボードゲームである『森の社長さん』を再び登場させた。税とは何かについて考えるために、擬似的に森の住民となり、森の中にある会社の社長と設定された。森、すなわち社会を良くするために、どうしたら良いかについて考えるためのゲームである。

今回は昨年の反省を踏まえ、「必ず納税する、選択権なし」と「納税は自由で、選択可能」という2パターンでゲームを進行してもらうように説明した。写真2は取り組む様子である。

パターン1の必ず納税するという条件の下、皆が社会の一員として、誰もが道路、教育、地域の図書館といった公共サービスを利用することができる。納税の意義を実感し、税の意義を

1) 実際にはじわじわと伸びている。

2) 学問上、財政には3つの役割があり、資源の最適配分、所得の再分配、経済の安定化である。



写真2 ボードゲーム時の様子

出所) 第2筆者が撮影。

表1 主要先進諸国における社会支出の対 GDP 比

	日本	イギリス	アメリカ	スウェーデン	ドイツ	フランス
社会支出の対 GDP 比	22.7%	22.5%	24.5%	26.7%	27.0%	32.2%
①高齢	10.4%	7.2%	6.4%	9.1%	8.3%	12.7%
②遺族	1.2%	0.1%	0.7%	0.3%	1.8%	1.7%
③保健	7.6%	7.7%	14.0%	6.3%	8.9%	8.8%
④障害、災害、傷病	1.1%	1.9%	1.5%	4.5%	3.4%	1.8%
⑤家族	1.6%	3.5%	0.6%	3.5%	2.3%	2.9%
⑥積極的労働政策	0.1%	0.2%	0.1%	1.3%	0.6%	1.0%
⑦失業	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.9%	1.6%
⑧住宅	0.1%	1.5%	0.3%	0.4%	0.6%	0.8%
うち比較的若い世代への支出	3.1%	7.4%	2.7%	10.1%	7.8%	8.2%
高齢化率	27.7%	14.6%	18.1%	19.6%	21.1%	18.9%

注) 諸外国の社会支出は2015年度で、日本は2017年度の数値である。

出所) 社会支出については OECD Social Expenditure Database、厚生労働書『令和2年版厚生労働白書』より、第1筆者が作成。

少し理解した様子であった。一方で、納税の機会が同じでも、多く納税した人とそうでない人がいる。それでも同様に公共サービスを楽しむことができることに対して、不公平と感じたとの指摘があった。実際の現実社会にあてて見れば、現役世代のほうがたくさん働いているので、所得税をはじめ税負担が多くなる。それに対し、退職した世代は年金で暮らし、あまり負担していないようにと浮かび上がる。いわゆる、世代間の

不公平問題である。

この問題について、ここで少し言及しておきたい。表1はOECD基準の社会支出の国際比較を示している。他国と比べ、日本は高齢と保健(日本の医療)の社会支出が最も高く、公的
社会支出の4分の3近くが高齢者向けの支出となっている。一方で、相対的に若い人への支出は、わずか3.1%しかないのである。高齢者より若い人が就労する人が多いので、平均所得も

高齢者より高いことから、所得課税と社会保険料の負担は高齢世代より大きくなるのは確かである。しかし、それは高齢者世代が現役世代より手厚く保護され、特に優遇されていると意味するのか、検討する必要がある。なぜなら表1の高齢化率を踏まえて考えるならば、日本が世界一の超高齢化社会にもかかわらず、年金、遺族、保健の支出が過大であるとは言えないからである。しかも、日本では、生活保護受給者の約半数が高齢者である。一般的に高齢者は年金で暮らしているのだから、年金を受給しているのに最低生活の基準に満たさないことを考えれば、高齢世代に対して手厚く保護されていると言いがたい。

要するに、日本は極端に高齢者向けの社会支出が多いことから、高齢者が特に受益している

ように勘違いしているだけである。求めるべきなのは、高齢者向けの給付を抑えるという世代間における財源の奪い合いではなく、現役世代向けの社会支出を増やすことであろう。換言すると、限られた財源の中で、高齢者に充てる財源を減らし、現役世代に充てるのではなく、財源を拡大し、誰もが受益者になるような財政ビジョンが、この国は必要である。

最後に3つのグループワークの成果を記録したホワイトボードの内容を踏まえて、写真3のように総合発表してもらった。総合発表の報告者は、いずれのグループも大学生であった。自分のまとめ能力を痛感している人もいれば、普段以上に自信が付き、良くまとめられた人もいた。やはりゼミ以外の場でのアウトプットが必要で、体験を通じて認識させ、学ぶ機会を与え

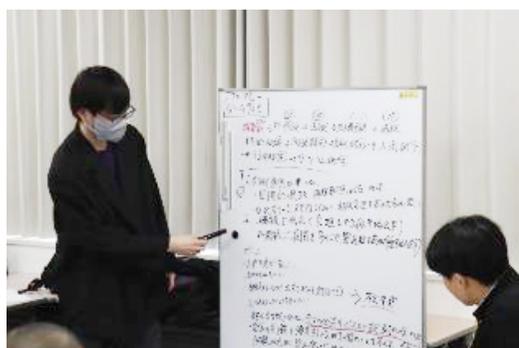


写真3 総合発表の様子

出所) 第1筆者が撮影。

ることが大事だと第1筆者は改めて思った次第である。

4. おわりに

高大連携のプログラムを終了後、昨年同様 Google フォームを用いて、参加者に対して簡単なアンケート調査を行った。昨年の調査結果と比較し、特筆したほうが良いと思われる事項のみ、ここで記録し本報告論文を綴じたいと考える。

- ・設問1：全体を通して高大連携プログラムについてどう思うか

「とても良かったので、今後もこのようなプログラムを継続してほしい。」が85.7%となり、昨年の75.0%より大幅上昇した。それに対し「とくに思いがなく、今後はこのようなプログラムをやってもやらなくても良い。」が14.3%となり、昨年の25.0%より減少した。

- ・設問2：3年宋ゼミ生の報告についてどう思うか。

「内容も報告も良く、とても良かった」が42.9%で、昨年の57.9%より減少し、なおかつ「内容は良かったが、報告はあまり良くなかった」が50.0%、「内容も報告も良くなかった」が7.1%、いずれも評価が低い結果となった。

これに関しては、今年度に在籍する宋ゼミの特徴を反映しつつ、大学生にとって、いかに理解したことをわかりやすく発信するかが課題であると認識させられた。今後のゼミ活動の際には、その発信力や説明力を高められるように、活動内容を検討していくと考えている。

- ・設問3：高大連携プログラムの実施時間についてどう思うか。

「実施時間は妥当で、ちょうど良かった」が64.3%で、昨年の52.6%と比べ、時間を長く

感じる人が減った。これはおそらく段取りを付けてグループワークし、グループワークの間に休憩を入れた効果であると考えられる。

そもそも集中して活動を行い、おもしろいや知りたいという思いがあれば、時間を気にしなくなり、本当は長時間でも時間が長いと感じないと第1筆者は思う。

- ・設問4：高校生に聞くと、事前課題での作業はどうだったか。

「課題も作業中もおもしろくて、有意義でした」が50.0%で、昨年の83.3%と比べて大きく減少した。

実は今年、高校生に向けた事前課題は敢てはっきりとしない、自由形式として実施した。参考文献を与えたうえで、「租税に関することを調べ、自由討論を経て、質問せよ」というテーマには、現代の日本教育とギャップがあると痛感する。しかし、問い・疑問視がなければ、学びも能動的にならないとわかってもらいたい。

自由記述：

- ・高校生と大学生ともに良い刺激になった。
- ・大学生ならではの学びと、課題の疑問点を見つける経験が、今まででなく良い経験になった。
- ・大学生の報告が早口で、まとめが丸読みだった。聞いている人が理解しやすいように、語句の説明、口頭での説明に力を入れるべき。質問に対してしっかりとした回答で返せなかったと反省した。

以上、昨年のアンケート結果と比較し、評価が高くなったところもあれば、評価が悪くなったところもある。異なるメンバーによるアンケート結果のため、単純比較ができないのは当然であるが、少なくとも次の3点を言えよう。

- ①高大連携プログラムの遂行には、大学生にとっても、高校生にとっても有意義な活動であ

ることを改めて確認できた。②大学の課題としては、学生に学問を伝えるだけではなく、学んだことを活かし、いかにインプットした知識をアウトプットするかについて、力を入れる必要がある。③それに対して、大学に入ってからアウトプットに対して意識し始める自体は既に遅いので、高校の段階（場合によって、幼児教育からでも考えられる）から受け身の学びをやめ、主体性をもって自分が知りたい・やりたいという能動的な学びが必要であろう。

謝 辞

今年の高大連携プログラムを担当している高校教員の津布楽一樹氏をはじめ、帝京大学宇都宮キャンパスの高大連携事務の小泉修氏、冨澤祐司氏のご協力に感謝を申し上げます。加えて高校生8名と2023年度3年宋ゼミの松村啓佑、山本京弥、川上和真、2年宋ゼミの亀岡昂生、大杉笛真、岩渕直斗、佐藤心、計15名の学生らのご活躍と努めにお礼を申し上げます。

参考文献

- 宋宇（2021）「栃木県立小山高校の探求プログラムにおける帝京大学経済学部地域経済学科との高大連携事業について」『地域活性化研究センター年報』帝京大学地域活性化研究センター（第5巻）pp.57-64。
- 宋宇（2022）「2022年度地域経済学科の高大連携における宋ゼミの活動」『地域活性化研究センター年報』帝京大学地域活性化研究センター（第7巻）pp.74-83。
- 高端正幸、佐藤滋（2020）『財政学の扉をひらく』有斐閣。
- 文部科学省『新しい時代にふさわしい高大接続に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学選抜の一体的改革について』（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/01/14/1354191.pdf）2023年11月14日閲覧。

日本のジェンダー平等問題に関する一考察 — 宇都宮市の取り組みを事例に —

宋 宇^{*1}・宋ゼミナール²

- はじめに
- 国際比較からみた日本のジェンダー平等問題
- 宇都宮市の取り組みに関する考察
- 3.1. ジェンダー平等の取り組みと効果検証
- 3.2. 一過性の移住支援政策だけでいいのか
4. まとめに代えて— 4年宋ゼミの政策提言

要 旨

本報告は、経済学部地域経済学科4年宋ゼミが大学コンソーシアムとちぎの第20回「学生&企業研究発表会」での報告資料に基づき、3年生の時から関心があったジェンダー問題についてまとめたものである。日本のジェンダー不平等問題は、前から課題であると言われているが、人手不足の今、女性を労働力として戦略的に考えるようになり、そのためにジェンダー問題を取り組もうとする動きがある。しかし、そもそも日本におけるジェンダー不平等問題の背後には、新自由主義に基づいた経済優先の考えが大きく影響しており、あらゆる社会問題の取り組みには、経済第一の土台によって考えられてきた。結果的に、「人」のための政策設計になっていないゆえに、当然、経済を動かしているのが人間であることから、人々のライフコースに対して保障がないまま、望まれる経済効果もあまり期待できないことになってしまう。

キーワード：ジェンダー平等問題 宇都宮市 ライフコースの保障 地域の持続可能性

特筆：

2023年度宋ゼミ、およびゼミ活動の下での研究は、帝京大学高度教育開発センターのSoLT (Scholarship of Teaching and Learning) プロジェクトにより、助成金を受けている。申請代表者は宋宇で、教育研究課題名は「参加型ゼミによる能動的学習能力の向上をめぐる」である。

*1 帝京大学経済学部地域経済学科講師

2 帝京大学経済学部地域経済学科4年宋ゼミを指し、メンバーは高橋遼（ゼミ長）、須藤直斗、劉世傑の3人である。

1. はじめに

地域経済学科の第7回ゼミ合同発表会は2023年12月16日に開催され、2年宋ゼミ¹⁾は「ニーズの捉え方に関する国際比較」のテーマで発表し、3年宋ゼミ²⁾は「社会保障の持続可能性に関する考察」について研究報告を行った。2023年度における宋ゼミの問題関心は「日本財政のあり方」と「社会保障をめぐる問題」であることから、どちらも重大かつ大きなテーマで検討する余地がある一方で、1年間のみでの検証には限界があると感じた。そのため、今回は宋ゼミ慣例のゼミ合同発表会後の報告論文をやめ、第7回のゼミ合同発表会で発表する機会がなかった4年宋ゼミの関心テーマを取り上げ、論じてみたいと考える。

なお、本報告は、4年宋ゼミが「奨励賞」として受賞した大学コンソーシアムとちぎの第20回「学生&企業研究発表会」に向けた取り組みの一部成果に基づいてまとめたものである。

4年宋ゼミは3年の時からジェンダー問題に関心があり、2022年度では、第6回の地域経済学科ゼミ合同発表会において、「ジェンダーから見る日本の社会保障制度」を報告し、それに基づき第7巻の地域経済学科雑誌である『地域活性化研究センター年報』に「制度と実態のズレから見る日本のジェンダー問題」というテーマで論文を投稿した。その関心をさらに深めたいという思いから、前期では、福祉国家レジーム論の第一人者であるイエスタイ・エスピノーサの『平等と効率の福祉革命－新しい女性の役割』を輪読書籍とし、議論を重ね、いろいろ検討してきた。

この書籍は、20ないし30年前から進行してき

た欧米諸国の女性の役割と、その影響をテーマとしている。ここで言う「革命」とは、女性が主として家事や育児に携わるのではなく、生涯を通じて職業に従事し、経済的に自律するという役割の変化を指す。その革命の進行には国によって、差があるが、一国内でも社会階層、とりわけ教育年数によって差が出ているという。具体的には、高学歴層の女性では人生が職業を中心とするようになるという意味での「男性化」、また男性の子どもや家庭へのかかわりという意味での「女性化」としてジェンダー平等に近づいている（大沢2022:288）。一方で、「女性の男性化」または「男性の女性化」は教育年数による学歴によって、「革命の未完成」であると強調された。すなわち、釣り合った相手が同類婚になるという強い傾向から、高学歴ではジェンダーによるライフコースの差異が低下し、ジェンダー平等を進んでいるが、教育年数が短い層では、そのような変化が少ないという二極化になってしまい、未完成として位置付けられている。

輪読した先行研究では、欧米を土台として書かれ、日本が検討の対象外とされていることから、4年宋ゼミは日本のジェンダー平等問題について同じように「変革」がみられるのか、そして問題解決に向けた実際の取り組みを取り上げ、その有効性について考察してみた。

2. 国際比較からみた

日本のジェンダー平等問題

ある国のジェンダー平等を測ることを目的とする、ジェンダーギャップ指数³⁾がある。世界経済フォーラムは毎年、報告書を出し、各国の

1) 2023年度2年宋ゼミメンバーは、亀岡昂生（ゼミ長）、大杉笛真、岩渕直斗、佐藤心の4人である。

2) 2023年度3年宋ゼミメンバーは、松村啓佑（ゼミ長）、山本京弥、川上和真である。

3) ジェンダーギャップ指数については、宋・宋ゼミナール（2023）を参照されたい。

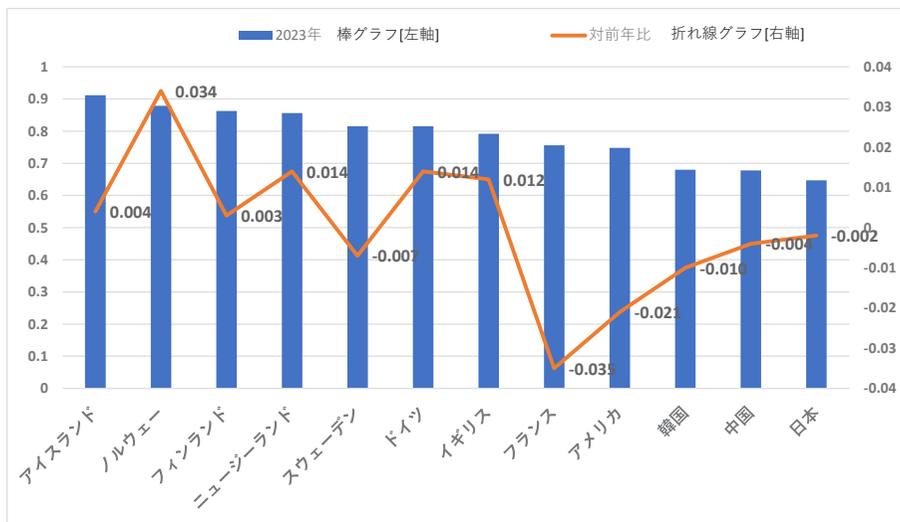


図1 ジェンダーギャップ指数の国際比較 (2023年と対前年比)

出所)『Global Gender Gap Report 2023』より作成。

男女格差を経済、教育、健康、政治の4分野で評価し、国ごとのジェンダー平等の達成度を指数にしている。「0」が完全不平等で、「1」が完全平等を示していることから、数値が小さければ小さいほど、ジェンダーギャップが大きいと意味する。

図1の棒グラフは、主要国における2023年のジェンダーギャップ指数を示し、折れ線は対前年のジェンダーギャップの上下幅の値を表している。146カ国中、様々な角度から日本と比較できる観点により、同じ主要先進国としてのアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、それに加えジェンダーギャップ指数が上位の北欧諸国やニュージーランド、さらに同じアジア諸国としての中国、韓国を取り出し、図1を以て国際比較してみよう。

図1から一目瞭然で、日本のジェンダーギャップ指数は、どの国よりも低く、対前年の指数と比較した場合、上位のアイスランド、ノルウェー、フィンランド、ニュージーランド、ドイツ、イギリスのように、ジェンダーギャップ指数がさらにプラスし、よりジェンダー平等

を進んでいるのでもなければ、フランスのように、ジェンダーギャップ指数が大きく下落し、ジェンダー平等が後退したのでもない。換言すると、日本のジェンダー平等問題は、社会政策の展開や財政資金の投入により、変化があると言い難い。

他方、表1の推移から、日本のジェンダーギャップ指数はあまり大きな変化がみられないどころか、むしろ順位として落下し続けている。これはエスピノー＝アンデルセン(2022)で論じたような国際的な傾向、すなわち経済的に自律できる女性が増加し、女性の「革命」を起こしていることにより、ジェンダー平等に近づいているとの結論と大きく異なる。その傾向は国際的な動きとしてある一方で、日本には同様な現象がまだはっきり現れていないことを意味する。むしろ日本でも、かつてと比較すれば、女性が一層社会に進出しているし、女性は前より働くようになった。しかし、ここでのポイントは、生涯を通じて職業に従事し、キャリアを積み重ね、経済的な自律を果たしているかどうかである。

表1 日本のジェンダーギャップ指数と順位の推移

年	ギャップ指数	順位
2006年	0.645	80
2007年	0.645	91
2008年	0.643	98
2009年	0.645	101
2010年	0.652	94
2011年	0.651	98
2012年	0.653	101
2013年	0.650	105
2014年	0.658	104
2015年	0.670	101
2016年	0.660	111
2017年	0.657	114
2018年	0.662	110
2020年	0.652	121
2021年	0.656	120
2022年	0.650	116
2023年	0.647	125

注) 2018年までは各年版が公表されが、2019年12月に2020年版、2021年3月に2021年版として出されたため、2019年のデータを欠けている。

出所)『Global Gender Gap Report』の各年版より作成。

図2でも確認できるように、日本の女性は働くようになったが、男性と比べ所得が不安定な非正規雇用として働くのが6割近くも存在するので、生涯を通じて職業に従事し、キャリアを積み、完全な経済自律が果たせないのが一般的であろう。実態としての女性の社会進出は、あくまでも家庭収入の補填として位置付けられており、単独の労働者として、男性に頼らない、自律できる生活の収入があまり得られていない現状がある。したがって、最初の問いである「日本の場合、欧米と同じく革命を起こしているのか」について、4年宋ゼミは日本の場合、国際的にみられている「革命」さえ起こっていないので、ジェンダー平等問題の改善がみられない中、ジェンダー平等にも当然近づいていないと結論付けた。

ところで、2023年6月24日・25日、栃木県日

光市でG7の男女共同参画・女性活躍大臣会が開かれ、地域におけるジェンダー平等の取り組みとしてメディアが大きく報道された。そこで、同じ栃木県の宇都宮市は、ジェンダー平等に対してどのように認識され、何か取り組まれているのかについて知りたく、研究サーベイしてみた。

次章では、宇都宮市のジェンダー平等に関する取り組みを整理したうえで、それに関する最近の政策である「移住支援」に着目し、ジェンダー平等の側面から地域の持続可能性について検討しよう。

3. 宇都宮市の取り組みに関する考察

3.1. ジェンダー平等の取り組みと効果検証

内閣府は1999年から日本のジェンダー平等問題について、本格的に取り組み始めた。同年、男女共同参画社会基本法が成立され、2000年にはジェンダー平等基本法が施行された。それによって男女平等の原則が確立され、ジェンダー平等の推進が政府の義務であると定められた。内閣府はこの法律の施行を監督し、さらなるジェンダー平等に向けた政策立案と実施の責任を負うと明記した。

国家レベルでは法律が定められたが、地方レベルである宇都宮市では、2003年に宇都宮市男女共同推進条例が施行された。この条例では、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念と市民、事業者および市などの責務を定め、行動計画の策定を含む基本的な施策を規定し、各活動分野での取り組みも定めた。それに基づき、2003年から2007年には、第1次男女共同参画の5年計画として「うつのみやパートナープラン」が設定された。しかし、この第1次男女共同参画の「うつのみやパートナープラン」の概要をみる限り、行政を主体として何か政策的に取り組み始めたというより、行政文書としての宣伝

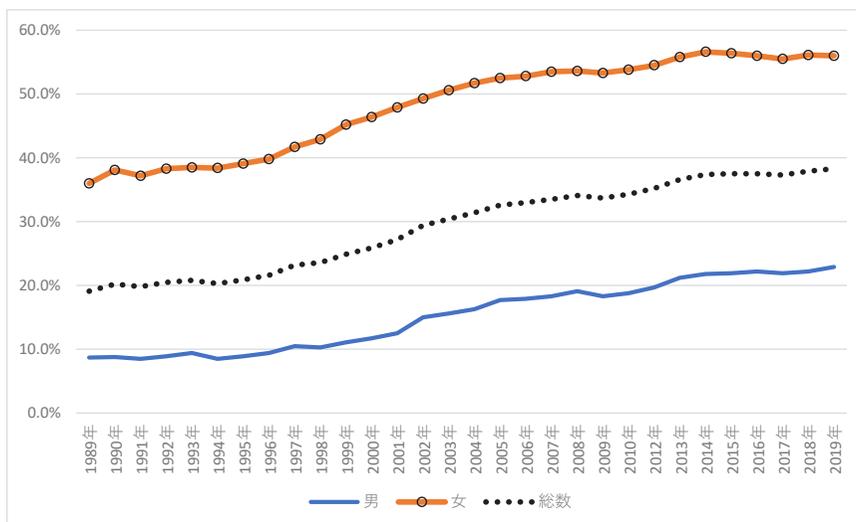


図2 非正規雇用者の割合の推移

出所)『厚生労働省白書』(令和2年度)より作成。

や地域住民、事業者への呼びかけに過ぎなかった。このような状況は、次の5年計画である第2次男女共同参画行動計画まで続いた。

2013年に設定された第3次男女共同参画行動計画においては、意識の定着、男女共同参画社会の実現、男女がお互いに人権の尊重という3つの基本目標を掲げ、具体的な推進事業があった。例えば、市職員や教職員、保育士などを対象にした人権研修、男女共同参画啓発研修を実施したり、企業啓発出張セミナーや男女共同参画推進事業者の表彰を実施したり、女性の健診を充実させたりするといった施策があり、ジェンダー平等に関する取り組みが本格的に起動したように思われる。

第4次男女共同参画行動計画になると、2018年から2022年の5年間で男女共同参画の基盤づくりや環境づくりの取り組みを意識し始めた。女性のキャリア形成支援に繋がる講演や講座が開催されるようになり、女性の人材育成に関する施策もあった。一方で、女性の管理職の登用に関しては、周知や啓発に留まっている。

さらに、2023年2月の第5次男女参画行動計

画においては、これから2027年までの5年間で定め、女性の活躍に向けた人材育成、就労支援、企業における男性の育児休業取得の促進、地域の女性団体の活躍に向けた支援、審議会・委員会などで女性登用の促進を図るという4つが重点施策として明記された。

このように、宇都宮市は国の政策方針に基づき、2003年からジェンダー平等について考えるようになったが、本格的にジェンダー平等について取り組み始めたのが2013年であると言わざるを得ない。そして、2013年から2023年2月に計画されたばかりの第5次男女共同参画行動計画まで、ちょうど10年間になるが、この10年間の取り組みでどのような成果が得られているかについて、宇都宮の市民意識調査を用いて確認しておこう。

まず、男女共同参画で集計した2021年度宇都宮市民意識調査によると、多くの女性は仕事、家庭、個人を総合的に優先したいと考えているのに対し、現実ではどれか1つしか優先しなければならないという現実があると回答した人が最も多い結果になった。

次に、最新の2022年度市政に関する世論調査の結果に基づいて、作成した図3の市民意識調査を確認すると、20代でも30代でも女性のほうが遥かに男性より家事、育児、介護に費やした時間が多い。なおかつ20代女性より、30代女性のほうが一週間で家事、育児、介護に費やした時間はより多い傾向にある。これは晩婚化が影響されることもあり、30代女性のほうが家庭のことを配慮しつつ、自分のキャリアを考えないといけないという現実を他の世代より、強いられていると言えよう。なぜなら、40代以降になると子育てに関しては、ある程度で落ち着く頃になるので、家庭からある意味で解放されやすくなるからであると考えられる。ただし、年齢的には子育てが一段落になる頃には、介護の問題はより抱えやすくなり、場合によって子育てと介護を同時にその負担が強いられるといった

ダブルケアのケースも一層増えるのであろう。

つまり、10年間ほど宇都宮市は、ジェンダー平等に向けて取り組まれているにもかかわらず、データから証明されたようにあまり効果があるとは言えない。この結果を受け止めるならば、どこに問題があるのかについて検討する必要が出てくる。宋ゼミは財政学を専門としているゼミなので、4年生らは財政学のアプローチから考察してみた。

表2は2023年度宇都宮市の予算を政策別で整理したものである。育児・子育て支援の施策はジェンダー平等と緊密な関係を有することから、両分野の予算を足し合わせても1割程度で、地域づくりの88%と比べ重要視されていないことがわかる。もちろん、地域づくりは、分野としては範囲が広く、地域づくりの施策でありながら、ジェンダー平等や育児・子育てに促進す

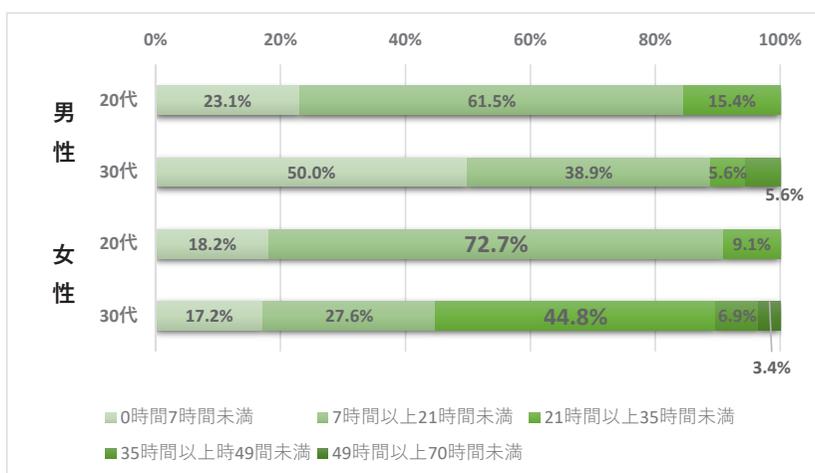


図3 宇都宮市民が家事・育児・介護に費やす時間の男女差

出所)『2022年度市政に関する世論調査』より作成。

表2 宇都宮市における2023年度の予算編成

内訳	地域づくり	ジェンダー平等	育児・子育て	合計
金額 (千円)	341,407,243	153,382	46,500,000	388,060,625
割合 (%)	87.98	0.04	11.98	100.00

出所) 宇都宮市ホームページ『令和5年予算編成方針』より作成。

るような環境整備のところも否定できない。しかし、財源配分の側面から考えれば、地域住民の「人」としてのニーズより、地域づくりによる経済効果が重要だと認識されているように思われる。だからこそ、結果的に直接「人」に使う財源であるジェンダー平等や育児・子育て支援の補助金が極めて少ない結果になった。

とはいえ、近年、日本の少子高齢化問題は、実態として地域の持続可能性に脅かすことになり、地域間の住民争奪戦が顕著となった。特に「移住支援」の政策進行が目立つようになった。宇都宮市でも2023年度の予算編成において、移住政策を大きく掲げ、総額27億円の予算が組まれている。この移住政策はジェンダー平等のための施策と言いが、中身としてはジェンダー平等の観点からの支援が多いため、次節では、宇都宮市が取り組んでいる移住支援を取り上げ、地域の持続可能性について考え、最終的に4年宋ゼミの主張に繋げていきたいと考える。

3.2. 一過性の移住支援政策だけでいいのか

最近、宇都宮市は首都圏からの移住者増加に向けた取り組みにも力を入れている。この政策は県外の若者をターゲットに移住支援を行い、宇都宮市の人口増による地方税収の増加を図ると同時に、宇都宮市の少子高齢化問題を緩和する効果も期待されている。

具体的には①移住定住相談窓口の設置、②東京圏から宇都宮市への移住に対する支援で、1世帯あたり100万円（単身世帯の場合60万円）、子育て世帯では子ども1人につき100万円を上乗せしている。③高校生・大学生を対象とする就職促進事業の実施、④住宅確保に関する補助金⁴⁾の設定などがある。

では、この一時的な支援により、宇都宮市への移住者は本当に増えるだろうか。県外からの移住者をターゲットとして支援をすることは、確かに本人にしてみれば助かる話になるが、移住した後の生活保障または環境整備がなければ、移住後再び市外に転出する可能性もあるのである。むしろ、一時的な支援である移住補助金に加え、多様なライフコース、すなわち一生涯にかかわる出産、子育て、就業、結婚、住宅、老後生活に見合った保障が必要であると考ええる。

その中で、女性がいかに働きやすい環境づくりを整えることは、最も大切であると思われる。なぜなら、女性はいかに家庭から解放されることによって、一生涯のキャリアを積み重ねることにより、所得を得て納税者になり、地方税収が増えるだけではなく、地域の人手不足にも緩和する効果があるからである。そして、この環境づくりを実現するためには、地域社会を総動員する必要があり、端的に言うと、産・学・官の連携が必須である。

産学官連携によって、女性の雇用者数が増え、産休育休などの制度が充実すれば、性の違いに関係なく家庭と仕事の両立が容易になる。実際には、産業界でこのようなことを意識して実践している企業がある。例えば、アサヒビール株式会社にはウェルカムバック制度がある。これは育児や看病などの理由で一時退職した職員に対して、再雇用に向けた無償のキャリア研修である。同社の調査によると、この制度が導入されて以来、女性管理職の数は10年間で5倍に増え、育児休業後の復職率は100%に近い数字となっている。一例に過ぎないが、このような雇用環境を整えるのは、企業側だけでは実現しに

4) 住宅取得補助として、居住誘導区域を対象に、市住民の場合30万から50万円、市外の場合60万円から85万円、子ども1人につき5万円上乗せとしている。若年夫婦・子育て世帯などの家賃補助として、同じく居住誘導区域を対象に、市住民では6万円、市外では12万円、子ども1人につき1万円上乗せという制度設計である。

くい場合もあるので、企業への補助金をはじめ、継続的な現金給付、特に人々のライフコースに向けた現物給付を中心とした財政支援がより重要である。

そうすると、その地域で安心して出産することができ、子育てができ、雇用が安定し、人生の中で一番お金がかかる教育と住宅にも補填され、医療と年金に関しては国家レベルでの制度設計があり、地域のニーズに応じた介護サービスも行えば、その地域から移住することを考えると思うのか？とのことである。つまり、住民の一生涯が保障されれば、その住民も一生涯その地域の住民になり、代々が継ぎ、地域も持続可能になると考えられる。

4. まとめて代えて4年宋ゼミの政策提言

最後に、これまで論じてきたことのまとめに代えて、4年宋ゼミの政策提言を改めて主張し、終りにしたい。

ジェンダー問題が国際的に注目されている中、日本は既にこの取り組みについて遅れているのは事実である。しかしながら、逆にどこかの地域は、先手でこの問題を取り組もうとすれば、他の地域と「差」が付けられ、注目度が上昇し、地域住民増の効果が得られる可能性も高い。

一方で、ジェンダー平等についての問題意識は、日本から始まったものではないので、国際社会から日本政府、そして中央政府から地方自治体へというトップダウン方式になりやすい。加えて日本の政府間財政関係⁵⁾を考えれば、地域によって財源の制約がかなり大きい。したがって、地方自治体の財政状況により、ジェン

ダー平等問題を取り組もうとしても、財源の制約により難しい場合がある。とはいえ、宇都宮市の場合、相対的に財政が健全であり、ある程度の財政力もあるので、実際にはそのような制約があまり影響されていない。そうすると、他の地域と差別化するために、ジェンダー平等を徹底的に取り組むことにより、「差」が付けられ、今度その「差」が地域の特徴として認識され、魅力になる可能性が十分あり得る。

総合して、地域の持続可能性を考える際に、地域づくりというより、地域住民、すなわち「人」にフォーカスすることは何より大事で、地域住民のニーズをしっかりと抑えることが大筋である。それは単なる移住した時の一過性の支援だけでは、当然不十分であり、住民のライフコース、すなわち一生涯に対して保障し、住みやすい地域だと感じられるような制度設計が必要である。言い換えれば、ライフコースに向けた福祉の充実こそが、住みやすい地域づくり、地域の持続可能性を目指す第一歩であると、4年宋ゼミは考えている。

参考文献

- イエスタ・エスピン＝アンデルセン、大沢真理 [監訳] (2022) 『平等と効率の福祉革命－新しい女性の役割』岩波書店。
- 宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/index.html>) 2023年12月25日最終アクセス。
- 大沢真理 (2022) 「解題」『平等と効率の福祉革命－新しい女性の役割』岩波書店、pp.287－329。
- 宋宇・宋ゼミナール (2023) 「制度と実態のズレから見る日本のジェンダー問題」『地域

5) 日本の場合、財源の内訳は国：地方が6：4であるが、事務配分とした仕事の量は国：地方が4：6である。つまり、多くの財源が国は保有していることに対して、地方のほうは財源がない中で多くの仕事を担っている。これは財政学では集権的分散システムと呼ばれ、日本の政府間財政関係の特徴として位置付けられている。

活性化研究センター年報』帝京大学地域活性化研究センター(第7巻) pp.101-108。
世界フォーラム『Global Gender Gap Report』
(<https://www.weforum.org/publications/global-gender-gap-report-2023/>) 2023年12月18日アクセス。

「日本、2023年は世界125位で過去最低 政治・経済改善せず」(2023年6月21日記事)
(<https://www.asahi.com/sdgs/article/14936739#h2slj45qvkcZ9ak6ljtm7jwleq39x4>) 2023年12月18日アクセス。

那珂川町小砂地区における農業従事に関する現地調査

林 田 朋 幸^{*1}・林田ゼミナール²

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 1. 研究調査課題 | 2.3. 帝京大学宇都宮キャンパス学生
への聞き取り調査 |
| 2. 調査内容 | 3. 考察 |
| 2.1. 夏季休暇期間中の聞き取り調査 | 4. さいごに |
| 2.2. 那珂川町小砂地区での農業体験、
聞き取り調査 | |

要 旨

2023年度経済学部地域経済学科3年林田ゼミでは、栃木県那須郡那珂川町小砂地区で農業従事者への就農に関する聞き取り調査と農業体験を行った。また、栃木県内の農業従事者への聞き取り調査や帝京大学宇都宮キャンパス学生に対して農業従事に関する印象についての聞き取り調査を行った。調査結果を踏まえて、学生は若い世代の農業従事者が少ない理由について、多くの人が農業に関する情報について日常生活において触れる機会が少ないこと、農業従事者の平均所得が低いこと、新たに自営で農業を行う場合に農地取得や設備投資等の初期費用が高いこと、農業が家業等として経営承継されるのが難しい現状であること、が挙げられた。一方で、学生自身が小砂地区で農業体験や地域住民と交流することで農業に対して肯定的な印象をより持つようになったことから、若い世代が農業を身近に感じかつ肯定的な印象を持つためには、農業体験の機会をより設けることが重要であるという意見が出た。

キーワード：農山村 若い世代の農業従事 農業の経営継承 農業体験 那珂川町

1. 研究調査課題

2023年度経済学部地域経済学科3年林田ゼミでは「食と農から地域を科学する」をテーマとして、学生の関心に沿って研究活動を行った。学生は農業に関する地域の課題や食生活について高い関心を持ち、また家族が農業を営む学生もいた。しかし学生の多くは日本の農業の現状や農業従事者について具体的にイメージを描く

ことができず、また農業体験も含めて農作業の経験がほとんどなかった。さらに、実際に農業従事者への聞き取り調査や交流の機会もこれまでほとんどなかった。そこで、日本の農業や食生活に関する基礎知識を学んだうえで、農山村地域で農業に関する現地調査を行うこととした。

日本の農と食の現状について基礎知識を学ぶために、『新版 農業がわかると社会のしくみ

*1 帝京大学経済学部地域経済学科講師

2 参加学生は五十音順に、上野愛佳、齋藤一樹、佐藤悠貴、包翌愷、鷲尾大遥の5人である。

が見えてくる 高校生からの食と農の経済学入門』(生源寺 2018)を講読した。文献購読を通して学生は、日本の農業従事者の高齢化と後継者不足、耕作放棄地の増加、持続的な農業生産の重要性、農業従事者一人当たりの農業所得の低さについて、特により関心を持った。

そのうえで学生は、「なぜ10～30代の若い世代の農業従事者が少ないのか」という研究課題に取り組むこととした。若い世代の農業従事者が少ない理由として、多くの人が農業に関する情報について日常生活において触れる機会が少ないこと、農業従事者の平均所得が低いこと、新たに自営農業を行う場合の初期投資費用が高いこと、という意見が出た。そして、新規就農者の増加には農業体験や農業従事者との交流の機会を創出することが重要ではないかという意見が出た。

以上の研究課題についてより理解を深めるための現地調査として、栃木県那須郡那珂川町小砂地区で9月23日・24日に農業従事者への聞き取り調査と農業体験を実施した¹⁾。

2. 調査内容

2.1. 夏季休暇期間中の聞き取り調査

小砂地区での現地調査に先立って、各学生が夏季休暇期間中に「なぜ就農する人が少ないのか」をテーマに、農業従事者または大学生への聞き取り調査を行った。この調査については、各学生が対象者を選定した。

その中で、ゼミ内で議論の中心となったのは、長年にわたり専業で農業に従事してきた学生の80代祖父A氏と、農業に専業で従事している学

生の20代同級生B氏の事例である²⁾。2人とも栃木県内在住者である。

A氏への主な聞き取り内容は以下の通りである。これまでの農業従事の経験については、高校卒業と同時に長男であるため家業である農業に従事したこと、主な栽培作物はコメ・葉タバコ・ナスであったという話が出た。農業の魅力については、自営であれば自身の裁量が大きいこと、栽培技術を磨けば農作物の質が上がること、作物の成長段階を見るのが楽しいという話が出た。若い世代の農業従事者が少ない理由については、一般的に農業従事よりも会社勤務の方が高所得になること、新規就農するには農地や機械等の初期費用が高いこと、以上の理由から農業経営を行う親世代が子世代への継承を希望しないという話が出た。

また、B氏への主な聞き取り内容は以下の通りである。これまでの農業従事の経験については、家業が農業経営であり幼少期から農業を身近に感じていたため農業に従事したこと、従事内容には事務作業もあることが意外であった、という話が出た。農業の魅力については、自身のペースで作業に従事できること、自身が栽培した農作物を客が購入するのを見た時にやりがいを感じるという話が出た。周りの農業従事者については、様々な経歴の農業従事者がいること、新規就農後に虫と接する機会の多さや重労働を理由に離職する人がいたという話が出た。

2.2. 那珂川町小砂地区での農業体験、聞き取り調査

那珂川町は栃木県北東部で、一級河川的那珂川の上流に位置する農山村である。人口14,571

1) 本ゼミでは本文中で紹介した調査以外に、5月に茨城県東茨城郡大洗町で海岸での地域づくり活動に関する聞き取り調査、6月に帝京大学宇都宮キャンパス学生食堂関係者への聞き取り調査を行った。

2) その他の主な調査対象者は、栃木県内の農家夫婦と帝京大学宇都宮キャンパス在籍の学生である。

人、世帯数5,871である³⁾。人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は栃木県平均が30.3%であるのに対して43.1%で県3番目の高さである⁴⁾。那珂川町では、自治体として森林・農地・河川等の地域資源を活用した都市農村交流事業に積極的に取り組んでいる。

那珂川町の代表的な都市農村交流事業が、小砂地区の小砂 village 協議会を中心とした活動である（林田 2023）。那珂川町北部の小砂地区は、那珂川の支流である小口川の最上流域に位置する。人口579人、世帯数230である⁵⁾。2013年にNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟し、関連する活動を小砂 Village 協議会が中心となり行っている。活動が評価され、2019年には農林水産祭の一部門である「豊かなむらづくり全国表彰事業」の農林水産大臣賞を小砂 Village 協議会が受賞した。

小砂 Village 協議会による主な活動の1つが棚田オーナークラブである。小砂地区の棚田は、2022年に農林水産省の事業である「つなぐ棚田遺産」に選定されている。棚田オーナークラブでは小砂地区住民と都市住民が田植や稲刈といった農作業を行う。参加者は農作業前日に農家民泊を行う。農作業後には小砂地区住民と参加者の交流を深めることを目的として、小砂 Village 協議会内の組織であるおかあちゃんカフェによる地元食材を使用した料理が提供されている。参加者は毎年10組程度で、東京都等の栃木県外からの参加もある。

当ゼミでは、他の棚田オーナークラブ参加者と同様に9月24日の稲刈作業体験に参加した。

その前日の23日に稲刈作業体験の準備（写真1）、農業に関する聞き取り調査、サツマイモ掘り体験（写真2）、農家民泊を行った⁶⁾。



写真1 稲刈作業体験準備作業の様子（2023年9月23日、筆者撮影）



写真2 サツマイモ掘り体験の様子（2023年9月23日、筆者撮影）

23日の調査では、小砂 Village 協議会長C氏夫妻と事務局長D氏夫妻に聞き取りを行った。主な聞き取り内容は以下の通りである。小砂地区の農業については、1 ha 以上の農地所有者

- 3) 2023年12月1日現在。那珂川町「住民基本台帳」https://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/25data/jinkou_setai.html を参照。2024年1月5日アクセス。
- 4) 2023年10月1日現在。栃木県「市町別年齢別人口」<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c04/pref/toukei/toukei/popu2.html> を参照。2024年1月9日アクセス。
- 5) 2023年12月1日現在。那珂川町「住民基本台帳」https://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/25data/jinkou_setai.html を参照。2024年1月5日アクセス。
- 6) 2020年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により小砂地区の棚田オーナークラブのイベントでは参加者の農家民泊を行っていない。本現地調査では、小砂 Village 協議会のご厚意により農家民泊を行った。

が一定数いること、若い世代の農業従事者は少なく20代はおらず30代は数人いること、移住した農業従事者が何人かいるという話が出た。C氏については、江戸時代の元禄年間から300年以上小砂地区で農業を営む家系であること、C氏は現在70代で以前は公務員との兼業農家であったこと、父親も農協職員との兼業農家であったこと、C氏の次世代は家を継承する可能性はあるが農業経営を継承する予定はないこと、現在は栽培した農作物を町内の道の駅等で販売していること、農業従事時間は年平均1日3時間ほどであること、夏場の農繁期には8時間ほどで冬場の農閑期にはほとんど農業に従事しないという話が出た。D氏については、現在60代で自給農家であること、一部農地を小砂地区内の農業従事者に貸しているという話が出た。おかあちゃんカフェについては、小砂地区の60~80代の女性約15人で構成されていること、地産地消を原則としており小砂地区で栽培した農作物を料理に使用していること、コロナ禍以降活動が制限されていたが2023年度は町内のイベントに数回出店しているという話が出た。その他、那珂川町では小砂地区以外でも2023年度から棚田オーナー事業を開始した地区があるという話が出た。

24日は稲刈体験に参加した。稲刈体験前には、小砂地区在住でコメを10ha以上作付している60代専業農業従事者から、栽培しているコメの品種や出荷先や農業経営の近況等について聞き取り調査を行った。学生は約10aの田で、稲の手刈と稲を掛ける稲架掛けを行った(写真3)。収穫後、おかあちゃんカフェによる料理を食べながらの交流会に参加した。交流会時には、2010年代に栃木県外から小砂地区に移住し有機農業を営む40代専業農業従事者から、移住の経緯や現在の農業経営や農作物の出荷先等について聞き取り調査を行った(写真4)。



写真3 棚田オーナークラブ稲刈体験の様子(2023年9月24日、筆者撮影)



写真4 棚田オーナークラブ交流会の様子(2023年9月24日、筆者撮影)

2.3. 帝京大学宇都宮キャンパス学生への聞き取り調査

若い世代の農業に対する印象についての追加調査として、学生は10月30日に帝京大学宇都宮キャンパス学生食堂利用学生20人から、11月30日に地域経済学科1年生対象の授業内で14人から、それぞれ聞き取り調査を行った(写真5)。主な質問内容は、農業に対してどのような印象を持つか、将来的に農業に従事したいと考えるか、の2点である。

農業に対する印象としては、体力的に大変で天候に所得が左右されそう、後継者がいない、所得面は自分の経営力や天候次第で振れ幅がありそうで仕事するとリスクをとることになり

そう、そもそも農業に対して具体的にイメージすることができないという意見が出た。

将来的に農業に従事したいかについては、職業として農業従事希望者はいなかった。一方で34人中16人が農業に従事することに関心を持っていた。具体的には、家庭菜園的な趣味程度で農業を行うことには興味はあるが専業では従事したいと思わない、虫に触れたくないので従事したくない、農作物を自給自足できて楽しそう、自分で農作物を育てた方が安心であるという、という意見が出た。



写真5 帝京大学学生への聞き取り調査の様子
(2023年11月30日、筆者撮影)

3. 考察

以上の調査内容を踏まえて、当ゼミでは若い世代の農業従事者が少ない理由について考察した。調査前に予想した、多くの人が農業に関する情報について日常生活で触れる機会が少ないこと、農業従事者の平均所得が低いこと、新たに自営で農業を行う場合の初期投資費用が高いことについて、調査結果を踏まえ改めて同様の意見が出た。

帝京大学宇都宮キャンパス学生からの聞き取り調査では農業に対する印象は否定的な意見が多く、また農業について具体的にイメージすることができない、という声があった。一方で、

聞き取りをした農業従事者の多くは家業が農業であり、また農業が身近であったため従事したのではないかという声があった。以上から、若い世代の多くは日常的に農業に接する機会がないため、農業が就業の選択肢として挙がってこない要因の1つであるという意見が出た。

帝京大学宇都宮キャンパス学生からの聞き取り調査では、就職先に希望することの1つとして安定した所得があるという意見が出た。農業従事者への聞き取り調査でも、一般的に農業従事よりも会社勤務の方が高所得であるという声があった。また、特に自営で農業に従事する場合に農繁期と農閑期で一か月あたりの所得に変動があるという声があった。以上から、所得面において安定せずかつ新たに自営で農業を行う場合に農地取得や設備投資の初期費用が高くなることから、経済的に見ても若い世代が農業への従事を選択するのが難しい状況にあるという意見が出た。

事前の予想以外にも、学生からは農業従事者が身近にいる場合でも若い世代が農業に従事することが難しい状況になっているという意見が出た。農業従事者への聞き取り調査で「現状を考えると、子世代や知人に農業従事を積極的に進めるつもりはない」という声が複数あったことから、現在は若い世代にとって家業等の経営継承による農業従事も難しい状況にあるという意見が出た。

一方で学生からは、小砂地区での現地調査を通して農業への関心と理解をより深めることができたという意見が出た。学生が農作業を体験したのは2日間のみであったが、学生からは「実際に体験してみると、予想以上に農作業自体が楽しく、さらには現地の人たちとの交流も楽しくて、充実した体験ができた。体験を通しての学びがいかに重要かに気づかされた」という意見が出た。農業体験や農業従事者への聞き取り調査から、農業は自給自足できることや収穫の

際に達成感を得られるなどやりがいを感じる仕事であり、農業従事に関心を持つ若い世代は一定数いるのではないかという意見が出た。また農業従事者からは、農業の魅力として農作物を栽培することの楽しさや自身の努力次第で所得の上昇が可能であることという声があった。

以上を踏まえて、若い世代が農業をより身近に感じかつ肯定的な印象を持つためには、農業体験の機会をより設けることが重要であるという意見が出た。また、帝京大学学生への聞き取り調査では専業での農業従事希望者はいなかったが、定年後の農業従事や趣味で家庭菜園等の農作業を希望する意見が約半数あったことから、農業体験の機会をより設けることで農業従事者の増加にもつながるのではないかという意見が出た。若い世代の農業への印象がより良くなるために、まずは家業の経営継承等により若い世代の農業従事者を確保することが重要であるという意見が出た。

4. さいごに

2023年度の小砂地区現地調査では2022年度と同様に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により予定していた実習内容が一部変更となった。そのような状況下においても、学生は現地で実際に見聞きすることにより農業の直面する課題や魅力について具体的に学ぶことができたようである。

学生からは、「地元の農業従事者の聞き取り調査や実際の稲刈りの姿を見ていたら、やりがいがある仕事だと感じた」「今回の稲刈り・稲

架掛けは楽しかったが、実際にあの作業を1人でやるとなるとかなり負担が大きいと感じた」という意見が出た。また、「実習時に話しかけてくれた人たちがいてみんな優しかった」といった、現地の方々との交流を喜ぶ意見が出た。日常生活において農山村を訪問する機会や農業を体験する機会がこれまでほとんどなかった学生にとって、今回の現地調査は農山村の課題について今後当事者として取り組んでいくうえで貴重な機会になったといえる。今回のゼミ活動が学生の今後の大学での学びや地域活動への参加につながることを期待したい。

謝 辞

当ゼミにおける今回の現地調査は、小砂地区の皆様をはじめとした多くの方々協力により実施することができた。当ゼミでの小砂地区現地実習は2019年度以来となり、まだ新型コロナウイルス等の影響による制限がある中での実施となったが、多大なるご厚意のおかげで充実した現地調査を実施することができた。この場を借りて深く御礼申し上げたい。

文 献

- 生源寺眞一 (2018) 『新版 農業がわかると社会のしくみが見えてくる 高校生からの食と農の経済学入門』家の光協会。
- 林田朋幸 (2023) 「那珂川町小砂の“むらづくり”」松村啓子・鈴木富之・西山弘泰・丹羽孝仁・渡邊瑛季編『大学的栃木ガイド—こだわりの歩き方』昭和堂、pp.150-152。

漁業と漁村

—加瀬和俊先生特別講義録—

加瀬和俊^{*1}・林田朋幸²

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 本講義録解説 | 2.2 漁業の産業的特性 |
| 2. 講義録 | 2.3 漁村編 |
| 2.1 講義の目的 | 2.4 漁家経営編 |

要旨

本稿が紹介するのは、2023年12月7日に帝京大学宇都宮キャンパスで行われた、加瀬和俊先生の特別講義の講義録である。本講義録の学術的意義として、本講義録が日本の漁業経済や漁村の生活について詳細に論じられている点が挙げられる。また、漁業・漁村研究に尽力した加瀬先生の最後の講義という意味でも、本講義録は貴重な論稿である。

キーワード：漁業の産業的特性 漁村 漁家経営 漁業経済学

1. 本講義録解説

本稿が紹介するのは、2022年12月7日15時～16時30分に帝京大学宇都宮キャンパスで開講の「地域づくり論Ⅱ」における、加瀬和俊先生の特別講義の講義録である。「地域づくり論Ⅱ」は、帝京大学経済学部地域経済学科1年生が対象の科目で、筆者（林田）が担当していた。本科目では「地域にはどのような課題があるか」「地域をより詳しく知るにはどうすれば良いか」について受講生が当事者意識をもって考えることを目標の一つとしており、漁業・漁村の課題について受講生が考える機会として漁業経済学が

専門の加瀬先生に講義を依頼した。加瀬先生は東京大学を退職後の2015年から2019年まで帝京大学経済学部地域経済学科に所属し、2020年からは帝京大学地域活性化研究センター研究員であった。講義依頼当時も学会活動等でお忙しい中であつたが、帝京大学地域活性化研究センター玉真之介センター長等の協力を得て特別講義が実現した。

本講義録の学術的意義として、本講義録が日本の漁業経済や漁村の生活について詳細に論じられている点が挙げられる。これまでの帝京大学地域活性化研究センター年報では、漁業や漁村を主題とした論稿は掲載されていない。学部

*1 東京大学名誉教授

2 帝京大学経済学部地域経済学科講師

1年生を対象としつつ専門的な内容を多く含む本講義録は、多くの人にとって漁業・漁村について理解を深めるうえで貴重な論稿である。また、加瀬先生は2023年1月13日に逝去しており、筆者が知る限りで最後に行った講義である。漁業・漁村研究に尽力した加瀬先生の最後の講義という意味でも、本講義録は貴重な論稿である。

本講義録は加瀬先生の講義音声を書き起こしたものである。適宜、筆者により内容を短縮・整理したうえで掲載している。各節は、加瀬先生が当日の講義で配布したレジュメの目次に沿って、適宜筆者が付けた。

2. 講義録

2.1 講義の目的

私、加瀬と申します。テーマは漁業と漁村ということで、漁業に関して少し調査の経験がありますので、その立場から整理をするとどんな問題が出てくるか少し話をさせていただきます。講義というのは最後に全体の整理があって、そして現在の課題はなんなのか、その課題のためには何ができるのかという問いが含まれて、それは各人の持ち帰る課題として、検討が今後続けられていくものだと思います。その意味で教師の主観をあまり長々と述べることはしませんが、どのような理解をして、どのような課題を持っているのかを注意しながら聞いてもらえれば、お互いに役に立つと思います。

職業、生活、社会、そうした問題から考えて、経済社会を成り立たせている生産的労働、つまり何かを目的・意識的に作り出していく労働として漁業というのを考えてみたいと思います。生産的労働というのは抽象的な概念ですが、それが束になって産業を形成し一人ひとりの職業になっていくわけです。そうした日本に限らない人間生活の基礎的な部分で、それが漁業でどんなふうに見えているのか考えてみ

ようと思います。なぜ漁業かという、これは産業としてかなり少数で特異だと思われていますが、比較してみると他の産業でも同じように現れている問題が多いし、違って見えるものも質的には同様のさまざまな社会、経済の問題が現れている。それなので、互いに人々が共感し合い、課題を分け合い、共に進んでいくためにも、そうした分野で苦勞している産業地域、そしてそれに関わって独特の知識体系を持っている漁業者の発想法に触れておくのも悪くないだろうということで、課題を選んでみました。

2.2 漁業の産業的特性

その産業を担っている人々は、どんなやり方をしているのか、そしてその産業の人々はどういう共通の特徴を持ち、他の産業の従事者と比べて異質な面を持ちながら同時に現代を生きる者として共通の課題を持っている。そうした点で思いが至ればと思っています。

まず漁業という用語の問題ですが、「漁業」一言で用が足りているかという、必ずしもそうではない。類似の、しかし異なった意味の言葉が随分とあります。例えば、「漁業と水産業の違いを50字以内を書いてください」という問題をこの授業の終わったところで出したとします。漁業と水産業、漁業と養殖業のようなですね。それぞれの違いというのがあるわけです。あまり耳慣れていない言葉ですけれども、漁業の中で大きく分けた場合には、狭い意味での漁業と、それから養殖業というのに分かれます。

漁業というのは水産生物を捕獲して無主物を所有権の対象にする、それが社会科学的に言った場合の漁業の定義になります。持ち主が誰もいない、客観的な生産物です。生産物の前に物ですね。それが漁獲という行為を通じて、所有権を持った物に変わってくる、値段が付いてくるということですね。ですから誰のものでもない、しかし経済的な価値がある物が、泳いでいる。

それをある人がとった瞬間に、民法でいうところの富ですね、国民の富に変わるわけです。みんなは魚が泳いでいたら、それをとることは自由だけれども、一度1人の人がそれをとったならば、もうそれをとったら盗みになってしまう。そういう意味で社会的に無主物を所有物に変える行為が漁業であり、それからもともと価値を持ったものを持ってきて、価値を増やす行為が養殖業になるわけです。この点を強調する言葉としては、通常の漁業のことを採捕漁業。採捕というのは、とって自分のものにするという労働工程が入らないと漁業にならないわけですね。あるいは漁船漁業というのは変な言い方で、「養殖業も漁船を使っているぞ」という反論を受けそうですけれども、あえて養殖じゃない漁労漁業のことを採捕漁業といった言い方をして、区別しています。そういう言い方が万国共通かというところではなくて、外国、特に西ヨーロッパのあたりでは Fisheries という言葉と Aquaculture という言葉はほとんど重ならない、別の産業というふうに理解をされている。

次の問題は、そうした産業というものが、どんな形でどんな特徴を持って存在しているか、それは、人間生活のあり方と対比してみた時に、人間がどういう制約を被りながら産業活動をするかということの意味するわけです。まず、3つぐらい大きな漁業の特徴というものを共通認識にしておきたいと思います。

1つは常識ですが、生産活動の自然制約性があります。自然の制約が非常に強い産業であって、その自然のあり方に抵抗するのではなくて自然のあり方を利用することによって生産を行う。それが漁業です。例えば、どんな点があるのか。魚自体が生まれてくるのが自然の行為なわけですから、そういう意味で自然制約に規定されているのは明らかるところですが、例えば夜間操業が大部分であることですね。これはそ

う言うと「昼間の漁業しか見ていない、観察に行くのは昼間ですから、そんなに夜間が多いのかな」と思うかもしれませんが、漁業の場合というのは生産工程の多くは夜間になされます。なぜかといえば、光を集めて漁獲の条件をつくらなきゃならないからですね。魚が1匹海の真ん中で泳いでいても漁業は成り立たない、コストが高過ぎるから。魚が大量以上に1カ所に集まってくれた状態で人間の前に現れる、それで初めて漁業が経済的に成り立つわけです。ですから、「魚がいるよ、気長にやっていたら必ずとれるよ」では、漁業は成立しないわけですね。

魚をとるには、魚群をつくらなきゃいけない。魚群をつくるためには、ある種の魚が集まって行為をする場をつくらなきゃいけなくなります。魚はいつでもたくさん集まって何か1つのことをしているわけではありませんから、朝マズメといって朝活動を開始して餌を食べる時。それから、夜に光で当てられて光の中に餌がいるんじゃないかと集まってくる時、こうした昔から知られている魚が密度濃く分布する条件を見ているんですね。そういうところに初めて漁業は成立します。これは一例ですけれども、したがって、その他のさまざまな条件の中で、魚群が形成される条件のところには漁業が形成されると分かります。

したがって、漁港というのは船の入ってくる所なんですね。それから市が立つ所。大昔から魚は商品ですから。農業であるとなれば穀物の場合、大部分は取ってきたお百姓さんがそれをそのまま食べる。米なり芋なりというものはそうした形であります。魚の場合には、魚ばかりとってたら人間は生きていけない。タンパク過剰になってしまう。なので、これを交換しなければ、商品経済の中に放り込まなきゃいけない。そういう経済の中で存続するためには価格という経済的な決定がどうしても必要になって、そうした条件が整わないと、魚をとっても経済的

に引き合う価格が成立していないと、産業としては成り立たないことになってしまいます。

少しまとめて言えば、夜間操業。魚群が形成されるのは火が焚かれる夜であることになれば、漁港の周りで一番賑やかになるのはいつかという朝ですね。仕事が終わって港に入る。魚というのは腐りやすいので、穀物と違ってその場で値段を決めなきゃいけない。値段を決めるということは、経済学的に言い直せば所有権を移さなきゃいけない。所有権を消費者に近いところ、大きな商人かもしれないし消費者そのものかもしれないけれども、そこに移さなきゃいけない。そういう形で、漁港というのは魚が集まる場所であり、市場のある場所であり、1日の中で一番賑わうのは港に入ってきて魚を揚げてその魚がお金に変わる時。お金が変わる時にはいろいろなものが売り買いされるわけですから、そういう意味で朝の漁港市場の賑わいが成立するという特徴を持つわけです。

これが漁業の場合の市場のあり方。マーケットのあり方から考えてもそう言えると思います。栃木県には優良な大きな漁港がありませんので、ちょっとイメージしにくいかもしれませんが、例えば焼津であるとか気仙沼とかいった所を見ても、朝が一番賑わい、その他の時間というのは閑散としている。

経済的に成り立つ問題は価格ですから、この価格形成を漁村の側に置いておくことが必要になってくるわけです。こうして成立するのは、いわゆる魚市場というものです。魚市場はどこに立つのかといえば、船が海から魚を持ってきて空気に触れた途端に魚は腐敗を始めます。短時間で食えなくなるもの、6時間で食えなくなるもの、1日ぐらいいは大丈夫なものなどがありますが、古い時代ほど冷蔵施設の無い中で早く処理しなければいけない。早く処理するというのは早く持ち手を変えなければいけないことですので、漁業の担い手が集まって賑やかに経済

活動を交換し合うのでは朝となるわけです。

これは農業の場合とは非常に大きく違うわけです。価格が成立するというにはある人とある人の間に交換行為が行われることを意味しますので、価格が最初に成立するのは漁業者がやってきて疲れ切った漁業者が荷物をあげて仲買人がそれを受け取って所有権の持ち手を変えることになるわけです。最初に成立する価格が魚市場です。都会ではない漁村の魚市場が存在するわけです。

そしてこれが集まって二次市場を形成する。例えば宇都宮中央卸売市場のようなものが全国から宇都宮のマーケットの大きさを勘案して、「この魚は宇都宮に持っていても、魚群を集めただけの価格は出るだろう」と思われたものだけがやってくるということになります。

なんてことはない説明ですけども、しかしそこには水産業において一次市場と二次市場が分かれて存立していることの経済的な意味がわかってくるかと思います。農業の方は米がつくられた時米は腐っちゃうから田んぼで市場を立てるとか、そういうことはあり得ないわけですね。農業の場合には、産地におけるマーケットが成立するわけではない。それは全国的に集まる収穫量、全国的に一カ所に集まるという意味ではなくて、関連的に集められた一カ所の量と消費量、経験的に測られた消費量の関係で、漁業でいえば二次価格になるものが初めて成立するということになるわけです。

したがって宇都宮中央卸売市場に入ってくる時、原理的にいえば持ち手はまだ生産者ですね。そして第一次価格としてその生産者が1つになって商人に売る。これが価格の成立ということになる。後は、1回成立した価格が商人と商人の取引関係の中で、次第に消費者価格として形成されていくことになるわけです。生産活動が自然制約性を帯びていて、農業とは大きく異なっていることを頭に入れていただきたいと思

います。

商品経済になるのが当たり前じゃないかと思うかもしれませんが、米が商品生産性が主体になったのはそんなに昔の話ではない。自分の所でとれた米の大半はまず自分たちが家族が生活のために食べてしまって、残ったものを売っているという自給自足型余剰生産物を販売する。こういう農家が多かったわけですね。現在でも小さな農家の場合には自分たちで食べるのが主体です。高齢の農家などは典型的です。したがってとるものが腐敗性のもので、しかも全部の栄養を賄ってくれるものではないがゆえに、この商品生産は早くとってきたものを漁業者自身が換金して、その集まったお金でそのほかのものを買わなきゃいけない。すなわち、生産者自身の中に商品性を拡大していく要素を持っている。漁業が発達するにつれて商品経済部門が発達をしていく側面も持っていることになります。

放っておけば腐敗するので、統制経済というのが最も敷きにくい産業である。「計画的に魚をとりましょう」とか「計画的に供給をしましょう」とか、「あまり多くなり過ぎると値段が下がるから計画的な配置のような形で、人々が平均的に食べる量だけまわしていけば良いじゃないのか」ということは、いつも言われますが実現した試しはない。それは商品生産性の強要ですね。強要的な価格形成によって流通が可能になるからと言って良いと思います。

漁業と農業を比べた場合、資源制約という点が漁業にとっては非常に大きいと言われるのを聞くとと思います。農業の場合、どれだけ米を植えつけるのかによって、大体の生産量は決まってくる。それに対して水の中で生産活動が行われる魚の場合には、そうした計画性というものが非常に成り立ちにくい。したがって資源の再生産のために協調し合うことは必要だけれど

も、計画生産は絶えず外れるのが実態となります。とはいえ政策的には「みんなで協力して供給を規則的にすれば漁業者の生活は良くなるんだ。魚の値段が良くなって漁業者の生活は良くなるんだ」と言わざるを得ない。それが生産管理の、きれいに答えが出てこない理屈にもなっています。資源経済にはいろいろなイメージがありますが、その資源のあり方が人間間のいろいろな対立や協調などをもたらすところがあります。

漁業の内部対立というのがあります。例えば、相模湾のサクラエビの採捕というものは、5隻10隻20隻というような船が集まって1つのグループを形成して、グループの中で統制をとってとり過ぎないように取り組みをやっていきます。しかし、こうした取り組みが必ず成果を生んでいるかといえば、決してそうはっていないという問題があります。資源ごとに内部の対立があり、同じサクラエビ1つとってもそういう状況がある。

あるいはカタクチシラスの小魚をとる業界と、それからそれが成魚になったカタクチイワシをとる業界があります。まき網業界と、カタクチシラスを船びき網漁法でとる業界の2つが立っているわけですが、しかしそれは片方が増えれば片方が減るという関係に立っている。どっちかが潰れちゃったら静岡県的重要な漁業が駄目になってしまいますから、そうならないように毎年集まってどのぐらいにしようか、絶対的な対立なんです。片方がとれば片方が減るわけですから絶対的な対立なんだけれども、諦めずに妥協点を見つけて毎年漁獲をしているのです。魚の管理ですね。

管理的漁獲は、そういう意味での非常に中に対立を含みながら妥協しあう。妥協しあうのは魚じゃなくて、人間がどう妥協し合うかという大事な技術の話し合いの場であるということです。こうした問題は非常に興味深いし、毎年ど

う調整が行われるのか、変化していくのかといった点は目が離せないところです。けれども多くの人はやや一般論で、例えばクジラの漁獲数だとかマグロの割り当てだとか、いろいろ話になると大新聞の社説などが「協調してやるのが一番大事だ」など当たり前のことを言って、本来の問題の所在が明らかにされない。注意して見ていただくと、そこら辺も大事なところと思います。

資源管理等に関しては自主性が非常に重要になっている。これはどういうことかという、まず規則はどこから来るのか。「この魚の漁獲量を減らしてこっちの方を増やしましょう。その方が長続きした漁獲になりますよ」という約束事を毎年やっているわけです。そういう約束事をやる時に規則はどう決まるのかという、上から決まる形をとりながら実質的には上からの規則などは作れないですね。上からというのは、例えば先ほど言った船びき網の漁獲を減らして、この成魚の方の値段を良くしようとした場合、この人たちの利害とこの人たちの利害がぶつかり合うことになります。そうではなくて、それぞれのグループ、成魚をとるものと、小魚をとるものと、あるいは卵をとる魚種もありますね。それぞれの間で生育段階の異なるものを分け合う。これでは絶対的な解はないわけですが、そうした形をとることが多いわけです。そのためには、それぞれのグループが自発的に、自分たちはどういう考え方でいくのが一番うまくいかを出し合って、そして妥協をつくっていくことにならざるを得ないです。

だから、漁業における規則のできかたは、まずは小さなところで規則ができていきます。相模灘で漁協が3つ4つ寄り合って「こういう規則にしようじゃないか、自主的な規則をつくっていきます。それがたくさんできてきたところで、こういう案でやったらどうだろうか」というのをこちらのグループとで相談をする。そし

てそれが決まったならば、「こういう規則でやっけていきましょう。もし違反する船があったならば、それはみんなで、こいつと一緒にやらないという決議をあげましょう」という形になります。ですから規則が決まっていくのは、小さな規則ができてそれが違反少なく定着をした段階で水産庁に話がいった、水産庁が規則として、最初は法律によらない内部規則として通達を出して、その後定着をするのであれば規則を拡大し、さらに違反もそんなに起こらないようになったら法律にそれを書き込むという順序をとっているわけです。ですから、そうした点で自主性に基づいた規則でなければ守られる条件がないということになるわけです。そういう規則が現在わかりやすい水産庁規則としてでき上がっています。

「誰が魚をとったら良くて、誰がとったら犯罪になるのか」を知っていないといけなわけですね。皆さんも海水浴に行き、アサリがいたのでアサリを採りました、これは立派な漁業法違反の犯罪になります。それに対して、例えば、シオフキがたくさんいたので持ち帰って食べてみたけど、あんまり美味しくなかった。これは合法です。魚種による、あるいは季節による、漁獲の方法による、さまざまな形で操業が許されたり許されなかったりするわけです。その場合管理のための理屈づけが、まず場所を占有する、魚を採る船が出て漁場をつくる、ここで魚を採るという行為をしますと、これは漁場(ぎよば)を占有することになりますね。これは俺たちの漁場だよとなりますから操業している間、次の船は待っていないきゃいけない。あるいはずっと操業していたらずっと他のものを探さなきゃいけないという占有される条件ができてしまいますので、対立が生じるのを避けなければならないという点があります。

どういう形で制度がつくられてきたかという

と、小規模な漁業の場合は小さな船が集まってくる。それに対して国の側が「この日は漁業やっちゃいけないよ、この日はやって良いんだよ」というふうに決めていくわけです。例えば夕方6時に船が出ていって良いかとなると、季節によっては夜になると魚が集めやすい。集魚灯を焚いて魚が集まりやすいので、夜の操業を許さないというやり方があります。たくさんの漁獲が生じてとり過ぎてしまう可能性のある時間帯は漁業をさせないということです。

それから月の暦の場合これも知られているように、1日から15日目、十五夜。太陽の明るさに対して月の明るさは、暗い状態から始まって明るい状態があって、暗い状態になっている形ですね。この間、大体十五夜からプラスマイナス3日くらいは一番月が照っているわけです。月が照っていると魚が集まりにくいことになります。つまり周りが明るいわけですから、周りが相対的に明るいわけですから、漁船は火を焚いてもその日の明るさが弱くなるわけですね。周りと比べて明るさが弱くなる。したがってまき網業界、大きな漁船の業界は、その日は出漁しないように規則を決めてもらいたい。そうすると残っている資源はもっと別の日に漁獲できるようになるだろう。それに対して、光によって集めない魚もいるわけですね。その漁業者たちは、そうした形での不規則な漁獲行動は規則にしないでほしいという。これはどこの漁協に行っても、皆さんが漁協に聞きとりに行って「ここはどういうカレンダーでやっているんですか」と聞いたら、非常に細かな話を延々と教えてくれることになります。それは自然界の変化を漁業者の側がどう消化して、自分たちの自主的な規則につくり直しているのかを示していることになります。

漁業を管理する仕組みとして、まず1つは漁業権というがあります。漁業権というのは漁業

者が沿岸で魚をとる権利です。これはどういう権利なのかと言うと、漁業者が多数、小さな船で魚をとりに出る。5トンぐらいまでの人たちが漁獲を上げてくる。これは小さな船で沿岸の漁場の近い所に多数の漁業者がやっている。それに対して漁業許可というのがあります。漁業許可とは何かと言うと、少数で大規模な漁業をやっている場合、例えばカツオマグロ漁業とかサケ・マス流し網漁業とかをイメージしてください。1隻に200人くらい乗るような船、あるいは1隻に500人も乗った工船、そんな大きな船が少数だけいる。それに対して多数。家族だけで乗って親父さん1人、あるいは親父さんと息子。こんな程度でもって多数の船が現れてきて、小船で沿岸で漁をするというのが沿岸漁業のイメージです。

何で片方は権利で、片方は許可なのかです。許可というのは法律的に言うとも、一般については禁止をする、すなわち犯罪にすることです。一般には禁止をし、特定の条件を持った者だけ禁止を解除するというのが民法という許可です。したがって、漁業許可、サケ・マス漁船が事業許可を得て操業するわけですね。それから今回のロシアの事例なんかでは、ロシアの発行する許可を水産庁が管理をして漁業者がそれを行使するという形になって、それを水産庁から許可証をもらった人以外がやったら犯罪になるのです。それに対して漁業権の場合はそうではなくて、一般的に禁止されているのではない。許可ではなく、権利をとる、権利を与える。別のところで操業する人がいた場合に保護はされないけれども、禁止もされないというのが権利というものです。

これは運用の仕方がいろいろ細かくなるので、それ以上細かいことには入っていきませんが、こういう漁業権でやる場合と漁業許可でやる場合というのがあって、大きな漁業者がわずか10隻というような場合、これは水産庁が1隻

1隻を管理できるわけですね。逆に言うと、「あなたの財務諸表を出しなさい。何人乗ってますか。それは労基法に違反していませんか」とかを調べられるわけです。そして、「法律的に違反していないから操業して良いですよ」と言うわけですね。そういう場合には、これは1隻1隻を丁寧に調べて許可を出すので、大規模な漁業に適する管理方法になるわけです。こちらの場合には沿岸の漁場に非常にたくさんの船が集まってやっている。各県に水産行政の役人なんていうのは10人ちょっとしかいないわけですから、これを全部調べるなどということはできない。ではどうするか。全部調べることができない時に「じゃあ調べられないので規則はなしで良いですよ」ということはできない。そこで間に立つ人間に調べさせるという方法が、現在の日本では考えられているわけです。

これは全世界そうだというわけでは決してありません。日本が極めて少数の例外です。ということかという、農林水産省が漁業法という法律によって、この多数の人たちが漁業を行う場合に漁協に加入することを義務づける。漁民が漁協に加入してなくちゃいけない。漁業者は漁獲をする権利をこういう形で認められている代わりに漁協を自分たちが組織して、農林水産省がこれをやったらいけないよと、いわば警察権力を漁協が果たさなきゃいけない仕組みをつくったわけです。これが1901年漁業法という法律で最初につくり、1910年に改定し1947年に戦後の制度をつくり出したという長い歴史を持っているわけです。そういうことで自分たち自身がいわば警察官となって、この地域の規則に違反したものを防ぐことをやっているわけで、役所が様々な規則を自分の支出なしに自分の負担なしに、そういう仕組みを常套手段としてやるわけです。特に農林水産省は地域の人たちの産業ですので、そういう傾向が強いといえます。

制度の文化の根拠、これは小規模漁業は沿岸漁業であって、行政は個別の審査・決定ができない。したがって、漁業就業の希望者に対して水産庁が「規則はこういうふうになっている、この規則を守るためには参加する人はこれを守らなきゃいけない、守らせなきゃいけない」と示して、それをオーケーすれば漁協に対して漁業権を与え、その漁協がみんなが守るように監視を行うという形をとっています。

今まで言ってきたのは「漁業と漁業の対立があった時に、どういうふうに措置しているかな」ということでしたが、今度は漁業外との対立。海をレジャーの道具にする場合が今では一番大きな場合になります。すなわち遊漁、あるいは遊漁船業ですね。遊漁というのは、自分で海に出て魚を釣る。遊漁船業はそういう人たちを乗っけていて、乗せ賃としてお金を取るというものです。こういう産業というのはもちろん昔はなかったわけです。大体、1950～1960年代ぐらいから始めてきます。

さらにダイバー。ダイビングすると何で迷惑なのかと言えば潜ったところ、さっき言ったまき網、船びき網で引っ張っちゃうとですね、網の中に人間が入っちゃう。これはすぐに死んでしまうということになりますので、そういう危ないことはその海域ではできなくなってしまうことになりますので、経済問題、死活問題であるので漁業者が大きな反発を行う。

これが裁判になるのが1980年ぐらいから非常に盛んになってきたわけです。この漁業外との対立が次第に表面化をしていく。2000年ごろになると、遊漁団体あるいは遊漁業者の団体が裁判を起こすようになってくる。これが1つの決着をみたのが、2000年伊豆の内浦町大瀬崎という所で我々には有名な大瀬崎判決が出されました。これは遊漁船の権利を最高裁がどう判断するか非常に注目をされたものですが、大瀬崎裁

判では漁協が1審は敗訴、2審3審で勝訴という際どい逆転をした裁判です。「海で魚をとっちゃいけないよ」と言ったわけですね。漁協の主張の中で認められた点は受忍義務、受忍料という考え方です。受忍料とは何か苦しみを負わされるんだけど、それを我慢して忍んでその代わりにお金をもらうというのが最高裁判所のつくった言葉です。受忍料というのは、その判決の中でつくった言葉です。

受忍料とは何かというと、漁船が操業しているところに潜る団体が入ってきた。漁船の側は人命維持のために収入を無駄にする選択をせざるを得ない。その場合、漁業者の側がそういうマイナスを凌ぐ料金として漁業者の側にお金を出せば良いという判決。つまり漁協が、こんなに数多くダイビングに来られてこれは大変だから1回幾らの手数料を払えと言って、「その手数料というのは自然にあるものなのに、何で漁業者に金を払わなきゃいけないのか」という裁判になったわけですね。たしかにマイナスになっている、漁業の操業時間が短くなっている。したがって、それを凌ぐ、我慢するために漁業者がダイビング1回当たり1人幾らとお金をとるのは我慢料としては仕方ないという判決なんです。

漁業の側が主張したのは、そうではなくて、漁協のもともとの権利ですね。海で生きる人たちは海の状態が良くなければ生活できないから、もともとの原理として海を最も利用する人だと認定されてしかるべきだ。昔から漁業者と海を遊びに使う人たちとどっちが重視されるべきかの問題は、問題にされたこともない。似たような訴えはあっても生産活動の方が大事であって、そうでない活動は二の次で裁判としてとり上げられなかった。それが今そんなふうになるのかと反論をした。ですから「原理的に漁業者の方が海を使う権利をたくさん持っている」という点は、最高裁によって否定をされた

んです。その裁判自体は「とっているお金はそんなに高くないし合法と認めましょう」と、裁判所はこの受忍義務規定を認めて漁協の勝ちにした。

しかしまだ2000年の判決から20年しか経っていないので、遊漁団体は条件が揃ったら訴えて今度は勝つてやろうとしているわけですね。遊漁船が魚をとって良い場所というのも、協議の結果かなり限定されています。一番釣れるところというのは漁業者のとるべき場所として除外されて、「それではつまらない」という釣り客はたくさんいるわけですね。ですから、漁業側との対立関係が大きな問題になっているのです。

2.3 漁村編

今までのお話の次の問題、漁村の問題です。漁村については、まず3点だけお話ししておきたいと思います。

1点目は、漁業者は先ほど夜の明るさで言いましたように太陰暦の世界です。太陽暦が盛んになっても、まだ月の欠け満ちで漁業の大事な情報を得ている。大潮なのか小潮なのかという大事な情報を得ているわけですね。そういう意味で、十五夜前後プラスマイナス3日ぐらいの間は、大規模な巻き網が禁止されたりする規則ができています。それから光に集まってくるイカ、サバ、サンマといった魚の価格が非常に激しく規則なしになれば、その日はとらないで他の日にとる形になるし、変化していくわけですね。そういう点で生産活動、生活のあり方、漁業者の生活のあり方が大きく変化しています。

2点目は、生活環境の問題についてですが、高齢者にきつい漁村です。漁村はちょっとパラドキシカルで、たしか漁村の方が山村よりも傾斜地に多いんじゃないかと思われれます。というのは、リアス式海岸は典型ですが、ギザギザの海岸線の土地が沈んでそこに家をたくさん抱えた漁村ができるわけですね。そうするとそこは

傾斜度が非常に高いので、生活には、特に高齢者の生活には上がり下がりが多く、大きな生活難のもとになりやすい。公共事業の中でこの傾斜を将来的にどうするのが大きな問題になっています。

それから、漁村生活の中で大きな意味を持つのが買い物難民の問題です。例として移動販売車は週2回程度、3本くらいのルートを、ある村でもって出している。そこに1回20人くらい、1ルート20人くらいの買い物で、それが500円から2,000円くらいの買い物。実はこれを計算した統計ははっきりしたものがないのですが、少額ですね。農協あたりが便宜を図りながら、農協を辞めた人たちのつなぎの仕事としてなされているということがあります。

2.4 漁家経営編

やはり経済的に関係者が生活していくのにプラスなのかは、経済事情としては大きな問題です。その点を見ておこうと思います。

漁業は、生産の条件からして非常に乱高下の多い産業と言えます。一番漁業者が有利であった時代は、戦時期タンパク質が足りなくて輸送手段がないから魚は採れと推奨されて石油もまわってくる。それで取れた魚を都市に持っていくと、生鮮食料品不足の中で大変な儲けになって栄えた時期があった。

それから、1977年に200海里が引かれたことで、「漁業はもう駄目だ」と言われたわけですが、それから10年近く1985年くらいまでをピークにしてイワシの大豊作と魚価高ですね。魚価高は将来漁業はもう駄目になるということで缶詰会社が転落したなど様々な事情があって、給料の良かった時代は80年代終わりくらいまで続いた。大ざっぱな計算を割と漁業者はしやすいので、何とかなるだろうとやっていたわけですが、1970年代のオイルショックと1980年代の価格の暴落で、以後今日まで漁業は衰退産業的な位置

におかれているのです。

後継者の減少はどの産業でもあるわけですが、それにはどういう事情が作用しているのかという点です。農業に比べると漁業の方が水揚げ高ははるかに高いと言えます。農家の場合には様々な陸上産業と兼ねることができるのも大きいし、陸上産業の所得が世帯外に出た人からも送られているといったような条件もあるわけですね。

それに対して漁業の場合にはそういう条件がない。例えば農家が朝4時に起きて7時まで農作業を行うことは、今日でも非常に普及している労働の形態です。農業の大半は出勤前のサラリーマンもやっていると書いても良い。しかし漁業は、魚の群れをつくった時間帯に寄り添ってとっていかなきゃいけないから、会社の時間が決まっているサラリーマンが魚に合わせて休みを取っていくわけにはいかないわけですね。そういう点で一定の単位面積、単位体積当たりの所得がない限り、漁業に就くことは困難になると言って良いと思います。

大体どのくらいの所得が漁業者にあるのかを見ますと、私の調査の経験等からすると、ここで大ざっぱに述べて、単身高齢200万円、単身・堅実500万円、後継者確保・外国人確保800万円、50歳はまだ20年働く意思ありで後継者の実質所得は子250万円＋父500万円（後継者確保による新規投資で水揚げ増加）が大きな間違いではないだろうと思います。水揚げ高が200万円くらいの階層が最も所得の少ない階層であるというふうに見えると思います。これは単身で高齢の漁業者の場合、それに対して単身だけれども体力が十分である、例えば60歳くらいまでの人たちがやっている漁業になると、水揚げは500万円くらい。それから後継者を確保して沿岸漁業の乗組員が2人いる。これはもう今は非常に少なくなっていますが、親父さんが経験を出し息子の方はエネルギーを出しという形で積極的な操

業をする。我々が調査に入って老人が4時間海上作業を行う時に、規則が無ければ40代50代までの壮年者はその倍あるいはさらに多くの時間をその漁業に注いでいます。

それから労働の強度ですね。時間だけでは無く、例えば網を2網3網入れるのか、10網入れるのかという違い。これは規制が掛かれば水揚げは落ちるわけですが、当然積極的に水揚げを上げて地域を支えている漁業者の主張は通りやすいです。したがって漁獲時間を強くやる人たちは地域の中の競争力を持った漁業者として将来が期待された人たちとして働くことになるわけだし、こういう人たちが後継者を確保して2人あるいは外国人を雇用して高い賃金を払っている。

今漁業は土建業とともに外国人労働力が非常にたくさん入っている産業ですけれども、その人たちを入れてやっている形態は800万円くらいを基準にしていると言って良いんじゃないかと思います。そのぐらいの違いを持った人たちが同じ漁村の中で、将来のことをいろいろ考えながら経営をしている状態です。

将来的な問題を考える場合、所得をどのように分けるのかという問題。例えば800万円の漁獲をあげている人の場合、例えば600万円対200万円とか500万円対300万円とか水揚げ高が出てくるわけです。これは漁業者の中で出荷人を分けようとしている、水揚げ高の高いまた先進的な漁業者です。そうすると、600万、200万の出荷の名義人を父親と長男にする。あるいは父親

のほうが少しくたびれてきたので500万と300万にするのは、漁業という家族漁業協定としてなされている。その場合この300万円をもらった息子さんの方の観点でいうと、必ずしも漁業は無理でなくなっているわけです。つまり陸上産業で300万を経常的に確保して雇用が安定しているというのは、必ずしも普通では無くなってきている。

地域の家族漁業協定をひっぱっていくような世代が、こうした金額が大きくなるだけではなく、長期的に地域の漁業の中で自分がどういう位置を占めていくのか、そういう長い計画性とそれに伴う投資です。投資額を自分自身、若者自身が地域に対して支払っていく。そういう行動が起こってこないわけですよ。これは地域の中でそうした問題を注視した人々が、自分の家で、あるいは自分の家の周りで、あるいは青年グループとの定期的な会談を通じて徐々に進行している段階だろうと思われま

す。ということでやや散漫な課題を含めていますが、そうした基礎条件の漁村のもとで若い人たちが目標を持って地域の産業にどのように加わっていくのかが問われている段階だと私は考えています。

以上で終わります。

謝 辞

本稿の編集にあたり、帝京大学地域活性化研究センター玉真之介に多大なるご尽力を賜った。この場を借りて深く御礼申し上げたい。

❖❖ 地域活性化研究センター記事 ❖❖

帝京大学地域活性化研究センターは本学経済学部地域経済学科及び大学院経済学研究科地域経済政策学専攻の教育研究活動と密接に関連して運営されているので、上記学科・専攻に関する事項を記事として掲載する。

2024年度地域経済政策研究会

第1回：2024年2月9日（金）14:30～16:30

開催場所：地域経済学棟2階201教室

報告者と報告タイトル

島裕「リビングラボ機能による地域イノベーションエコシステムのモデル構築に関する実証研究の展望」

坪井塑太郎「災害多発時代における被害と避難行動・生活復興に関する研究—災害記録・被災者支援・地域防災教育の実践と展開に向けて—」

山川充夫「原発被災地の起業的地域再興への挑戦—南相馬市小高区—」

大学院経済学研究科地域経済政策学専攻2023年度中間発表会

第1回：2024年2月9日（金）13:40～14:20

開催場所：地域経済棟2階201教室

報告者と報告タイトル

レン・ビョウ (Lian Miao)「中国と日本の金融化がもたらした地域格差問題—既往研究に基づくナラティブレビューとシステマティックレビュー—」

経済学部地域経済学科2023年度卒業論文

阿内宏希「笠間市の現状と課題と振興策について」、指導教員：内貴滋教授

鈴木英希「栃木県宇都宮市の特徴・課題・振

興政策」、指導教員：内貴滋教授

高柳 潤「芳賀・宇都宮 LRT (ライトライン)の背景と状況」、指導教員：内貴滋教授

横塚太智「私が22年間住み続けてきた町・下野市について」、指導教員：内貴滋教授

佐藤大成「世界の独立運動と言語の問題」、指導教員：坪井塑太郎教授

山本達生「部活経験によるライフスキルの獲得—高校野球部で得たものは社会人生活にどう生きるか」、指導教員：松尾浩一郎教授

王靖懿「フードツーリズムと地域振興の関係」、指導教員：五艘みどり准教授

横山翔海「野外音楽フェスティバルティバルによる地域活性化—新潟市『音楽と髭達』と宇都宮市『ベリテンライブ』の事例から—」、指導教員：五艘みどり准教授

矢部愛恵「地域スポーツチームが住民の愛着度形成に与える影響—アルビレックス新潟を事例として—」、指導教員：五艘みどり准教授

高橋彩花「観光を機にした地域愛着の生成—福島県の観光経験に着目して—」、指導教員：松尾浩一郎教授・五艘みどり准教授

沈凱「動物園を活用した持続的な地域発展における考察」、指導教員：五艘みどり准教授

大和田圭祐「小京都の定義とその役割」、指導教員：五艘みどり准教授

ショガブン「大学生における地元就職への要因の研究」、指導教員：五艘みどり准教授

高橋 遼「女性のライフコースから考える日本のジェンダー平等問題」、指導教員：宋宇講師

❖❖ 帝京大学地域活性化研究センター年報の編集・投稿に関する規程 ❖❖

(目的)

第1条 この規程の目的は、帝京大学地域活性化研究センター設置規程第2条及び第3条に則って、『帝京大学地域活性化研究センター年報』(以下、年報と略記する)の編集と投稿に関する基本的事項を定めることにある。

(編集委員会)

第2条 編集委員会は、帝京大学地域活性化研究センターコアメンバーである教員によって構成する。編集委員長はセンター長が務める。センター長は、必要に応じて、帝京大学経済学部専任教員の中から編集委員を追加することができるものとする。

(著作権)

第3条 すべての著作権は帝京大学地域活性化研究センターに属する。

(原稿の種類・長さ・執筆要領)

第4条 原稿の種類は①地域活性化に関わる原著研究論文、②地域活性化に関わる実践報告・紹介等、③書評、④地域活性化研究センター記事・その他、とする。原稿種類に応じた長さと執筆要領については、別に定める。

(投稿権者)

第5条 年報に掲載する論文・報告・紹介等、書評の投稿権者は、帝京大学の専任教員及び地域活性化研究センター研究員とする。連名での論文・報告・記事の場合、少なくとも一人は帝京大学専任教員あるいは研究センター研究員でなければならない。編集

委員会は、研究センター設置規程第2条と第3条に則って、教員以外の帝京大学職員や学外者に論文・報告等の寄稿を依頼することができる。

(投稿の手續きと採否の決定)

第6条 投稿は、投稿申し込み書式に必要事項を記入し、これと原稿とを電子データで編集委員会事務局に、別に定める期日までにe-mail添付ファイル等により行うこととする。原稿に添付する図が電子化できない場合、原稿本文のコピー・送付状とともに、郵便等の手段で地域活性化研究センター事務局に送付することとする。

- 2 投稿された原稿に不備や改善すべき点がある場合、編集委員会は投稿者に対して修正を要請することができる。
- 3 原稿の掲載受理は査読を経て編集委員会が決定する。
- 4 掲載受理が決定された原稿は著者に返却しない。ただし、オリジナルな図や写真の返却を投稿申し込みの際に求めた場合にはその限りでない。

(校正)

第7条 著者校正は再校までとする。念校は編集委員会が行なう。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は研究センターコア会議の議を経て行なう。

付則 この規程は2023年4月1日から発効する。

❖ 執筆要領 ❖

1. 原稿の電子データ

WORDのデフォルト、即ちA4用紙横書きで、1行あたり全角40字×36行（1ページ）で原稿を作成すること。

2. 文章表現・綴り等

原則として常用漢字・新字体・新仮名づかいを用いること。ただし、固有名詞や引用等の原典に則る場合にはこの限りでない。

3. 原稿のまとめ方

標題、著者名、所属名、目次、要旨、キーワード、本文、注、文献を1つのファイルにまとめること。図、表、写真は上のファイルの中に組み込んでもよいし、それぞれ別ファイルとしてもよい。図、表、写真を本文とは別ファイルにする場合、図や表の番号を付して本文中の装入場所に図1、表1などの文字を記し、その前後を各1行あけること。

書評と「その他記事」については目次、要旨、キーワードを付さない。

研究論文の場合、英語での標題、著者名、所属名、キーワード、英文要旨を1つのファイルで作成すること。

上記の原稿とは別に、投稿申し込み票の書式に必要事項を記入して送付すること。

4. 文字の字体と大きさ

和文については全角明朝体とし、アルファベットについては半角Times New Romanとする。数字は2桁以上の場合に半角とするが、1桁の場合には全角とする。

論文標題	14ポイント
著者名	12ポイント
目次	10.5ポイント
要旨	10ポイント
キーワード	10.5ポイント
本文・注・文献	10.5ポイント

英文要旨の文字の大きさも上に準ずる。

5. 原稿の長さ

①原著研究論文：24,000字以内を目安とする。

②地域活性化に関わる実践報告・紹介等：12,000字以内を目安とする。

③書評：4000字以内を目安とする。

④研究センター記事・その他：2000字以内を目安とする。

和文要旨は400字以内を目安とする。

キーワードの語数は4以上、8以下を標準とする。

6. 章節項の構成

章は1、2、3などを用い、節は1.1、1.2、1.3などを、項は1.1.1、2.3.1などの形式とする。

7. 注

注番号には1)、2)などの片括弧を付する。本文中では上肩付きとする。

8. 文献

文献リストに掲載するものは、必ず本文または注記、または図・表などの出典に明示したものに限定すること。本文や注記などで文献に言及する場合には、著者の姓に西暦での刊行年を付し、必要に応じて参照ページも明記すること。例えば、佐藤（2015）、田中（2017:51）、（鈴木2008:21）の形式とする。

文献リストでの文献の書き方は、下記の例に倣うこと。また和文文献を先に掲載し、著者姓名のアイウエオ順で並べること。欧文文献はそのあとに著者姓名のa,b,c順に並べること。同一著者の同一刊行年の文献については、刊行年の後にa,b,c等を付して区別すること。

日本語文献の例

岩佐卓也（2012）「2004年プフォルツハイム

- 協定とIGメタル」、『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第6巻第1号、pp.63-83。
- 岩本晃一 (2016) 「ドイツ経済を支える強い中小企業『ミッテルシュタンド (Mittelstand)』」、独立行政法人経済産業研究所ホームページから入手可能。 <http://www.rieti.go.jp/users/iwamoto-koichi/serial/013.html> 2017年11月3日アクセス。
- 田中素香 (2016) 『ユーロ危機とギリシャ反乱』 岩波書店。
- ドーア、R. (2001) 『日本型資本主義と市場主義の衝突—日・独対アングロサクソン—』 (藤井真人訳) 東洋経済新報社。
- 中川秀一 (2018) 「農村の内発的発展の位相」、小田切徳美・橋口卓也 (編) 『内発的農村発展論—理論と実践—』 農林統計出版、pp.23-41。
- 欧語文献の例
- Audretsch, David B. and Erik E. Lehmann (2016) *The Seven Secrets of Germany. Economic Resilience in an Era of Global Turbulence.* New York: Oxford University Press.
- Dustmann, Christian, Bernd Fitzenberger, Uta Schönberger and Alexandra Soitz-Oener (2014) From sickman of Europe to economic superstar: Germany's resurgent economy. In: *Journal of Economic Perspectives*. Vo.28, No.1, pp.167-188.
- Nelson, Richard (1988) Institutions supporting technical change in the United States. In: Dosi, Giovanni, Christopher Freeman, Richard Nelson, Gerald Silverberg and Luc Soete (eds.) *Technical Change and Economic Theory*. London and New York: Pinter Publishers, pp.312-329.
- Simon, Hermann (2010) Hidden Champion in the 21st Century. The Success Strategy of Unknown World Market Leaders. <https://www.deginvest.de/DEG-Englische-Dokumente/PDFs-Download-Center/Presentation-Herrmann-Simon.pdf> 2017年10月19日アクセス。

❖ 編集後記 ❖

本年報の編集を荒井良雄前センター長から引き継いで、今ようやく編集を終えるところまできた。本号も、前号と同様に「研究論文」4編、「報告」6編を収録することができた。このことは、本センターがコロナ禍という厳しい環境を経過しても、地域活性化に向けた取組が活発になされ、かつ地域経済学科における研究・教育活動も盛んに進められていることの証としたいへん喜ばしい。改めて、関係する教員、研究員、職員のみなさまのご尽力に感謝するしだいである。

また、本号の「報告」には、昨年、急逝された加瀬和俊先生の特別講義録を林田朋幸先生のご尽力により掲載することができた。加瀬先生の訃報に、本センター関係者一同、ただただ驚き、悲しむことしかできなかったが、それから1年を経て、この特別講義録を本号に収録できたことで、それが加瀬先生の生前を偲び、ご冥福を改めて祈る一助となることを願わずにはいられない。

本号から、このセンター年報は、紙媒体での公刊をやめ、デジタル媒体でのみの公刊となった。それと合わせて、本学附属図書館のリポジトリに収録されるよう手続きを進めている。リポジトリの件は、図書館のシステム更新の関係で多少時間を要するが、本センター HP には第1巻からすべてアップされているので、今後ともデジタル媒体での積極的な活用をお願いしたい。

(編集委員長 玉真之介)

編集委員 玉真之介 (委員長) 古家正暢 山口泰史 坪井塑太郎 大平佳男
林田朋幸

ISSN: 2433-7234

帝京大学地域活性化研究センター年報 第8巻 2024年

2024年3月31日発行

編集・発行 © 帝京大学地域活性化研究センター
〒320-8551 栃木県宇都宮市豊郷台1-1
帝京大学宇都宮キャンパス
電話 028-627-7106(直通)
Fax 028-627-7184
e-mail: rcrr@riko.teikyo-u.ac.jp
URL: <https://www.teikyo-u.ac.jp/affiliate/laboratory/rcrr/>

印刷所 やじま印刷株式会社
〒327-0003 栃木県佐野市大橋町1105
電話 0283-22-6428
Fax 0283-24-7247

Annals of Research Center for Regional Revitalization Teikyo University

2024

Vol. 8

◆ ARTICLES

- The challenge of entrepreneurial regional revitalization in areas affected by the nuclear power plant disaster
—Odaka Ward, Minamisoma City— Mitsuo YAMAKAWA [1](#)
- Academic Understanding of the Term of “*Jiba Sangyo*” in Japan
—Reexamination of the discourses expressed between the end of the 1960s and the beginning of the 1980s—
..... Kenji YAMAMOTO [25](#)
- Optical Network Deployment for Intelligent Wireless Access on Japanese Small Islands:
The Cases of Tobishima and Awashima Yoshio ARAI [49](#)
- Rebuilding the Inbound Strategy After the Coronavirus Pandemic: The Case of Iide Town, Yamagata Prefecture
..... Yasufumi YAMAGUCHI [73](#)

◆ REPORTS

- Report on Research Based on Mutual Cooperation Agreement with NPO Corporation “TOCHIGI YOUTH
SUPPORTERS NETWORK” in 2022-2023 Satoshi NORIKAWA and Norikawa Seminar [89](#)
- High school-university collaboration between Song Seminar and Tochigi Prefectural Oyama High School(2023)
..... Yu SONG and Keisuke MATSUMURA [97](#)
- Consideration regarding gender equality in Utsunomiya City Yu SONG and Song(Sou) Seminar [106](#)
- A Field Survey on agricultural work in Koisago District, Nakagawa Town, Tochigi Prefecture, Japan
..... Tomoyuki HAYASHIDA and Hayashida Seminar [115](#)
- Fisheries and fishing villages: Special lecture notes by Dr.Kazutoshi Kase
..... Kazutoshi KASE and Tomoyuki HAYASHIDA [121](#)

- ◆ MISCELLANEOUS NEWS [132](#)